第10期　那須塩原市高齢者福祉計画

＜素　案＞

令和８年11月
那須塩原市

《目　次》

第１章　計画の策定にあたって 1
　１　計画策定の背景 1
　２　計画の位置づけ 2
　３　計画の期間 3
　４　計画の策定体制 4
　５　国の基本指針について 5
　６　計画策定に当たっての基本的な視点 6
第２章　本市の高齢者を取り巻く現状と傾向、課題 7
　１　データから見る本市の高齢者を取り巻く現状 7
　２　市民アンケート・事業所調査等から見る現状 14
　３　市民アンケート調査等の結果から見えてくる市の現状と傾向について 31
　４　本市の高齢者を取り巻く現状と傾向、課題のまとめ 34
第３章　計画の基本的な方向性 36
　１　基本的な視点 36
　２　基本理念 63
　３　基本目標及び重点施策 64
　４　施策体系 66
第４章　施策の展開 68
　基本目標Ⅰ　将来を見据えた元気で幸せな人づくり 68
　基本目標Ⅱ 人とつながり心おだやかに過ごせる暮らしづくり 85
　基本目標Ⅲ どこでもいつでも安全で安心していられる地域づくり 104
　基本目標Ⅳ 介護保険サービスの基盤整備と事業の円滑な運営 115
第５章　計画の推進 128
　１　計画の推進体制 128
　２　計画の進行管理 129

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景

内閣府より発表された「令和７年度版高齢社会白書」によると、令和６（2024）年 10 月１日現在の日本の総人口は１億 2,380 万人であり、そのうち 65 歳以上の高齢者は 3,624 万人、高齢化率は 29.3%となっています。日本の 65 歳以上の高齢者数は増加を続けており、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年には、生産年齢人口（15 歳～64 歳人口）の減少が加速する中でピークを迎えると予測されています。

那須塩原市（以下、「本市」）においては、令和７（2025）年 10 月１日現在、高齢者は 33,683 人、高齢化率は 30.4%と約３人に１人は高齢者となっています。今後も少子高齢化による高齢化率の上昇とともに、高齢夫婦のみ世帯や高齢者単身世帯の増加、生産年齢人口（15～64 歳）の減少が見込まれており、高齢者人口の増加に伴う医療・介護・年金等の社会保障費の増加が懸念されることから、介護保険制度の持続可能性を確保していくことが重要となっています。

また、介護の需要がさらに増加し、多様化することが想定される一方で、地域の高齢者を支える介護の担い手が不足することも想定されます。

本市では、介護保険制度の持続可能性を維持しながらも、高齢者が可能な限り自立し、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が切れ目なく一体的に行われる「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に取り組み、中長期を見据え介護サービス基盤を計画的に整備し、介護保険制度の持続可能性を確保しながら、地域共生社会の実現に向けて取り組むことが求められます。

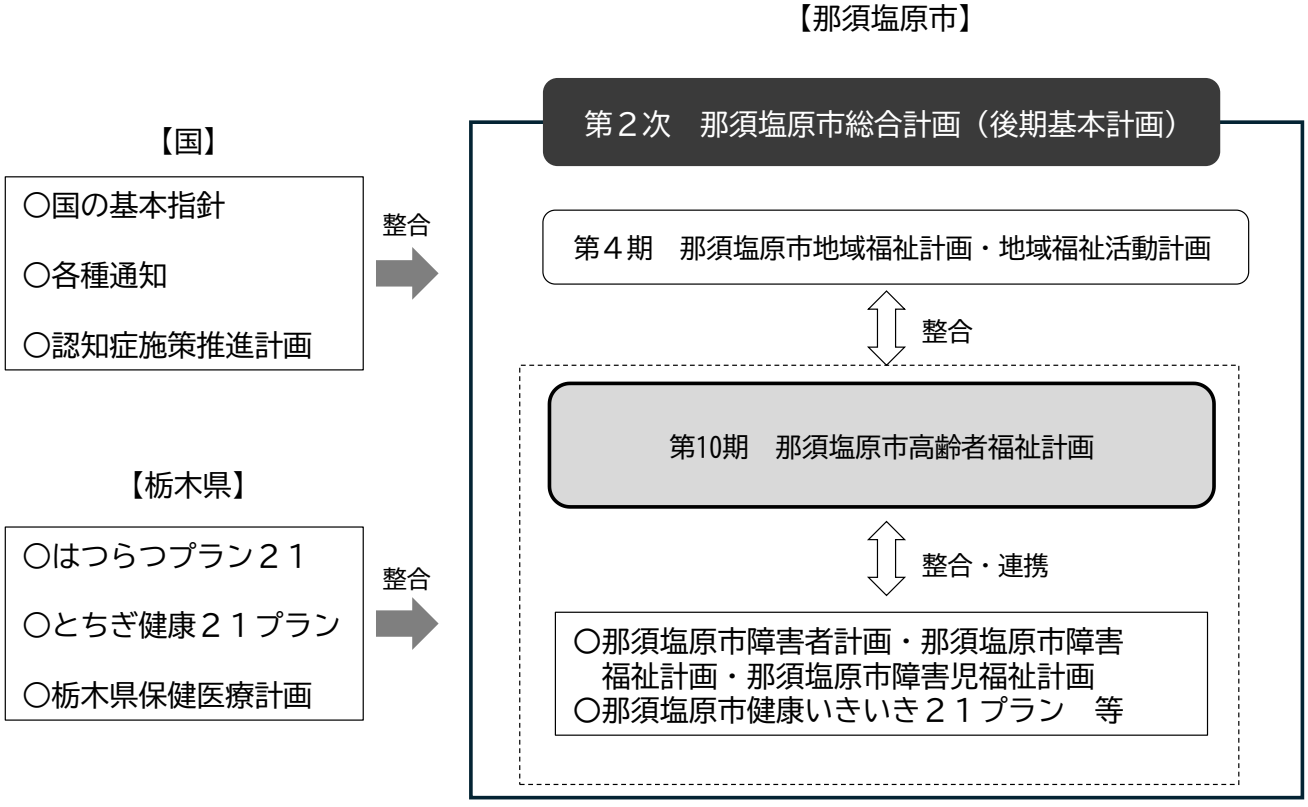
こうした中、令和６（2024）年３月に策定した「第９期　那須塩原市高齢者福祉計画」の計画期間が令和８（2026）年度をもって終了することから、新たに令和９（2027）年度を初年度とする「第 10 期　那須塩原市高齢者福祉計画」（以下、「第 10 期計画」）を策定するものです。

２　計画の位置づけ

本市の高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の８に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するもので、第 10 期計画からは共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条第 1 項に規定する「市町村認知症施策推進計画」も包含し、本市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置付けられるものです。

また、本計画は、本市の最上位計画である「第２次　那須塩原市総合計画（後期基本計画）」のもと、地域における福祉活動等を積極的に推進し、地域共生社会を目指す「第４期　那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」をはじめ、本市の障害者福祉、健康づくりなどの分野別の関連計画と整合を図るとともに、栃木県の高齢者支援計画である「はつらつプラン２１」とも整合性のとれた計画とします。

■計画の位置づけ

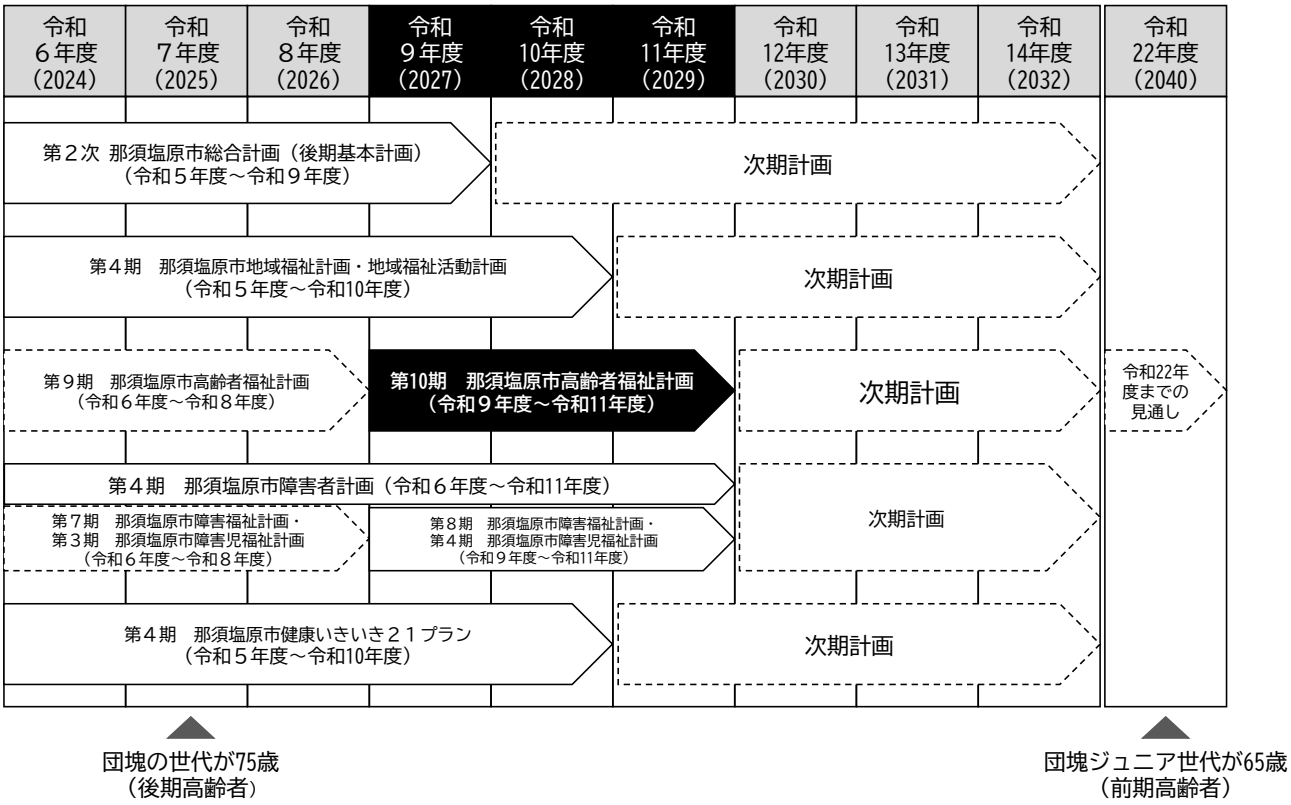


３　計画の期間

本計画は、平成 12（2000）年度から高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しており、今回は第 10 期計画となります。第 10 期計画の計画期間は、令和９（2027）年度から令和 11（2029）年度までの３年間です。

また、第 10 期計画期間だけではなく、団塊ジュニア世代が 65　歳以上となり、高齢化が一段と進む令和 22（2040）年度までのサービスの充実に向けた方向性を定め、中長期的な視点に立って計画を策定します。

■計画の期間



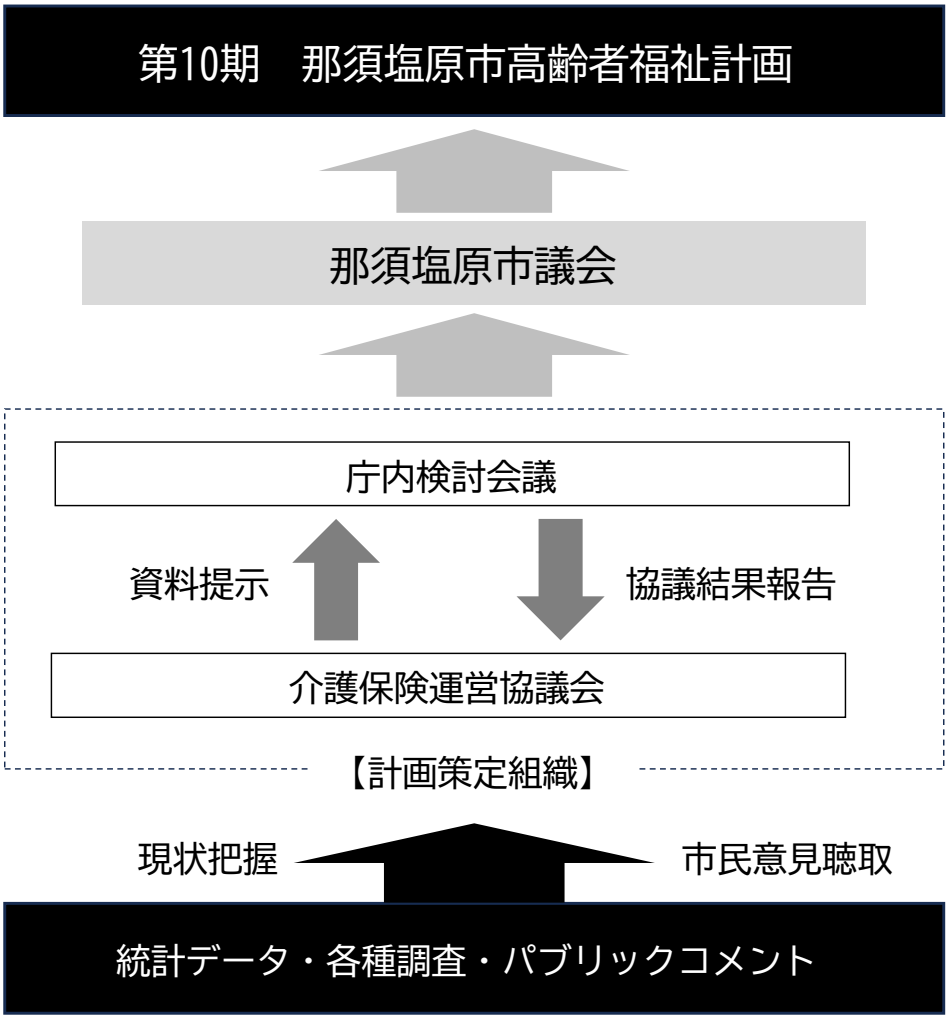
４　計画の策定体制

第 10 期計画の策定に当たっては、地域包括ケアシステムの実現及び全ての高齢者を視野に入れた総合的な高齢者福祉施策を構築するため、被保険者の代表、学識経験者、本市の高齢者保健福祉分野に関わる団体、事業者など各層の関係者で構成する「介護保険運営協議会」を市長の附属機関として設置し、審議と検討を行いました。あわせて、那須塩原市役所内の関係各部局との連携と情報共有を図ることを目的とした「庁内検討会議」を設置し、調整を行いました。

高齢者福祉施策の検討に当たっては、市内に暮らす高齢者の生活や健康、ニーズなどを把握するための市民アンケート調査、市内介護サービス事業者のケアマネジメントの実状を把握するためのアンケート調査を行い、その結果を基礎資料としました。

また、パブリックコメントを実施することで市民の方々の意見を取り入れ、那須塩原市議会の議決をもって第 10 期計画を策定します。

■第 10 期計画の策定体制



５　国の基本指針について

介護保険法第 116 条において、厚生労働大臣は「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を定めることとされ、県及び市町村は、その基本指針に即して、３年を１期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めます。

第 10 期計画における基本指針の要点は次のとおりです。

■第 10 期計画における基本指針の要点

基本的な考え方

1　2040 年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第 10 期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040 年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。

2　その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第９期までの取組を前提に、第 10 期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。

見直しのポイント

1　介護サービス基盤の計画的な整備

①介護保険事業（支援）計画の策定

・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が 2040 年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。

・計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。

・計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

②地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

・地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）について議論。

・医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

2　地域包括ケアシステムの深化

①総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。

②頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。

③認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

3　介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

①都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。

②テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

６　計画策定に当たっての基本的な視点

第 10 期計画における基本的な視点は以下の通りです。

（１）介護サービスの種類ごとの量に関する中長期的な推計について

第 10 期計画及び中長期的なサービス提供体制の確保に向けた議論の基礎となる地域のサービス提供の実態や課題及び中長期的な状況について、市は、市全体及び地区・地域別の状況を確認する。その際、サービス見込量は、令和 22（2040）年度を含む中長期的な推計を行う。

（２）医療・介護連携の推進について

令和 22（2040）年にかけて、介護と医療の複合ニーズを有する 85 歳以上の高齢者が増加することを踏まえ、適切な医療・介護サービスの受け皿を確保するため、令和 22（2040）年に向けた医療・介護連携に係る提供体制等について検討を行う。

（３）高齢者向け住まいの設置状況等の勘案について

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、第 10 期計画の策定においては、これらの入居定員総数や、要介護者の人数、利用状況等も踏まえて、介護ニーズの見込み等を定める。

（４）介護人材確保等の取組について

介護サービス需要がさらに高まる一方で、生産年齢人口の減少が見込まれる中、介護サービスの提供やその体制の確保のため、人材確保について県と連携していく。

また、介護サービス事業所の人材の確保等を目的に、介護人材確保対策事業を継続していく。

（５）認知症施策の推進について

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和５（2023）年法律第 65 号）に基づき、第 10 期計画と一体的に那須塩原市認知症施策推進計画を策定する。

認知症の人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、「新しい認知症観」の普及を促進し、認知症の人を含めた市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現に向けた施策を推進する。

第２章　本市の高齢者を取り巻く現状と傾向、課題

１　データから見る本市の高齢者を取り巻く現状

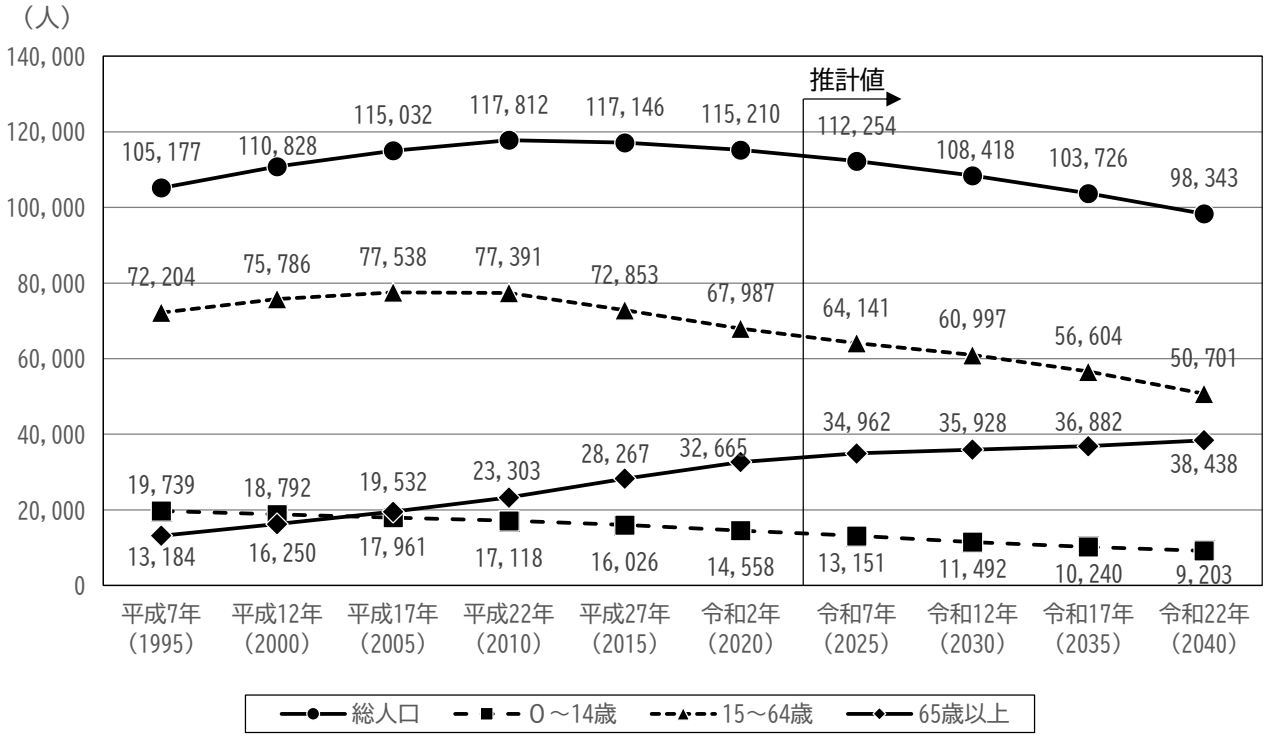
（１）人口推計の傾向

①総人口と年齢別人口の推移

総人口は平成 22（2010）年をピークに減少傾向に転じ、令和２（2020）年では 115,210 人となっています。推計では、その後も減少傾向が続き、令和 22（2040）年では 98,343 人と予測されています。

年齢３区分別の人口を見てみると、生産年齢人口（15～64 歳）は平成 17（2005）年の 77,538 人をピークに減少傾向に転じています。また、この年に高齢者人口（65 歳以上）と年少人口（0～14 歳）の逆転が始まっています。今後も、生産年齢人口と年少人口の減少、高齢者人口の増加傾向が続くと予測されています。

■那須塩原市の人口推移と将来推計人口

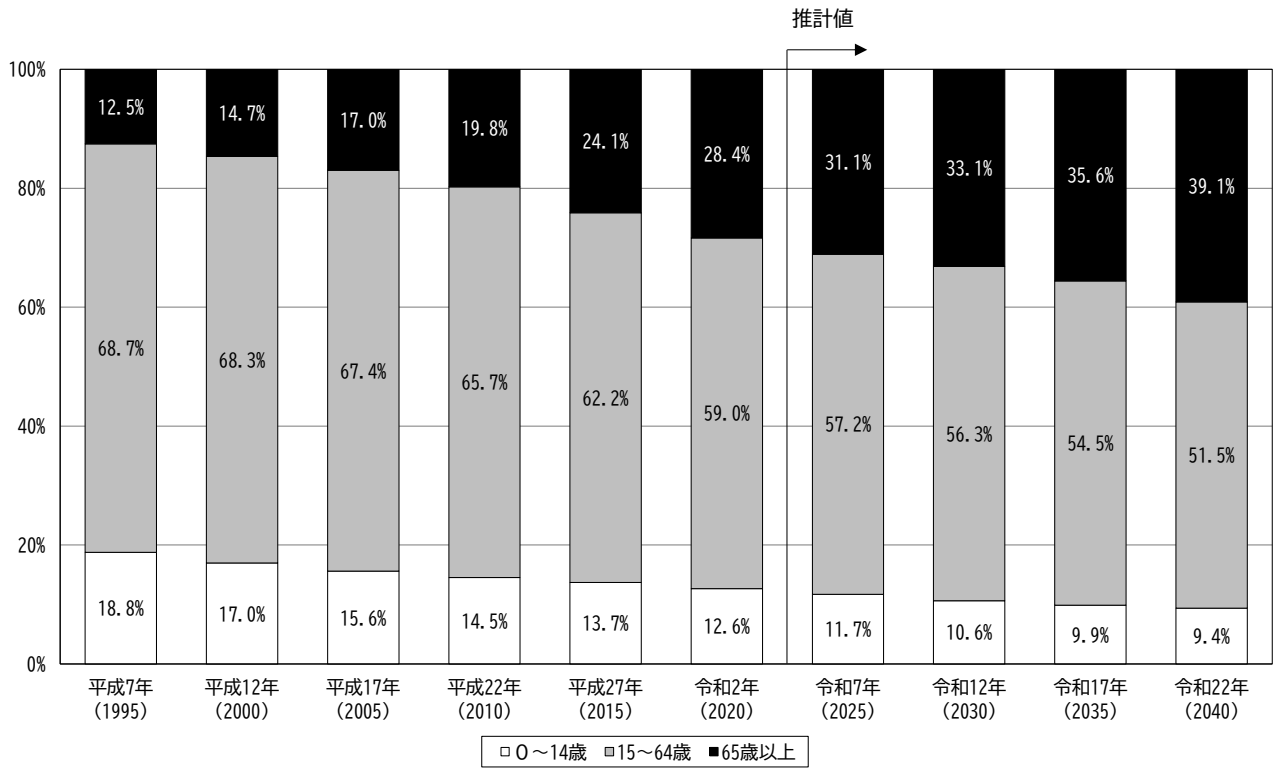


出典：第２次那須塩原市総合計画後期基本計画

②年齢（３区分）別人口割合の推移

年齢（３区分）別の人口割合では、生産年齢人口の割合が最も高くなっていますが、近年、高齢者人口の割合が大きく上昇しています。今後も高齢者人口は増加を続け、令和 22（2040）年には市全体の 39.1%が 65 歳以上となり、５人に２人が高齢者となります。

■年齢（３区分）別人口割合の推計



出典：第２次那須塩原市総合計画後期基本計画

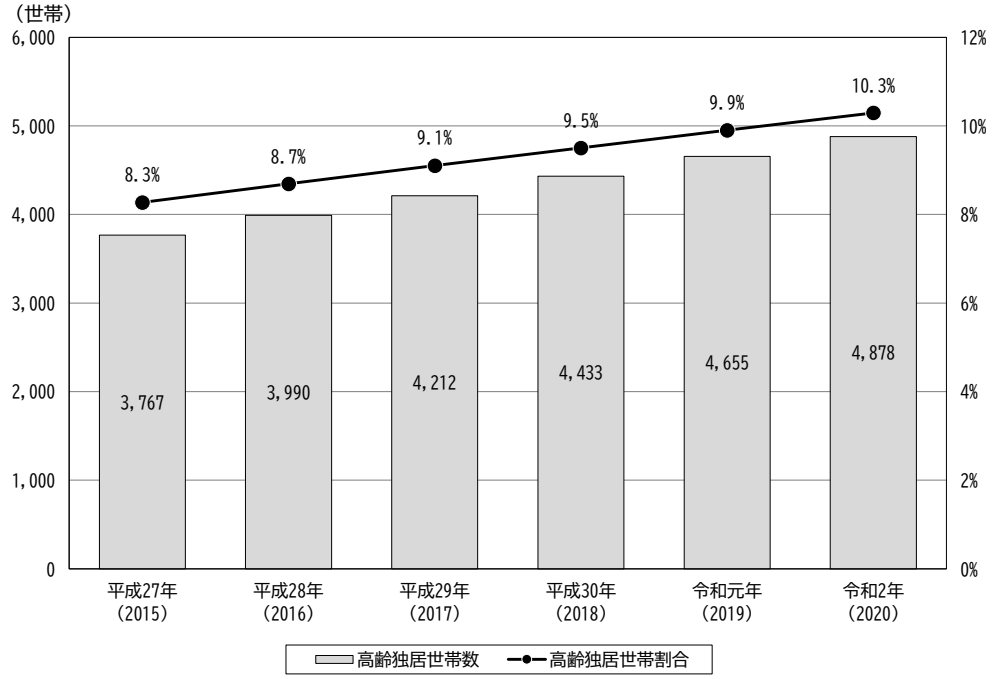
（２）高齢世帯の傾向

①高齢独居世帯数

本市の高齢独居世帯は増加傾向にあり、令和２（2020）年では 10.3%と総世帯数の１割以上が高齢者の独居世帯となっています。

また、県内他市等の比較では、県全体よりは低いものの、県内他市等の中では中位の高齢独居世帯割合となっています。

■高齢独居世帯数の推移



■高齢独居世帯数（令和２（2020）年）

	県	那須塩原市、県内他市				那須地域定住自立圏の市町		
	栃木県	那須塩原市	宇都宮市	小山市	佐野市	大田原市	那須町	那珂川町
一般世帯数	795,449	47,388	230,546	69,512	48,009	29,733	9,085	5,669
高齢独居世帯数	85,355	4,878	22,945	6,366	6,042	2,660	1,482	792
高齢独居世帯割合	10.7%	10.3%	10.0%	9.2%	12.6%	8.9%	16.3%	14.0%

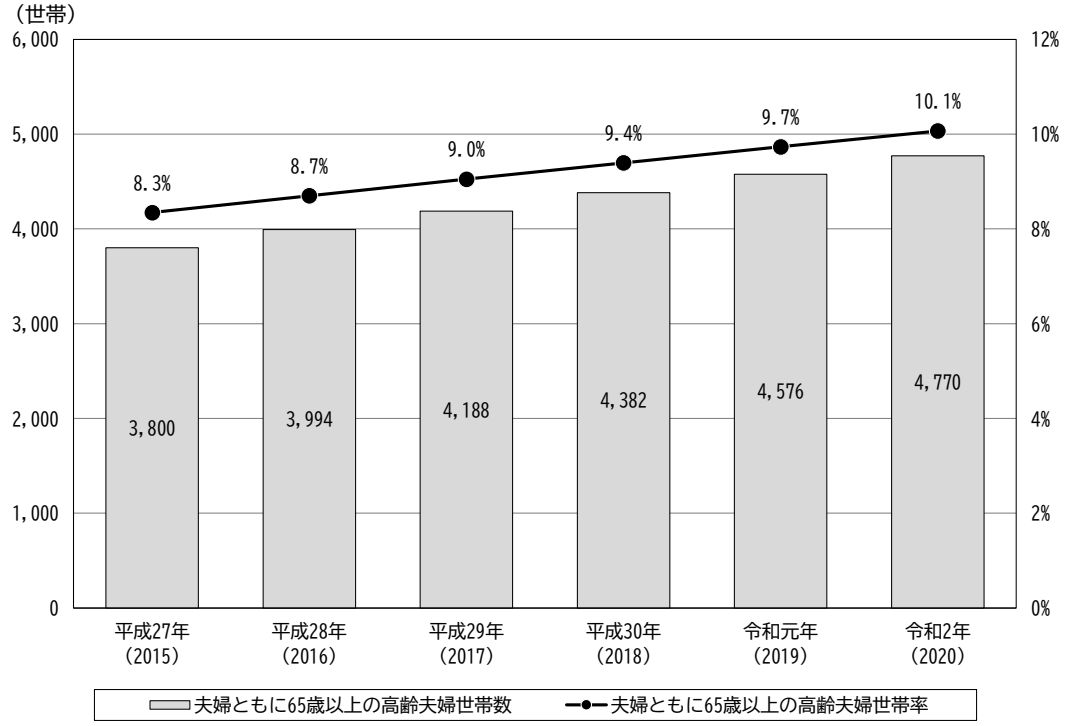
出典：厚生労働省　地域包括ケア「見える化」システム

②夫婦ともに 65 歳以上の高齢夫婦世帯数

本市の夫婦ともに 65 歳以上の高齢夫婦世帯は、高齢独居世帯と同様に増加傾向にあり、令和２（2020）年では 10.1%と総世帯数の１割以上となっており、高齢者の独居世帯と合わせると総世帯の２割以上が高齢者のみの世帯となっています。

また、県内他市等の比較では、高齢独居世帯と同様の傾向で、県全体よりは低いものの、県内他市等の中では中位の世帯率となっています。

■夫婦ともに 65 歳以上の高齢夫婦世帯数の推移



■夫婦ともに 65 歳以上の高齢夫婦世帯数（令和２（2020）年）

	県	那須塩原市、県内他市				那須地域定住自立圏の市町		
	栃木県	那須塩原市	宇都宮市	小山市	佐野市	大田原市	那須町	那珂川町
一般世帯数	795,449	47,388	230,546	69,512	48,009	29,733	9,085	5,669
夫婦ともに 65 歳以上の高齢夫婦世帯数	82,125	4,770	20,837	6,154	5,296	2,747	1,403	744
夫婦ともに 65 歳以上の高齢夫婦世帯率	10.3%	10.1%	9.0%	8.9%	11.0%	9.2%	15.4%	13.1%

出典：厚生労働省　地域包括ケア「見える化」システム

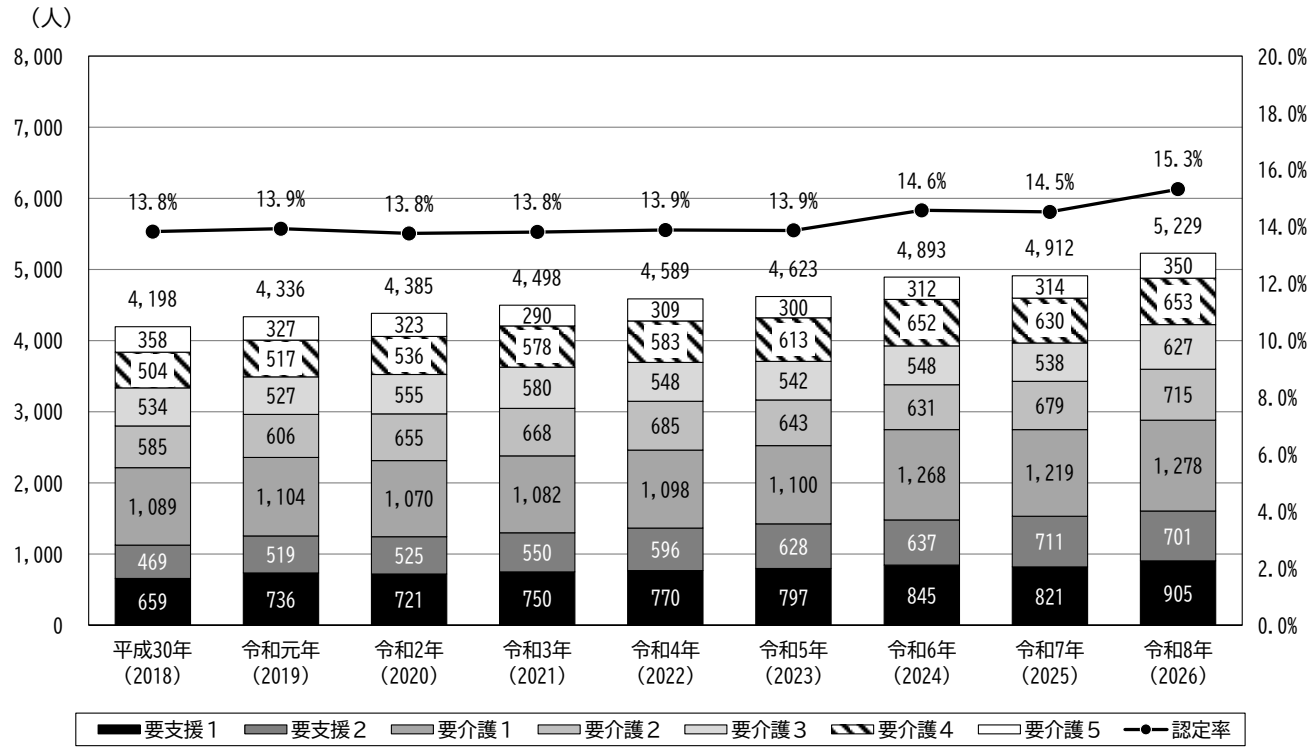
（３）要介護認定率の傾向

①本市の要介護認定率の推移

要介護認定者数は増加傾向にあり、令和８年３月末では 5,229 人となっており、平成 30 年と比較すると 1,031 人の増加となっています。

また、要介護認定者数を第１号被保険者数で割った認定率は令和８年３月末で 15.3%となっており、平成 30 年に比べ 1.5 ポイント上昇しています。

■要介護認定率の推移



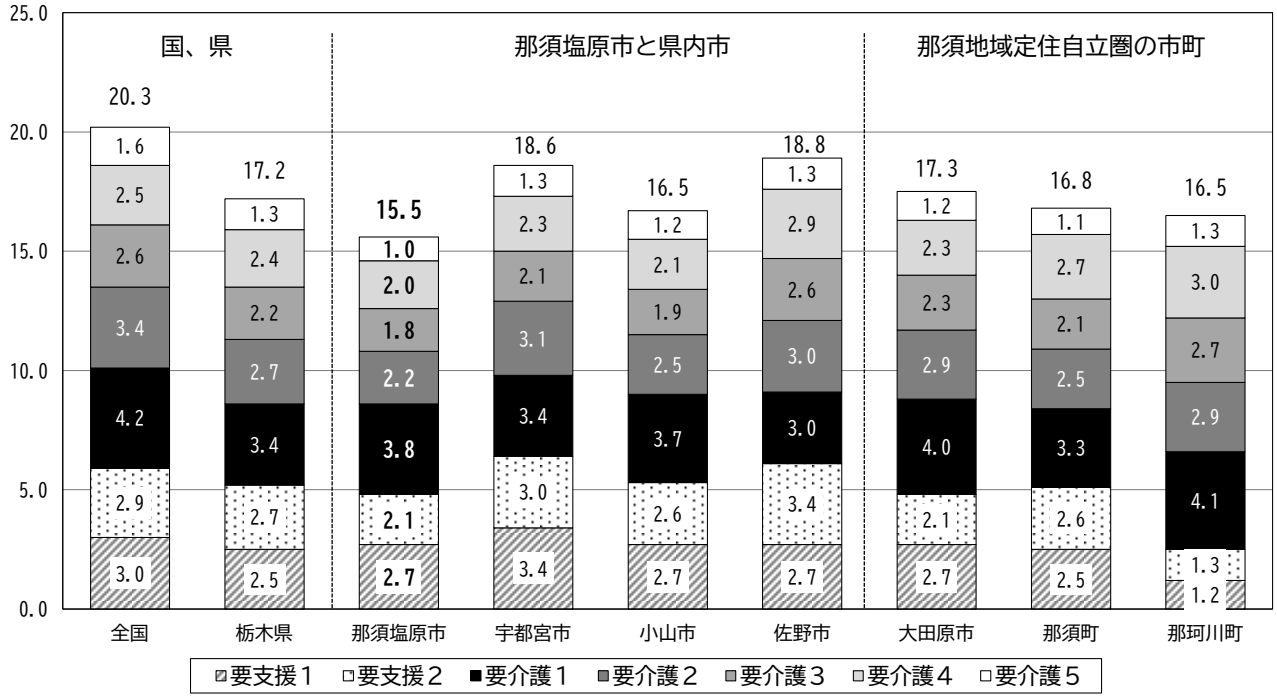
出典：厚生労働省　地域包括ケア「見える化」システム（各年３月末日現在）

②要介護認定率の傾向（県内比較）

本市の合計認定率は、全国、栃木県、県内他市及び那須地域定住自立圏市町と比べると、最も低くなっています。

また、調整済み軽度認定率（要支援１～要介護２）は、那珂川町・那須町に次いで３番目に低く、調整済み重度認定（要介護３～５）は県内で最も低くなっています。

■要介護認定率の傾向



■調整済み認定率※（令和７年６月）

	栃木県	那須塩原市	宇都宮市	小山市	佐野市	大田原市	那須町	那珂川町
調整済み軽度認定率	12.1%	11.9%	13.6%	12.6%	12.7%	12.6%	11.4%	9.4%
調整済み重度認定率	6.3%	5.5%	6.1%	5.9%	7.1%	6.0%	6.3%	6.1%

※調整済み認定率：認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第１号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外した認定率のこと。

出典：厚生労働省　地域包括ケア「見える化」システム

（４）介護保険サービス別受給率※の傾向

本市の介護保険のサービス別受給率を見ると、在宅サービス及び施設サービスは、県、県内他市、那須地域定住自立圏市町のいずれと比べても低い割合となっています。一方、居住系サービスの受給率は、佐野市に次いで高い割合となっています。

■受給率の比較（令和８（2026）年）

	県	那須塩原市、県内他市				那須地域定住自立圏の市町		
	栃木県	那須塩原市	宇都宮市	小山市	佐野市	大田原市	那須町	那珂川町
在宅	9.5%	8.5%	10.3%	9.6%	10.2%	10.1%	8.8%	9.3%
居住系	0.9%	1.1%	0.8%	0.8%	1.2%	1.1%	1.0%	0.5%
施設	2.9%	2.2%	2.5%	2.6%	3.3%	3.1%	3.0%	3.8%

出典：厚生労働省　地域包括ケア「見える化」システム

※受給率：サービス別の受給者数を第１号被保険者数で除した割合。

2　市民アンケート・事業所調査等から見る現状

（１）調査の概要

①調査対象者

	対象者
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	那須塩原市にお住まいの 65 歳以上の方 （要介護１～５の認定を受けた方を除く。）
在宅介護実態調査	那須塩原市内にお住まいで要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請をした方
サービス事業所調査	市内の介護サービス提供事業所
サービス提供法人調査	市内の介護サービス提供事業所がある法人

②配布数及び回収数

	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	5,000 件	3,204 件	3,204 件	64.1%
在宅介護実態調査	1,200 件	546 件	545 件	45.4%
在宅生活改善調査	45 件	36 件	36 件	80.0%
介護人材実態調査	174 件	88 件	88 件	50.6%
サービス提供法人調査	82 件	40 件	40 件	48.8%

③調査期間

令和８年１月 21 日（水）～ 令和８年２月 13 日（金）

④グラフ等の見方について

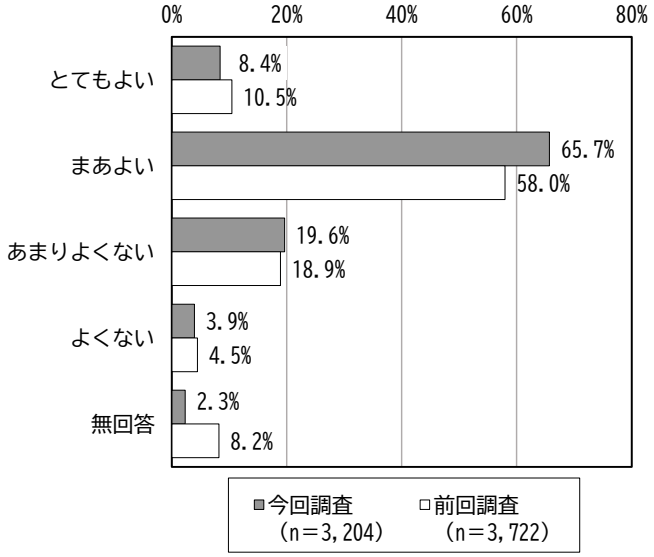
・アンケート調査等の各調査結果は、回答すべき箇所が回答されていないものは「無回答」として扱います。
・回答する必要のない箇所及び回答すべき箇所でないところを回答している場合は「非該当」として扱います。
・設問の構成比は、回答者数（該当設問での該当者数）を基数として百分率（%）で示しています。したがって、非該当者数は、構成比に含まれません。
・比率は全て百分率（%）で表し、小数点以下第二位を四捨五入し算出しているため合計が 100%にならない場合があります。
・複数回答については、回答者数を基数として百分率（%）で示しています。したがって、合計値が 100%にならない場合もあります。

（２）調査の結果概要（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

①主観的健康観

現在の健康状態については、「とてもよい(8.4%)」、「まあよい(65.7%)」を合わせた割合が 74.1%に対し、「あまりよくない(19.6%)」、「よくない(3.9%)」を合わせた割合が 23.5%となっています。

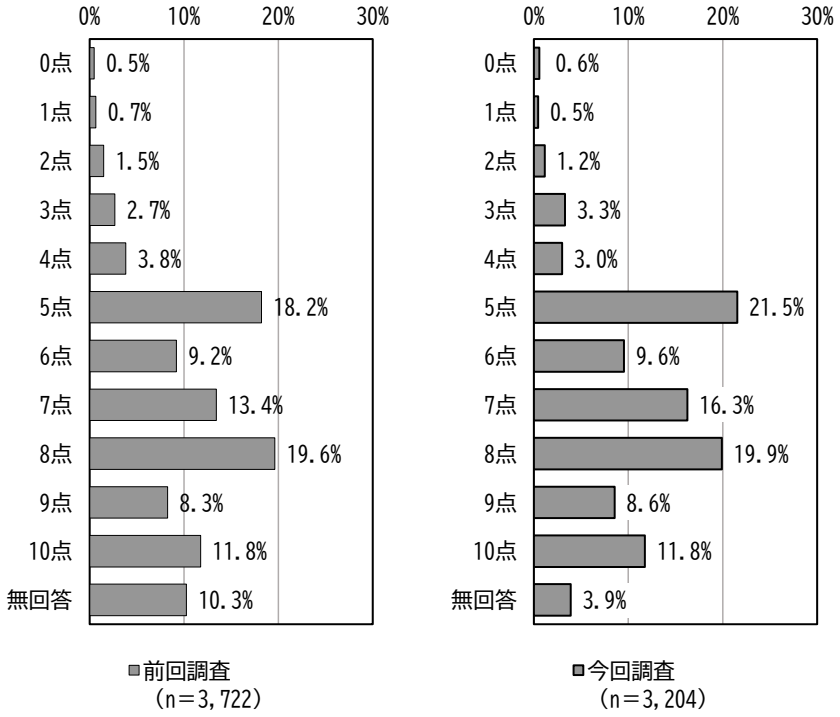
これは、前回調査(令和４年 10 月)における、「とてもよい(10.5%)」、「まあよい(58.0%)」を合わせた割合 68.5%と比較して 5.6 ポイント増加しました。



②主観的幸福感

現在の幸福度については、「５点」が 21.5%と最も多く、次いで、「８点」が 19.9%、「７点」が 16.3%となっています。

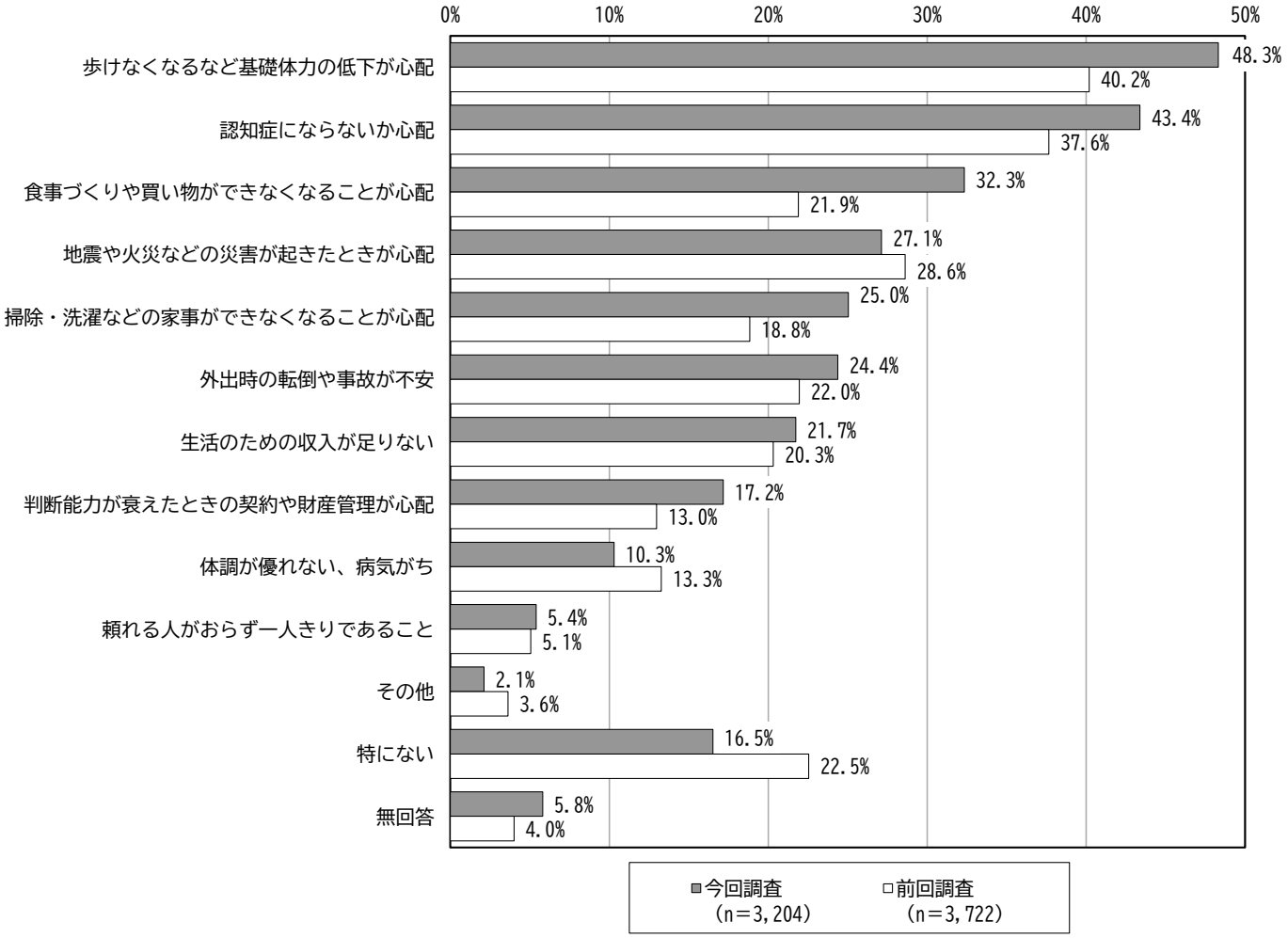
「６点」から「10 点」までの高い点数を回答した人の割合は 66.2%で、これは前回調査（令和４年 10 月_62.3%）と比較して 3.9 ポイント増加しました。



③日常生活での悩み

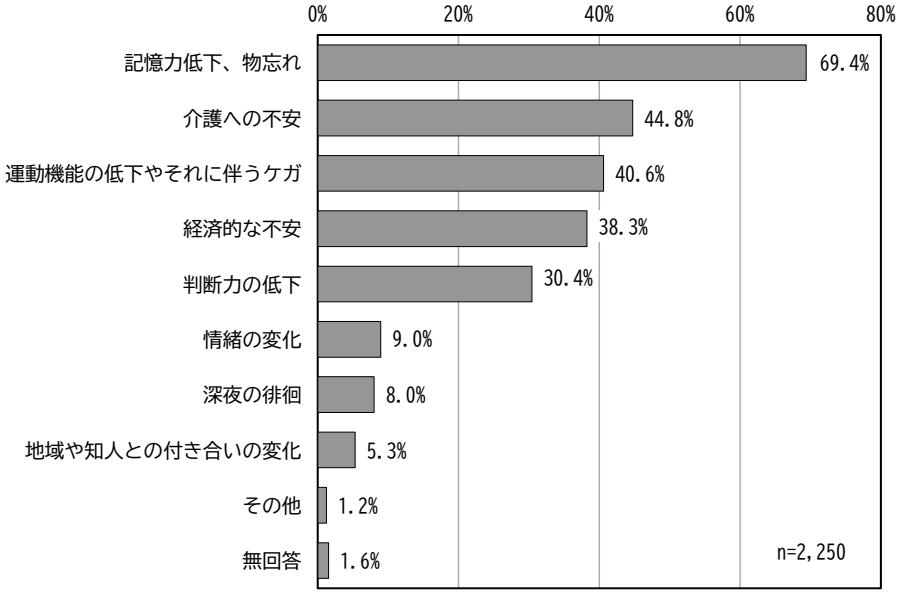
日常生活において、不安、悩み、心配事はあるかについての設問（複数回答可）では、「歩けなくなるなど基礎体力の低下が心配」が 48.3%と最も多く、次いで「認知症にならないか心配」が 43.4%、「食事づくりや買い物ができなくなることが心配」が 32.3%となっています。

前回調査（令和４年 10 月）では、「歩けなくなるなど基礎体力の低下が心配」が 40.2%（今回 8.1 ポイント増加）と最も多く、次いで「認知症にならないか心配」が 37.6%（今回 5.8 ポイント増加）、「地震や火災などの災害が起きたときが心配」が 28.6%（今回 1.5 ポイント減少）で、「食事づくりや買い物ができなくなることが心配」が 21.9%（今回 10.4 ポイント増加）という結果であり、今回の調査では前回よりも全体的に日常生活での悩みが増加している傾向でした。



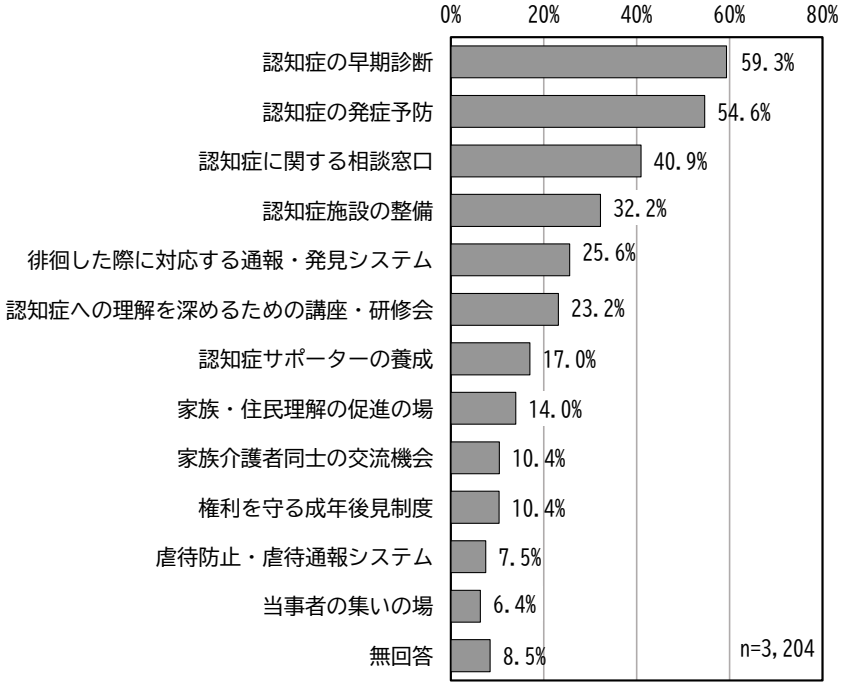
④認知症の不安

認知症についての設問において、自身や家族の認知症について「不安がある」又は「少しある」と回答した人は合計 70.2%で、その不安内容（複数回答可）については、「記憶力低下、物忘れ」が 69.4%と最も多く、次いで、「介護への不安」が 44.8%、「運動機能の低下やそれに伴うケガ」が 40.6%となっています。



⑤認知症の方の増加に伴い必要な取組

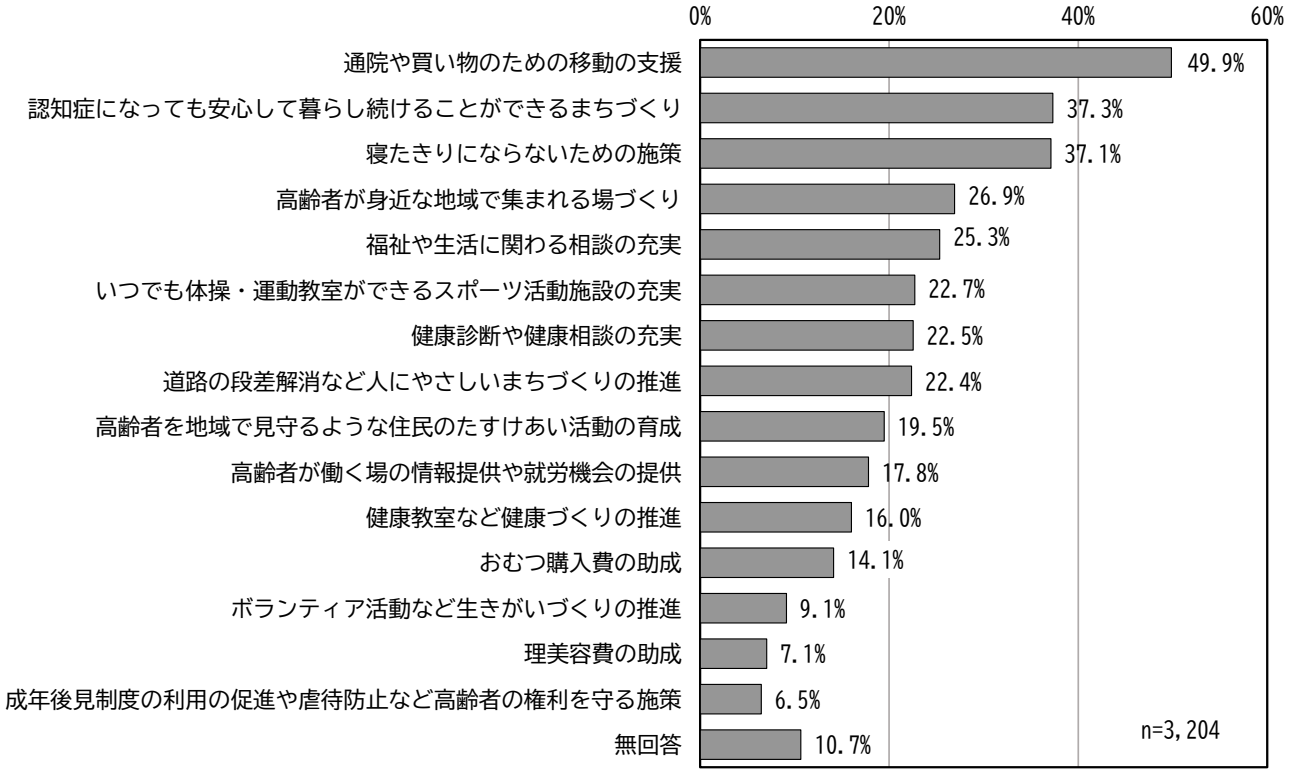
今後、認知症の方の増加にあたり、特に必要だと思うこと（複数回答可）については、「認知症の早期診断」が 59.3%と最も多く、次いで、「認知症の発症予防」が 54.6%、「認知症に関する相談窓口」が 40.9%となっています。



⑥今後力を入れてほしい高齢者施策

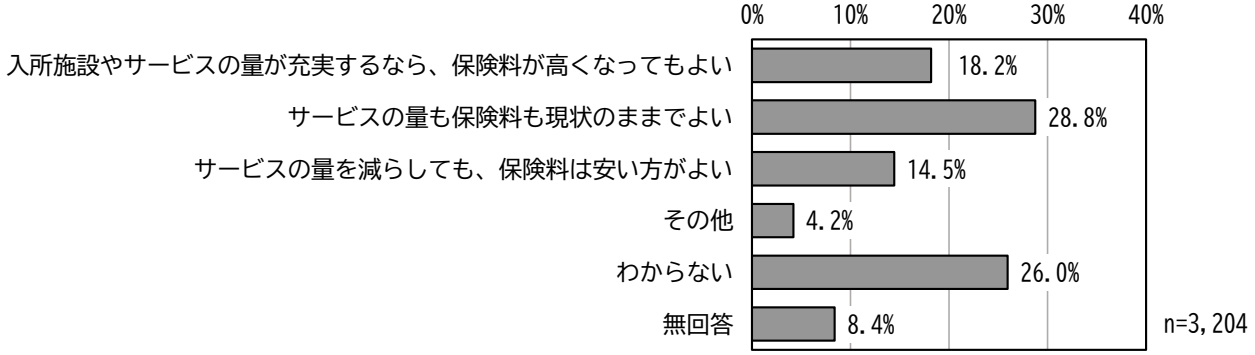
今後、力を入れてほしい高齢者施策については、「通院や買い物のための移動の支援」が 49.9%と最も多く、次いで、「認知症になっても安心して暮らし続けることができるまちづくり」が 37.3%、「寝たきりにならないための施策」が 37.1%となっています。

前回調査（令和４年 10 月）と今回では設問の回答欄に一部変更があったため単純な比較はできませんが、前回調査の結果の上位３つも今回と同じものでした。



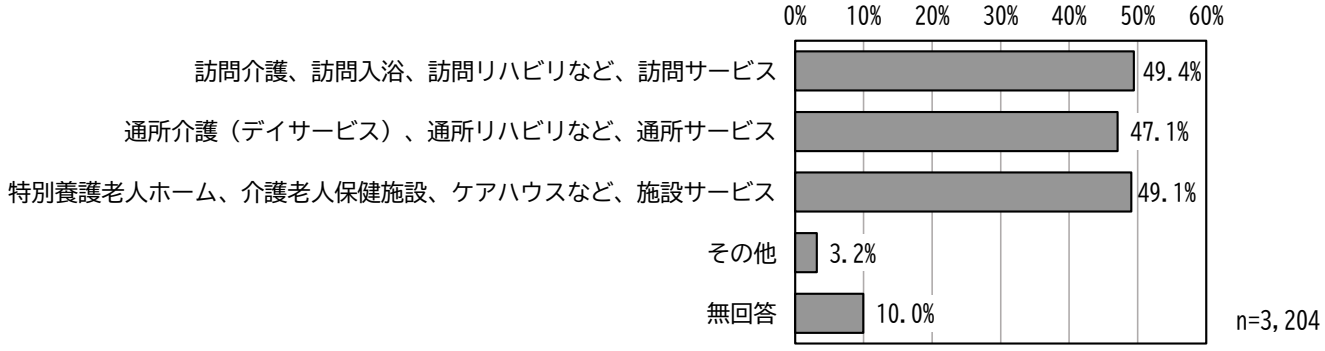
⑦今後の介護保険料と介護保険サービスについて

高齢化率がピークを迎える 2040 年に向けて、今後の介護保険料と介護保険サービスについては、「サービスの量も保険料も現状のままでよい」が 28.8%と最も多く、次いで、「わからない」が 26.0%、「入所施設やサービスの量が充実するなら、保険料が高くなってもよい」が 18.2%となっています。



⑧どのような介護保険サービスを充実させてほしいか

介護サービスが必要なとき、どのような介護保険サービスを充実させて欲しいか（複数回答可）については、「訪問介護、訪問入浴、訪問リハビリなど、訪問サービス」が49.4%と最も多く、次いで、「特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ケアハウスなど、施設サービス」が49.1%、「通所介護（デイサービス）、通所リハビリなど、通所サービス」が47.1%となっており、訪問・通所・施設の介護サービスを満遍なく充実させてほしいという傾向でした。



（２－２）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果を踏まえた各リスク分析

この項目については、令和７年度中に実施した「那須塩原市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」のデータを厚生労働省が運営する「地域包括ケア　見える化システム」にアップロードすることによって、回答者の回答状況により各リスクを自動判定し、各圏域の状況を分析したものです。

なお、那須塩原市が独自に設定した設問項目については、「地域包括ケア　見える化システム」での分析ができないため、アンケート結果を圏域ごとにクロス集計をしています。

①各リスク分析

市全体をみると、うつ傾向を除く各リスクで栃木県平均を上回っています。特に運動器リスクについては、栃木県平均より 5.1 ポイント高くなっており、運動に問題のある高齢者が多いことが伺えます。

	運動器	栄養改善	咀嚼機能	閉じこもり	認知症	うつ傾向	IADLが低い	転倒リスク
全国（参考）	17.7	8.7	31.7	17.2	41.8	41.1	6.8	33.4
栃木県	15.2	7.2	32.8	18.4	41.5	40.5	6.1	32.8
那須塩原市	20.3	8.6	35.4	21.1	45.0	39.7	9.6	35.2
黒磯	23.4	7.3	34.6	18.9	47.6	41.6	10.8	38.8
塩原	22.0	8.6	35.8	28.8	45.0	38.3	8.9	39.3
厚崎	19.7	9.7	35.9	19.1	44.3	41.4	7.8	33.0
とようら	13.9	6.8	35.6	20.3	42.0	43.7	8.8	32.5
稲村	19.6	9.2	37.4	22.1	46.3	36.5	8.6	41.1
高林	17.2	8.6	34.8	24.8	46.6	38.3	9.0	36.2
東那須野	14.3	8.1	35.8	16.5	45.2	38.0	7.5	31.8
鍋掛	17.2	7.8	33.6	19.0	44.8	36.6	7.5	36.9
西那須野西部	25.4	9.1	35.1	21.4	44.0	40.0	10.9	33.1
西那須野東部	20.6	8.3	34.2	20.6	45.4	41.5	12.1	34.2

②リスク以外の圏域分析のまとめ

市全体をみると、夫婦二人暮らし、主観的健康観が高い、主観的幸福感が高い以外で栃木県平均を上回っています。特に主観的健康観では 5.0 ポイント、主観的幸福感では 6.0 ポイント県平均より低くなっています。

	独居高齢者	夫婦二人暮らし	配食ニーズあり	買い物ニーズあり	介護が必要な高齢者	主観的健康観が高い	現在の暮らしが苦しい	主観的幸福感の高い
全国	22.1	37.2	7.4	5.0	7.6	76.5	32.7	45.2
栃木県	18.3	36.4	6.0	4.8	6.0	78.7	32.7	45.7
那須塩原市	19.2	35.8	7.9	7.8	10.8	73.7	37.5	39.7
黒磯	26.6	29.7	9.4	7.0	12.2	70.3	32.5	44.1
塩原	19.2	38.0	9.3	8.6	10.5	74.4	36.4	46.3
厚崎	19.1	31.7	6.1	5.8	8.4	77.0	40.1	42.1
とようら	20.0	42.0	6.1	5.8	6.4	73.9	36.6	36.6
稲村	24.8	32.5	8.9	7.1	11.0	75.2	42.0	38.0
高林	13.1	40.0	6.9	7.9	7.9	73.8	36.9	40.7
東那須野	14.0	39.9	6.9	6.2	9.0	75.4	28.3	41.4
鍋掛	14.2	34.7	7.5	4.9	6.3	77.2	32.5	40.7
西那須野西部	21.1	32.9	7.4	9.4	14.3	70.3	41.7	38.3
西那須野東部	16.5	39.6	9.5	9.7	12.6	73.8	36.9	35.4

※「全国」及び「栃木県」の数値は令和８年７月 15 日現在でシステムにアップロードしている市町村のみの数字となります。

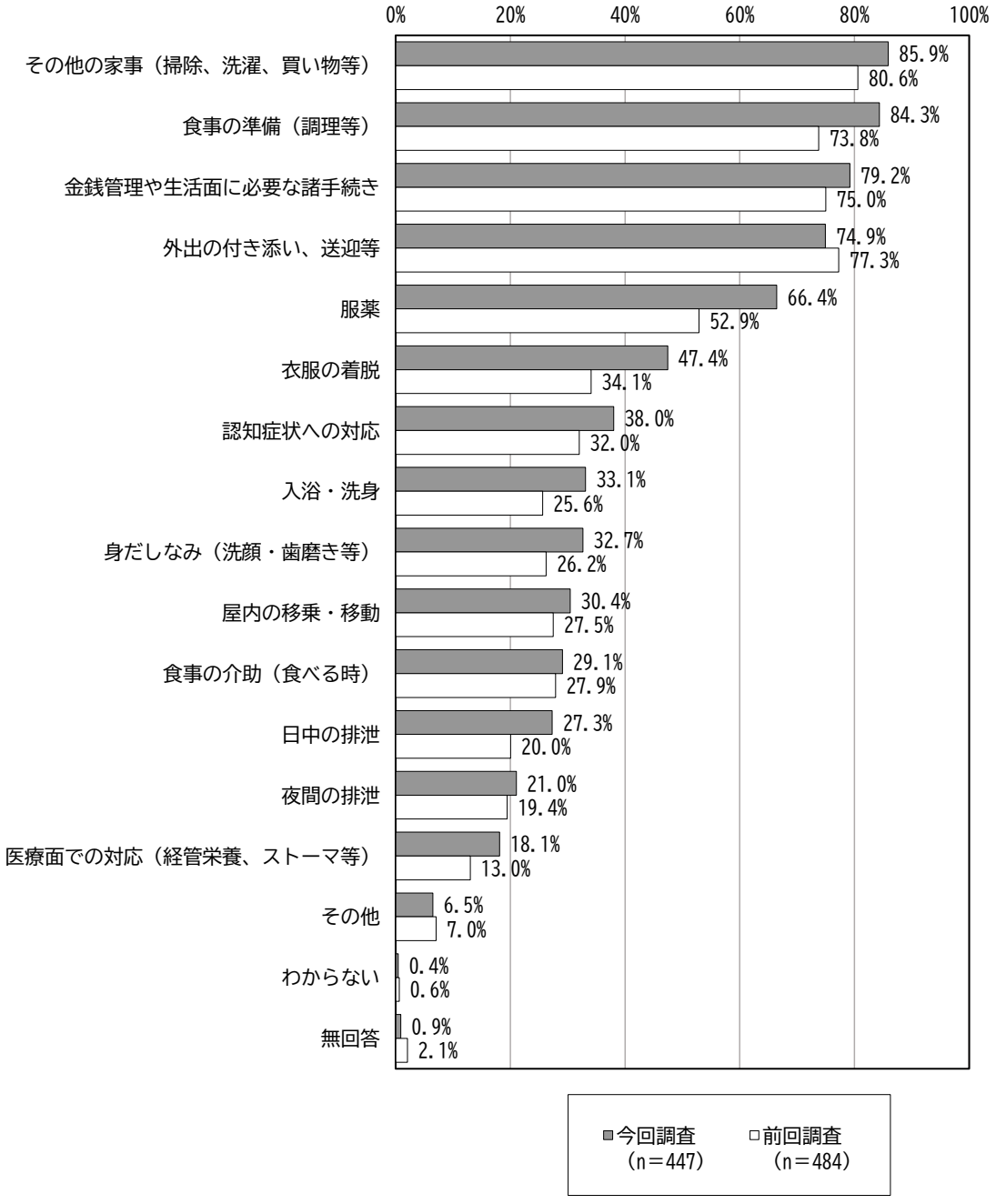
※介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を「地域包括ケア　見える化システム」にアップロードし、システムにて分析したものであるため、実際の調査における各設問の回答率とは一致しないものになります。

（３）調査の結果概要（在宅介護実態調査）

①主な介護者が行っている介護等

現在、主な介護者の方が行っている介護等についての設問（複数回答可）では、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が 85.9%と最も多く、次いで、「食事の準備（調理等）」が 84.3%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が 79.2%となっています。

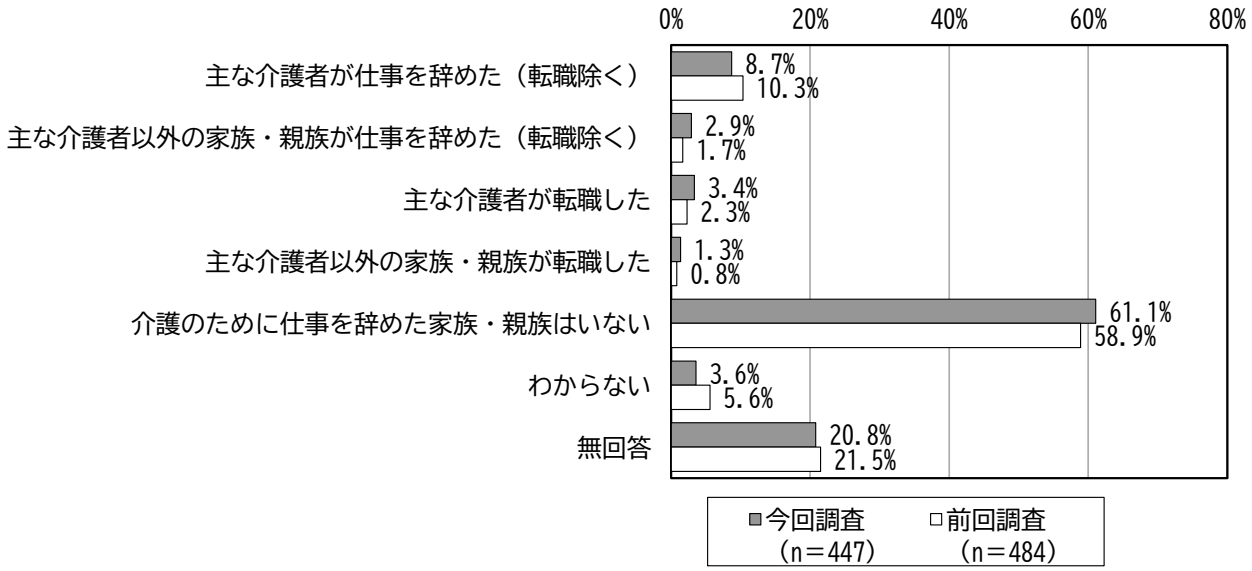
前回調査（令和４年 10 月）では、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が 80.6%と最も多く、次いで、「外出の付き添い、送迎等」が 77.3%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が 75.0%となっています。今回の調査では前回の調査と同様に「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」の割合が高い結果となりました。



②介護を主な理由としての退職

ご家族やご親族の中で、ご本人（認定調査対象者）の介護を主な理由として、過去１年の間に仕事を辞めた方はいるかについては、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が 61.1%と最も多く、次いで、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が 8.7%、「わからない」が 3.6%となっています。

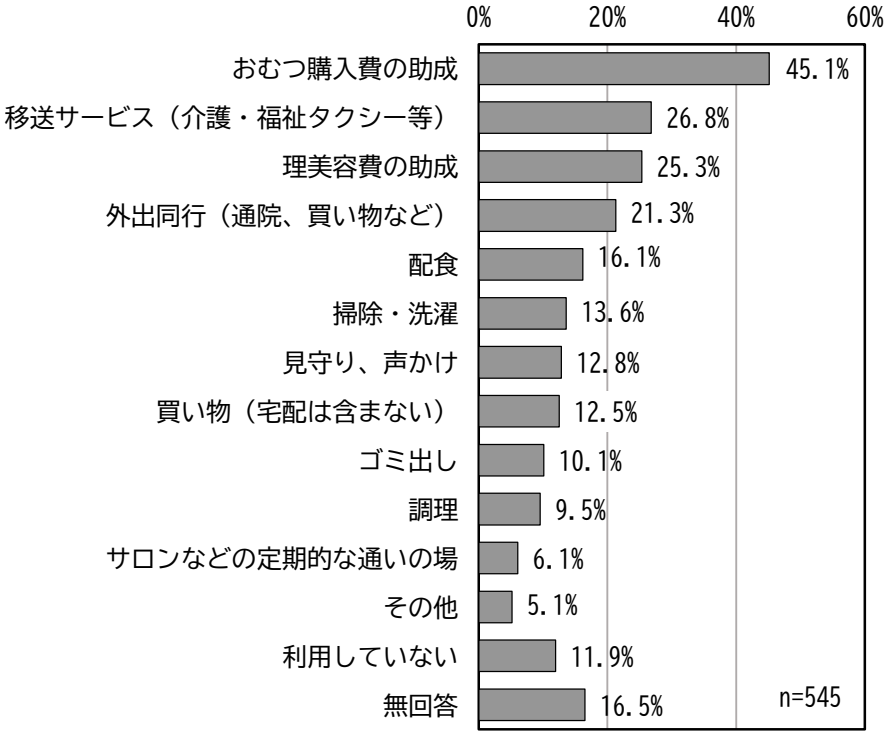
前回調査（令和４年 10 月）では、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が 58.9%と最も多く、次いで、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が 10.3%、「わからない」が 5.6%となっています。上位３位の回答は前回調査と同様の結果となりました。



③今後の在宅生活に必要と感じる支援・サービス

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）については、「おむつ購入費の助成」が45.1%と最も多く、次いで、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が26.8%、「理美容費の助成」が25.3%となっています。

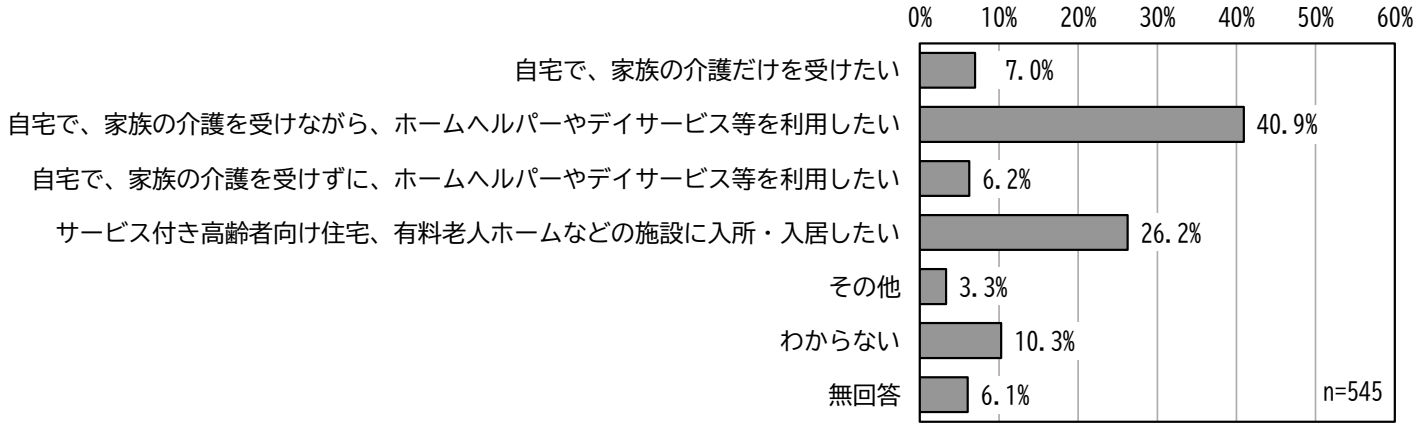
前回調査（令和４年10月）と今回では設問の回答欄に一部変更があったため、単純な比較はできませんが、前回は多い順に「外出同行（通院、買い物など）」、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」、「見守り、声掛け」であり、今回の調査では、回答を追加した「おむつ購入費の助成」が最も多い結果でした。



④今よりも介護が必要になった場合について

あなたは、今よりも介護が必要になったとき、どのような介護を受けたいかについては、「自宅で、家族の介護を受けながら、ホームヘルパーやデイサービス等を利用したい」が 40.9%と最も多く、次いで、「サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームなどの施設に入所・入居したい」が 26.2%、「わからない」が 10.3%となっています。

前回調査（令和４年 10 月）と今回では設問の回答欄に一部変更があったため、単純な比較はできませんが、上位３位の回答は前回調査と同様の結果となりました。



（４）事業所調査

①人材の確保状況について

事業所調査の人材の確保状況については、施設・通所系において、人材が不足している（「やや不足している」及び「不足している」）と回答した事業所は 25%となっており、72.9%の事業所において確保できている（「確保できている」及び「おおむね確保できている」）という回答がありました。

居宅介護支援事業所では、人材が不足している（「やや不足している」及び「不足している」）と回答した事業所は 31.3%となっており、68.8%の事業所において確保できている（「確保できている」及び「おおむね確保できている」）という回答がありました。

訪問系では、人材が不足している（「やや不足している」及び「不足している」）という回答が 58.3%となっており、人材を確保できている（「確保できている」及び「おおむね確保できている」）と回答した事業所は 37.5%となり、訪問系において顕著に人材不足が発生しているという結果となりました。

合計値においては、前回調査（令和５年１月）と比較すると、不足している（「やや不足している」及び「不足している」）という回答が 10.9 ポイント減少しています。

	施設・通所系	訪問系	居宅介護 支援事業所	合計	参考 （前回調査）
確保できている	12（25.0%）	3（12.5%）	4（25.0%）	19（21.6%）	13.2%
おおむね確保できている	23（47.9%）	6（25.0%）	7（43.8%）	36（40.9%）	36.8%
やや不足している	11（22.9%）	8（33.3%）	4（25.0%）	23（26.1%）	25.0%
不足している	1（2.1%）	6（25.0%）	1（6.3%）	8（9.1%）	21.1%
無回答	1（2.1%）	1（4.2%）	0（0.0%）	2（2.3%）	3.9%
合計	48（100.0%）	24（100.0%）	16（100.0%）	88（100.0%）	100.0%

②不足している職種と人数

人材の確保状況で「やや不足している」、「不足している」と回答した事業所にどの職種が何人必要かを聞いた設問では、施設・通所系において「３人以上」不足している職種として「介護職員」という回答が多い結果となりました。訪問系では、「介護職員」が「２人」不足するという回答が多い結果となりました。なお、居宅介護支援事業所では、介護支援専門員を含む「その他」という回答が多くなっています。

サービスの内容によって人員配置基準が異なっており、求められる職種に違いはありますが、どのサービスにおいても不足する職種として「介護職員」と「看護職員」という回答が多い傾向が見られました。

施設・通所系

	介護職員	看護職員	生活相談員	その他
０人	0	0	1	1
１人	3	6	3	1
２人	4	3	0	0
３人以上	4	1	0	0
無回答	1	2	8	10
回答数	12	12	12	12

訪問系

	介護職員	看護職員	生活相談員	その他
０人	0	1	1	1
１人	2	2	0	1
２人	6	2	0	0
３人以上	1	1	0	0
無回答	5	8	13	10
回答数	14	14	14	14

居宅介護支援事業所

	介護職員	看護職員	生活相談員	その他
０人	0	0	0	0
１人	0	0	0	3
２人	0	0	0	2
３人以上	0	0	0	0
無回答	5	5	5	0
回答数	5	5	5	5

「その他」の回答

介護支援専門員、保健師、プランナー、事務職員、理学療法士、管理栄養士

③人材確保に関して行政に期待するサポート

行政に期待するサポートでは、施設・通所系では、「資格取得に係る経費に対する補助」という回答が最も多く、訪問系では、「人材派遣に係る経費に対する補助」、居宅介護支援事業所では、「介護の仕事の魅力発信」が最も多くなっています。

なお、事業所全体では、「資格取得に係る経費に対する補助」という回答が最も多く、次いで、「人材派遣に係る経費に対する補助」、「就職希望者とのマッチング支援」となっています。

	施設・通所系（n＝48）	訪問系（n=24）	居宅介護支援事業所（n=16）	参考（合計n＝88）
介護人材に関する入門的研修の実施	39.6%	16.7%	6.3%	27.3%
専門的研修の実施（看取り、医療的ケアなど）	29.2%	16.7%	37.5%	27.3%
就職希望者とのマッチング支援	47.9%	33.3%	31.3%	40.9%
資格取得に対する補助	56.3%	37.5%	37.5%	47.7%
人材派遣に係る経費に対する補助	43.8%	41.7%	37.5%	42.0%
介護現場における業務仕分けへの支援	16.7%	20.8%	18.8%	18.2%
ロボット・センサーやＩＣＴ等の導入支援	41.7%	37.5%	25.0%	37.5%
介護の仕事の魅力発信	43.8%	29.2%	43.8%	39.8%
その他	2.1%	8.3%	12.5%	5.7%
無回答	8.3%	12.5%	12.5%	10.2%

④将来不足すると見込まれる介護保険サービス等

在宅生活改善調査（利用者票：ケアマネジャーが記載）において、2040 年に向けて本市に不足すると思われると回答があったサービスは、「訪問介護」が最も多く、以下、「訪問入浴介護」、「介護老人保健施設」、「居宅介護支援（介護予防支援）」、「短期入所生活介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」となっています。

介護人材実態調査（訪問系事業所が記載）による本市に不足すると思われるサービスとしては、「訪問介護」が最も多く、以下、「訪問看護」、「訪問介護相当サービス（従前の訪問介護に相当するもの）」、「訪問入浴介護」、「訪問型サービスＤ（移動支援）移送前後の生活支援」、となっています。

介護人材実態調査（居宅介護支援事業所が記載）による本市に不足すると思われるサービスとしては、「訪問介護」が最も多く、以下、「居宅介護支援（介護予防支援）」、「訪問入浴介護」「訪問看護」となっています。

	ケアマネ		施設・通所系		訪問系		居宅介護 支援事業所	
１位	訪問介護	70.1%	訪問介護	60.4%	訪問介護	70.8%	訪問介護	87.5%
２位	訪問入浴介護	41.8%	訪問看護	39.6%	訪問看護	45.8%	居宅介護支援	81.3%
３位	老健	35.8%	特養	37.5%	訪問介護相当サービス	45.8%	訪問入浴介護	68.8%
４位	居宅介護支援	34.3%	定期巡回	35.4%	訪問入浴介護	41.7%	訪問看護	56.3%
	短期入所生活介護	34.3%	訪問看護相当サービス	35.4%	訪問型サービスＤ	41.7%		
	定期巡回	34.3%						

全ての事業所が共通して不足するサービスとして、「訪問介護」を挙げています。また、「訪問看護」や「訪問入浴介護」等、訪問系サービスが不足すると回答がありました。

（５）サービス提供法人調査

①新規に整備予定のサービス

サービス提供法人調査における今後の施設等整備意向では、新たに施設を整備する予定のサービスとして、居宅介護支援（介護予防支援）、通所介護、介護老人福祉施設、「総合事業通所介護相当サービス」、「総合事業通所型サービス A（緩和型）」がそれぞれ１件となっています。

また、新規整備の時期としては、全てのサービスで令和９年度以降となっています。

②事業の拡大を予定しているサービス

事業の拡大の予定としては、「居宅介護支援（介護予防支援）」、「通所介護」、「地域密着型通所介護」がそれぞれ１件となっています。

また、予定の時期としては、全てのサービスで第９期計画期間中（令和６～８年度）との回答があり、第 10 期計画期間中における事業の拡大の予定はありませんでした。

【新規に整備予定】	時期
居宅介護支援（介護予防支援）	令和９年度以降
通所介護	令和９年度以降
介護老人福祉施設	令和９年度以降
総合事業通所介護相当サービス	令和９年度以降
総合事業通所型サービスA（緩和型）	令和９年度以降
【拡大予定】	
居宅介護支援（介護予防支援）	令和６～８年度中
通所介護	令和６～８年度中
地域密着型通所介護	令和６～８年度中

３　市民アンケート調査等の結果から見えてくる市の現状と傾向について

（１）健康観・幸福感の向上と身体・生活リスクの二極化傾向

・第９期計画において「健康づくりのさらなる増進」や「幸せに感じられる高齢者を増やすこと」を課題としていましたが、今回のニーズ調査により、市民の主観的健康観（74.1%）および主観的幸福感（66.2%）は前回調査から確かな向上傾向を示しており、意識面での前向きな変化がうかがえます。しかし、その一方で、地域包括ケア見える化システムで分析した結果について、県平均と比較すると「主観的健康観」が５ポイント、「主観的幸福感」も６ポイント低く、依然として低い水準にあり、また、運動器リスク（県平均より 5.1 ポイント高）をはじめとする各種身体リスクや日常生活の悩み（基礎体力低下、認知症、買い物不安）は増大傾向にあります。幸福感や健康感の意識が向上している一方で、現実的な生活・身体機能リスクは高まっているという二極化傾向が見られます。

・また、うつ傾向を除く各リスクにおいて県平均を上回っており、全国平均よりもほとんどの項目において上回っているため、各リスクの状況を踏まえ、介護予防事業の重要性が上がっています。

（２）地域ごとのニーズ及びリスクの偏在・多様化

・一人暮らし高齢者の孤立防止や移動支援は第９期から継続する課題ですが、ニーズ調査により地域間のニーズの差が明確になっており、塩原圏域における「閉じこもり・買い物・配食」、黒磯圏域における「独居率・認知症リスク」、西那須野西部における「運動器リスク・通所ニーズ」、厚崎・とようら・西那須野東部における「施設ニーズ・IADL 低下リスク」など、各地域の高齢化率や地理的条件に応じた固有のニーズが形成されています。

・地域ごとに多様化するニーズに合わせた高齢者が地域で孤立しないような相談体制や、地域包括ケアシステムの機能強化が求められています。

（３）認知症対策の深化と「フレイル」予防の推進

・第９期計画で課題としていた地域包括ケアシステムの機能強化に関連し、今回のニーズ調査では、黒磯圏域において認知症リスクが市内で最も高く、西那須野東部圏域では認知症につながる可能性が指摘される IADL（手段的日常生活動作）の低下リスクが市内で最も高い結果でした。

・また、厚崎、とようら、稲村、高林、鍋掛などの多くの圏域において、「フレイルの認知度」が低い傾向であり、今後、フレイル（虚弱）の啓発を推進し、IADL の維持から重度化・認知症の防止へとつなげる予防策が重要となります。

（４）増加傾向にある介護サービス需要と保険料負担のバランス

・在宅介護実態調査の結果を見ると、主な介護者の約半数以上が就労しており、介護と仕事の両立を求められている状況となっていることから、地域包括ケアシステムの機能強化とあわせて介護保険サービスの適正な提供量の検討が求められます。

・今後の介護基盤整備に向けては、介護サービスの需要と供給の地域差を確認しつつ整備することが求められます。また、今回の調査結果における介護サービスと介護保険料に関する市民の考え方は、無回答と「わからない」を除き、「サービスの量を減らしても、保険料は安い方がよい」が 14.5%に対して、現状維持又は「サービスが充実するなら、保険料を高くしてもよい」が合計 47%であり、保険料と介護サービスの供給バランスは現状維持以上を望む声が主流であることが確認できました。

・また、充実してほしいサービスについても、市全体としては「訪問サービス」が望まれていますが、西那須野西部圏域では「通所サービス」、厚崎・とようら・西那須野東部圏域では「施設サービス」が求められていることが確認できました。

（５）介護人材の確保及び人材の定着

・市内介護事業所に対する介護人材実態調査では、施設・通所系においては 25.0%（12 事業所）、訪問系については 58.3%（14 事業所）、居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所においては 31.3%（5 事業所）の事業所において、介護人材が「やや不足している」「不足している」と回答しています。また、不足している要因として「採用が困難である」が１番多く、次いで「離職率が高い（定着率が低い）」との回答がありました。

・高齢者人口の増加とそれに伴う介護サービスのニーズが増大する 2040 年に向けて、現在から介護人材の確保及び定着に力を入れていく必要があることから　、現在の本市の取組みである「介護に関する入門的研修」の実施や「資格取得助成」等の介護職員確保に関するサポートが重要であることを今回の調査で確認しました。

（６）今後（2040 年に向けて）那須塩原市に不足すると見込まれるサービス

・在宅生活改善調査（利用者票：ケアマネジャーが記載）による本市に不足すると思われるサービスは、「訪問介護」が最も多く、以下、「訪問入浴介護」、「介護老人保健施設」、「居宅介護支援（介護予防支援）」、「短期入所生活介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」となっています。

・介護人材実態調査（施設・通所系事業所が記載）による本市に不足すると思われるサービスとしては、「訪問介護」が最も多く、以下、「訪問看護」、「介護老人福祉施設」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「訪問介護相当サービス（従前の訪問介護に相当するもの）」となっています。

・介護人材実態調査（訪問系事業所が記載）による本市に不足すると思われるサービスとしては、「訪問介護」が最も多く、以下、「訪問看護」、「訪問介護相当サービス（従前の訪問介護に相当するもの）」、「訪問入浴介護」、「訪問型サービスＤ（移動支援）移送前後の生活支援」となっています。

・介護人材実態調査（居宅介護支援事業所が記載）による本市に不足すると思われるサービスとしては、「訪問介護」が最も多く、以下、「居宅介護支援（介護予防支援）」、「訪問入浴介護」「訪問看護」となっています。
・今回の調査では、2040 年に向けて不足するサービスとして、全ての事業所が共通して「訪問介護」を挙げており、また、「訪問看護」や「訪問入浴介護」等、訪問系サービスが不足すると感じていることが確認できました。

（７）サービス提供法人調査における施設整備意向

①新規に整備

サービス提供法人調査における今後の施設等整備意向では、新規に施設整備をする予定として、居宅介護支援（介護予防支援）、通所介護、介護老人福祉施設、「総合事業通所介護相当サービス」、「総合事業通所型サービス A（緩和型）」がそれぞれ１件となっています。

また、新規整備の時期としては、全てのサービスで令和９年度以降となっています。

②事業の拡大予定

事業の拡大予定としては、「居宅介護支援（介護予防支援）」、「通所介護」、「地域密着型通所介護」がそれぞれ１件となっています。

また、増床予定の時期としては、全てのサービスで第９期計画期間中（令和６～８年度）としています。

４　本市の高齢者を取り巻く現状と傾向、課題のまとめ

（１）進行する高齢化、健康づくりのさらなる増進が必要

本市の総人口は減少傾向にあり、年齢構成別に見ると生産年齢人口（15～64 歳）が減る割合が大きいことが影響して高齢化率が大きく増加していく予測で、令和 22（2040）年には高齢化率が 39.1%となり、約５人に２人近くが 65 歳以上の高齢者となることが想定されます。

また、要介護認定率は栃木県や県内市と比べて低く、要介護認定を受けずに健康的に暮らしている高齢者が多い特徴があるものの、65 歳以上の市民アンケート調査結果では健康であると感じている人の割合は約 74%となっており、地域包括ケア見える化システム分析した結果を県平均と比較すると「主観的健康観」が５ポイント低い結果となっています。今後、高齢者が一層増加することが予測されている中で、地域の特色にあった健康づくりや生きがいづくりをさらに推し進めていく必要があります。

（２）高齢者が元気で自立した生活ができるための支援が必要

高齢者が、介護が必要な状態になることを予防し、又は状態が悪化することを防止するため、セルフマネジメントを推進することが重要となります。また、心身の機能の低下や病気の予防、病気の早期発見・早期対応の取組や、ひきこもり・閉じこもりの防止、各サロンや老人クラブなどの住民主体の活動を支援し、高齢者の社会参加を推進することによって、健康寿命の延伸を図ることが必要です。

（３）高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくりが必要

高齢者の増加に伴う相談内容の多様化を踏まえ、地域包括支援センターの体制の充実と関係機関との連携の強化が必要です。

また、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加していることから、見守り体制の強化や配食サービスの提供、高齢者の安定的な住まいの確保、家族介護者への支援などの取組を推進することが求められています。

さらに、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人とその家族などの視点を重視しながら「予防」と「共生」を車の両輪とした施策を推進する必要があります。

（４）高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供が必要

今後さらに、高齢者の多様化・複合化する生活課題への支援が必要になることが想定されます。高齢者一人ひとりの状況にあった、多様なサービスの確保と、円滑な提供につながる支援体制の構築が必要です。

（５）介護保険制度の安定的な運営が必要

増加が見込まれる介護ニーズに対し、必要なサービスを適切に提供できるよう、介護給付費と介護保険料とのバランスを考慮し、効果的に介護給付を行うとともに、介護保険料の収 納対策に取り組む必要があります。

また、上昇する介護給付費の伸びを抑制するとともに、利用者への適切なサービス提供の確保を図るため、介護サービス提供事業者への助言や指導を行い、介護給付の適正化に努めることが必要です。

第３章　計画の基本的な方向性

１　基本的な視点

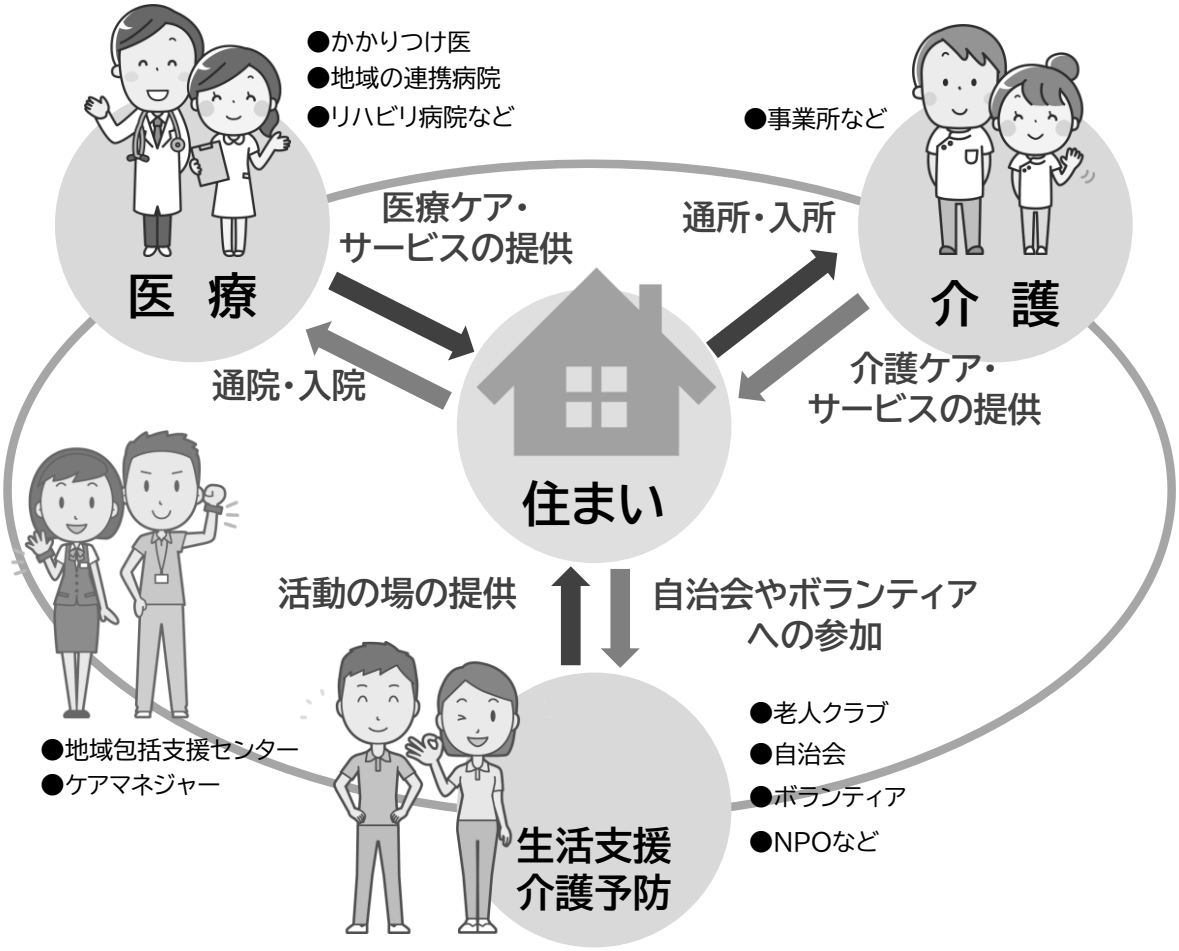
（１）地域包括ケアシステムの深化・推進・拡充

①これまで、これからの地域包括ケアシステムの在り方

地域包括ケアシステムとは、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

第 10 期計画期間では、令和 22（2040）年には本市の後期高齢者は市の人口の 23.2%と推計されることから、引き続き、地域と関係機関との連携体制の充実、市民意識の醸成、取組の周知、地域ケア会議の開催や協議体の活用などを推進する支援体制を確実に実行し、ますます重要になる地域包括ケアシステムの機能の拡充を図ります。

■地域包括ケアシステムの姿

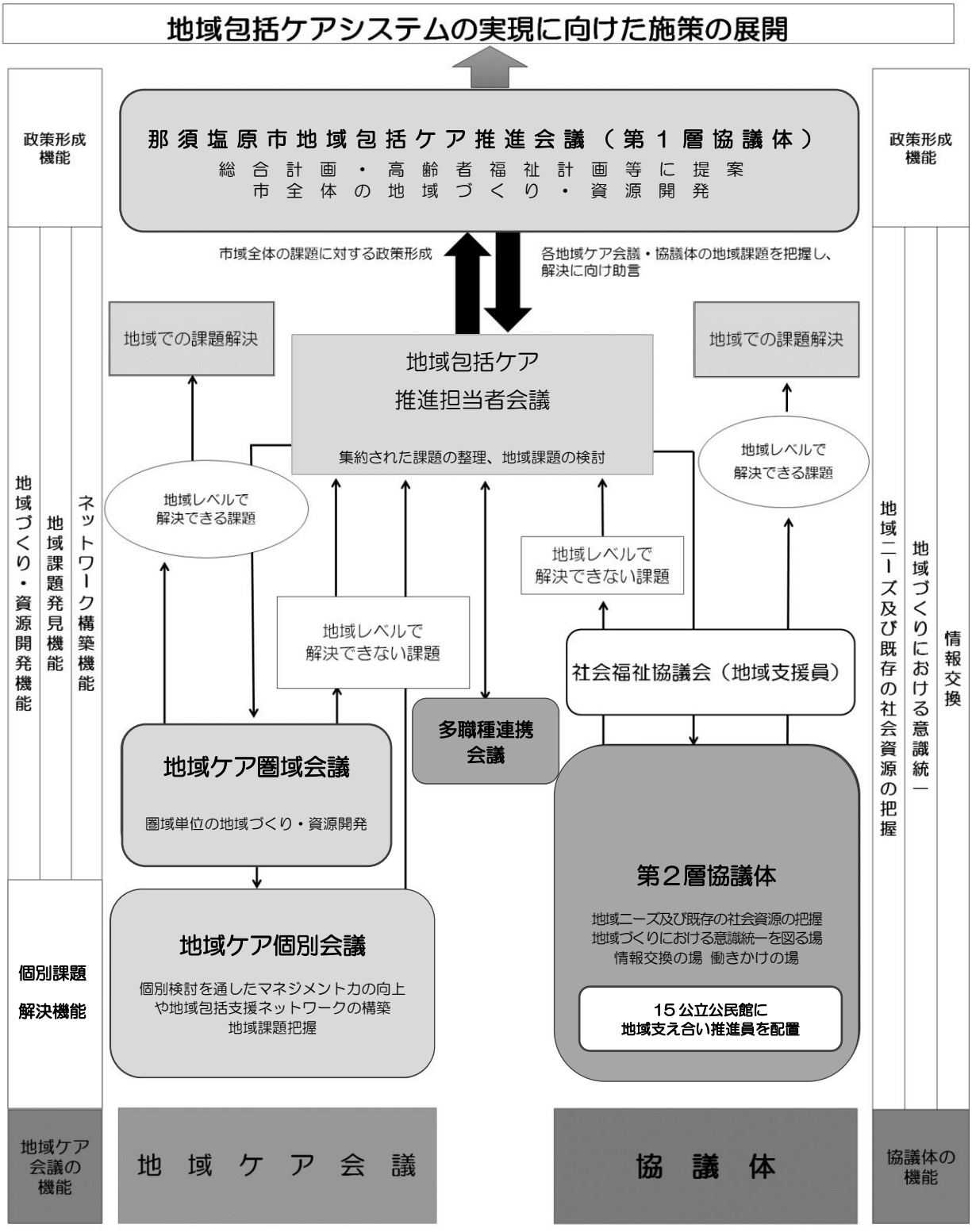


【資料】厚生労働省の資料を基に作成

②地域包括ケアシステムの推進体制

地域包括支援センターが中心となり、社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら「地域ケア会議」や「協議体」からの課題を踏まえ、地域包括ケア推進担当者会議で課題を整理・調整し、那須塩原市地域包括ケア推進会議（第１層協議体）において、市全体で取り組むべき課題解決に向けた検討を行います。

■地域包括ケアシステムの推進に向けた支援体制



■関係機関、推進体制について

●地域包括支援センター

地域包括ケアシステムを構築し、有効に機能させるために、３職種（保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー））のチームアプローチにより、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置しています。

事業所名	日常生活圏域
地域包括支援センター寿山荘	黒磯地区・厚崎地区の一部
地域包括支援センター秋桜の家	東那須野地区
地域包括支援センターあぐり	とようら地区・厚崎地区の一部
稲村いたむろ地域包括支援センター	稲村地区・高林地区
地域包括支援センターさちの森	鍋掛地区
地域包括支援センターとちのみ	西那須野東部地区
西那須野西部地域包括支援センター	西那須野西部地区
しおばら地域包括支援センター	塩原地区

●基幹型地域包括支援センター

地域と直接関わる地域包括支援センターの機能を確保し、地域格差のないケアマネジメント等ができるよう必要な総合調整、後方支援等を行うことを目的として設置しています。

●社会福祉協議会

行政や福祉関係の施設、機関、団体等と協力して、地域福祉活動やボランティア活動の支援をしている公共性のある民間団体です。地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

●地域ケア会議

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進め、地域包括ケアシステムを推進していくための手法です。

本市でも孤立、貧困、精神障害等、地域において介護保険制度では支え切れない事例が増えている背景があり、専門職種協働による個別事例の検討等を行い、地域で支えるネットワークを強化し、地域課題の把握から地域資源の開発までを政策形成に結び付けるため「地域ケア会議」を開催します。

●協議体

協議体は、地域住民が中心となり専門職と一緒に地域の支え合いを発展させ、新たな地域づくりを進める場です。

市内 15 公民館に配置した地域支え合い推進員が、住民主体の協議の場、公民館単位及び圏域単位の協議の場や自治会、老人クラブ、趣味の集まり等に参画し、情報の共有と連携の強化を図るとともに地域での課題を把握し、住民や専門職等が地域でできることを話し合います。

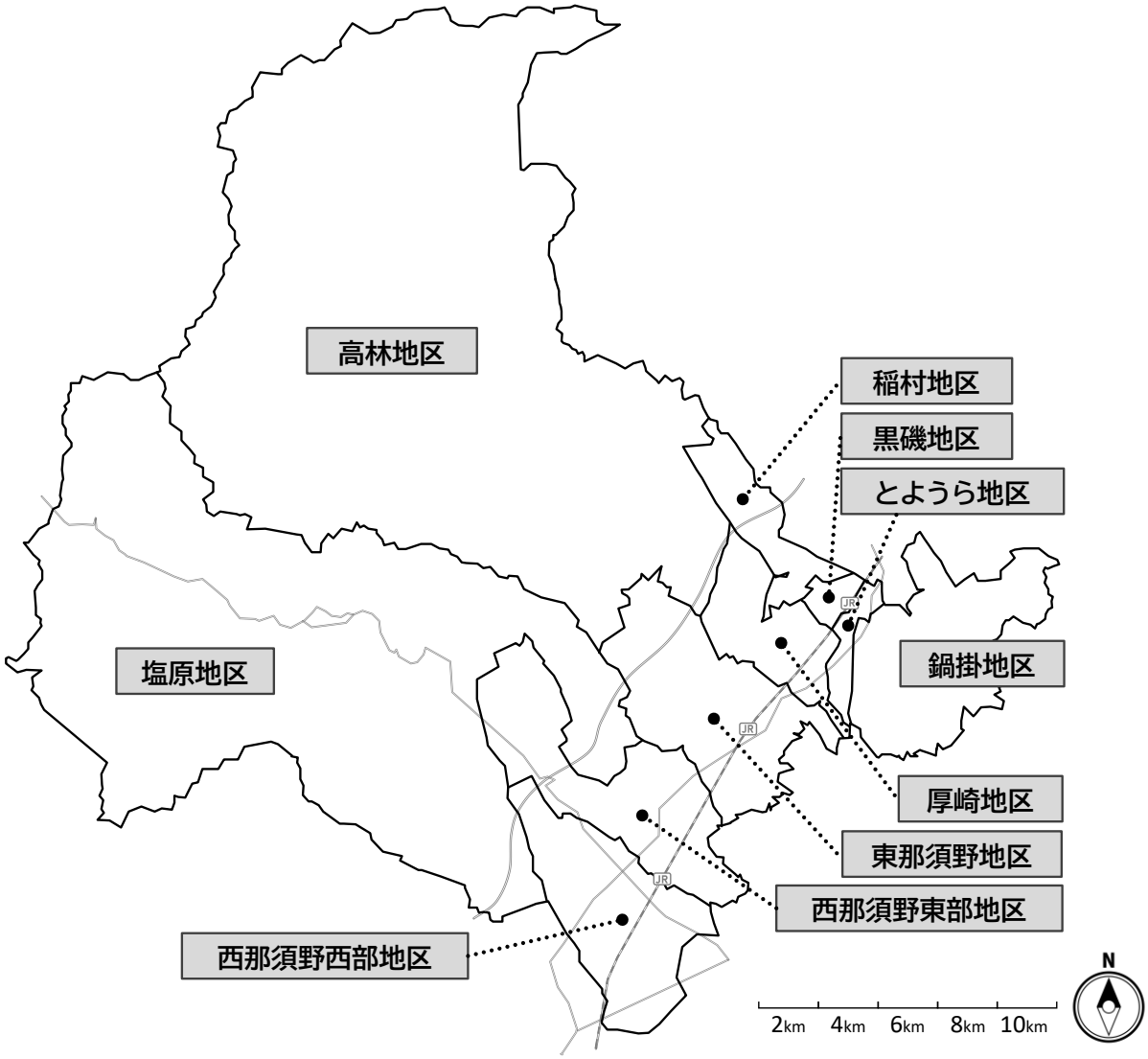
（２）日常生活圏域の設定

①那須塩原市における日常生活圏域の設定

介護保険法では、地理的条件、社会的条件、施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において地域の実情に応じた日常生活圏域を定めることとされています。

第 10 期計画では、第９期計画に引き続き、介護サービス基盤をそれぞれの圏域間で補完していくという考え方を継続し、日常生活圏域は、行政区やこれまでの地域活動等の経緯を考慮して、「黒磯地区」「厚崎地区」「とようら地区」「稲村地区」「東那須野地区」「高林地区」「鍋掛地区」「西那須野東部地区」「西那須野西部地区」「塩原地区」の 10 圏域とします。

■那須塩原市の日常生活圏域（10 地区別）地図



② 日常生活圏域別の状況

1 黒磯地区



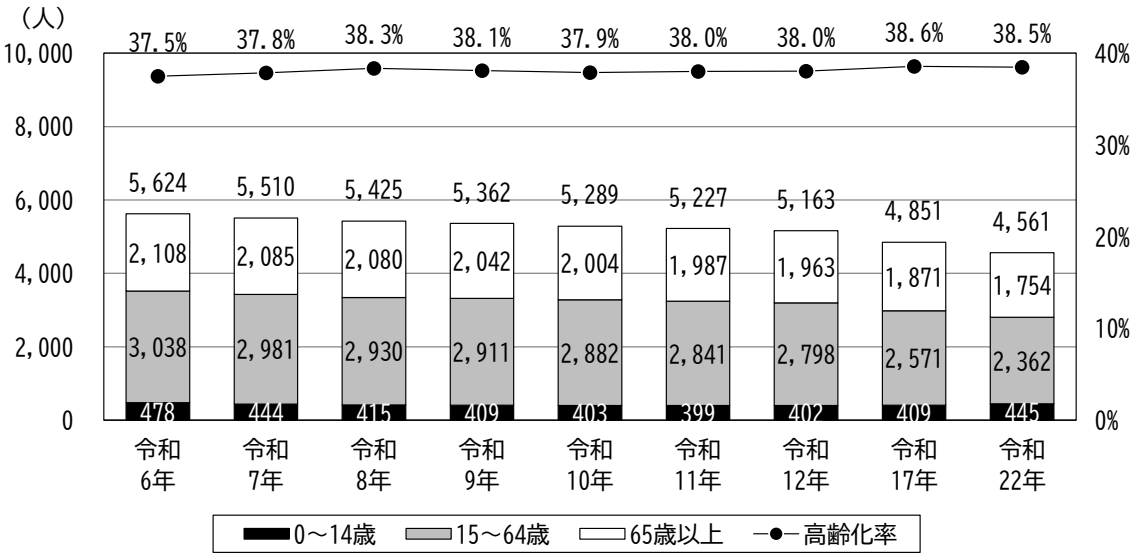
土地の特性

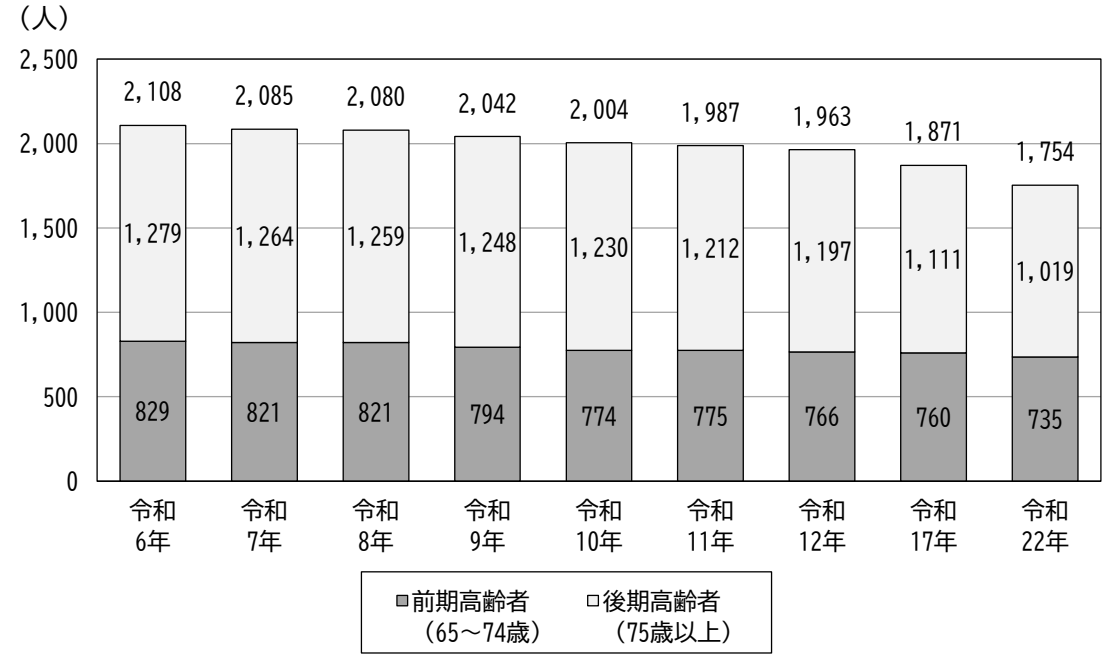
・本市の北部に位置し、JR 黒磯駅西側の市街地を形成している圏域で、大部分が住宅地となっています。

総人口・高齢状況（令和８（2026）年４月１日時点）

・総人口は 5,425 人（9/10 位）、高齢者人口は 2,080 人（9/10 位）、高齢化率は 38.3%（3/10 位）です。

■黒磯地区の高齢者人口、高齢化率等の推移





※令和８年４月までの住民基本台帳の年齢別人口から推計値を算出

■黒磯地区の傾向と課題

生活機能評価では、運動器、認知症、うつ傾向、IADL が低い、転倒リスクで市平均を上回っています。特に、認知症では市内で最もリスクが高くなっていることから、認知症予防の取り組みが必要です。

その他の項目としては、独居高齢者、配食ニーズ、介護が必要な高齢者、主観的幸福感で市平均を上回っています。特に、独居高齢者では、市内で最も高く４人に１人が独居となっています。独居高齢者が多いために配食ニーズが高く主観的健康観が低くなっていると思われるため、独居高齢者対策が求められます。

また、フレイルの認知度、介護予防の取り組み、認知症予防、認知症への不安、在宅医療に関心が市平均を上回っており、介護予防（認知症予防含む）に取り組んでいる人が多い圏域となります。今後も介護予防の取り組みを継続していくことが求められます。

なお、充実してほしいのは「訪問サービス」という回答が多くなっています。

2　厚崎地区



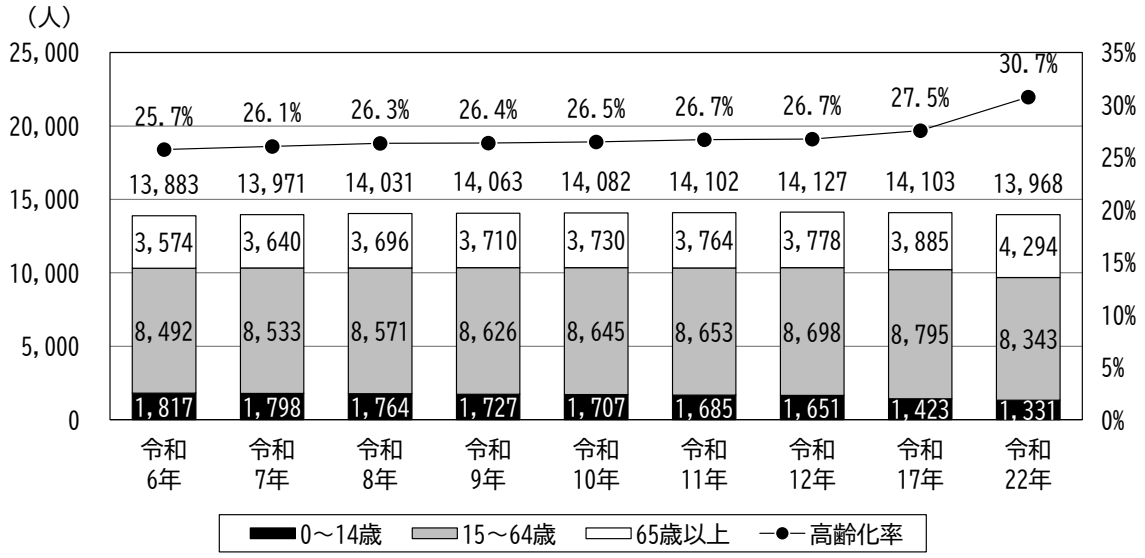
土地の特性

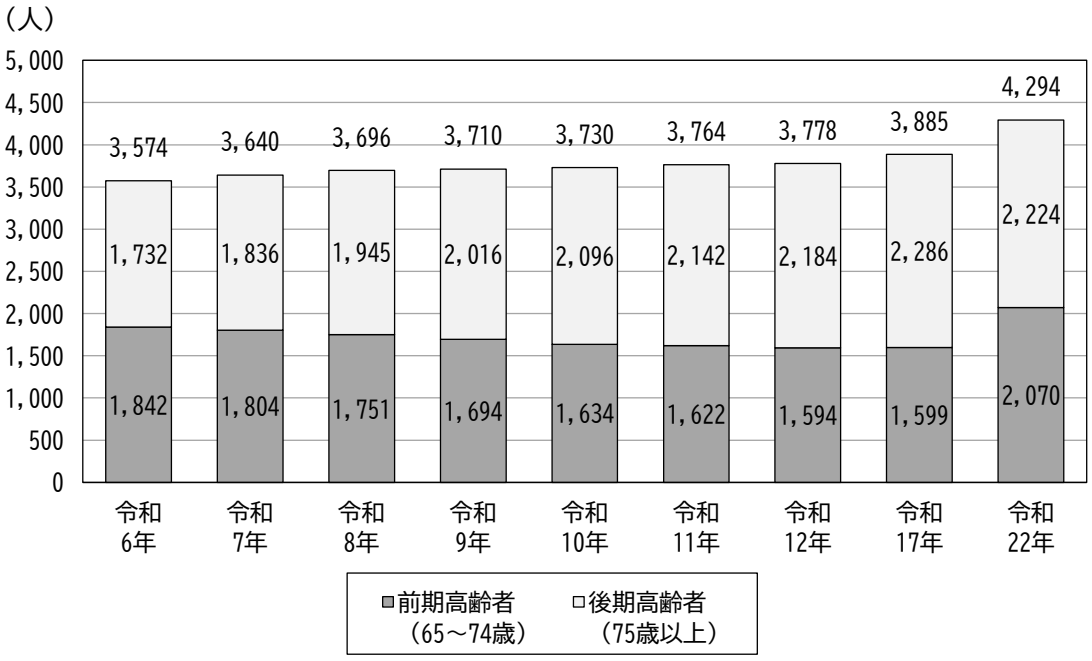
・黒磯地区の西側に位置し、住宅街と農村地域がモザイク状に連なった圏域であり、東側は比較的住宅街が多くなっています。

総人口・高齢状況（令和８（2026）年４月１日時点）

・総人口は 14,031 人（3/10 位）、高齢者人口は 3,696 人（4/10 位）、高齢化率は 26.3%（9/10 位）です。

■厚崎地区の高齢者人口、高齢化率等の推移





※令和８年４月までの住民基本台帳の年齢別人口から推計値を算出

■厚崎地区の傾向と課題

生活機能評価では、栄養改善、咀嚼機能、うつ傾向で市平均を上回っています。栄養や咀嚼リスクが高いことから、食に関する講座等を充実させ、食べる機能を高める事業を行うことが必要です。

その他の項目としては、主観的健康観及び主観的幸福感が市平均より高く、元気で幸せな高齢者が多い圏域といえます。一方、現在の暮らしが苦しいという回答も市平均を上回っていることから、生活支援が必要です。

また、認知症予防のための取り組みが市平均より高く、市内で最も高くなっています。今後も認知症予防のための教室等の充実が求められています。また、フレイルの認知度が低いことから、さらなる啓発を行う必要があります。なお、人生の最期を自宅で療養し最期を迎えたいという回答は市内で最も低くなっています。

なお、充実してほしいのは「施設サービス」という回答が多くなっています。

3　とようら地区



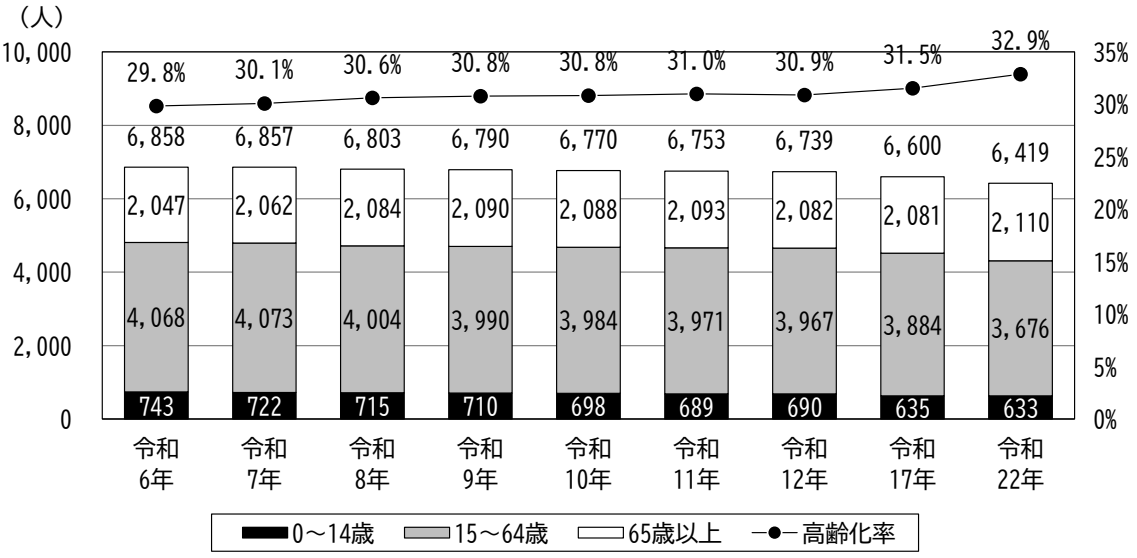
土地の特性

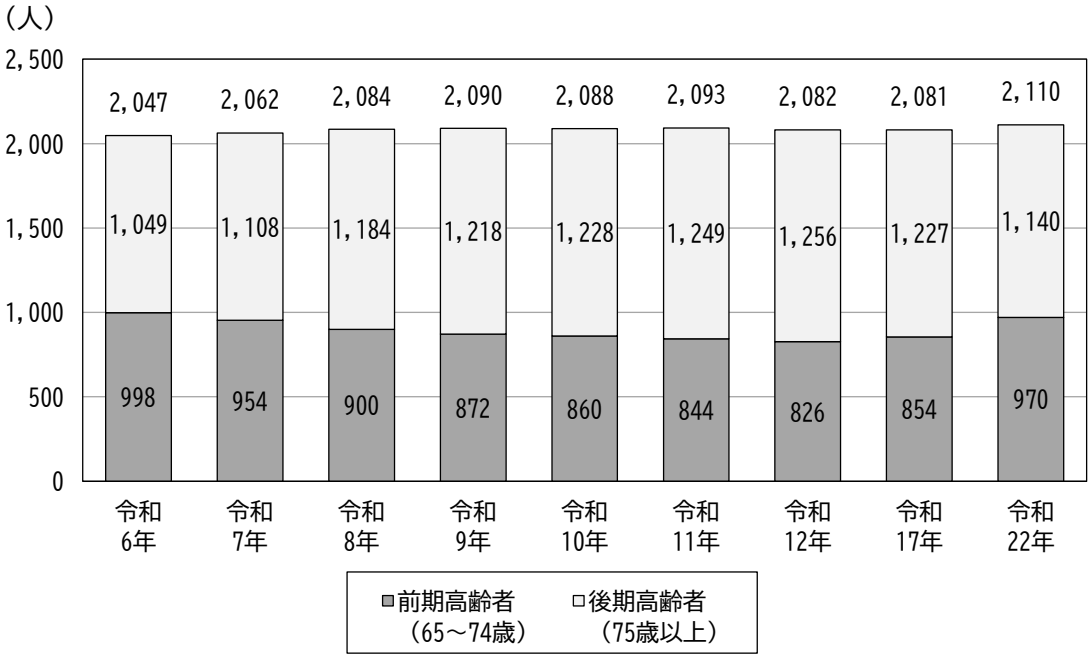
・黒磯地区の東側にあり、JR 黒磯駅東口に面する圏域で、
北側が住宅街、南側が農村地域となっています。

総人口・高齢状況（令和８（2026）年４月１日時点）

・総人口は 6,803 人（6/10 位）、高齢者人口は 2,084 人（8/10 位）、
高齢化率は 30.6%（6/10 位）です。

■とようら地区の高齢者人口、高齢化率等の推移





※令和８年４月までの住民基本台帳の年齢別人口から推計値を算出

■とようら地区の傾向と課題

生活機能評価では、咀嚼機能、うつ傾向で市平均を上回っています。うつ傾向では市内で最も高くなっており、心の健康に関する事業等によりうつにならない取り組みを実施していくことが必要です。なお、その他の項目については、概ね市平均を下回っており、うつ以外は比較的元気な高齢者が多いといえます。

その他の項目としては、独居高齢者及び夫婦二人暮らしが市平均を上回っており、高齢者のみの世帯が多くなっています。しかし、主観的健康観も市平均を上回っていることから、元気な高齢者が多い圏域といえます。今後も健康観を高める取り組みを継続して行っていく必要があります。

また、傾向的には厚崎圏域と同様であり、認知症予防の取り組みを充実させることが必要です。また、フレイルの認知度が低いことから、さらなる啓発を行う必要があります。なお、人生の最期を自宅でという回答は厚崎圏域より高く、ほぼ市平均となっています。

なお、充実してほしいのは「施設サービス」という回答が多くなっています。

4　稲村地区



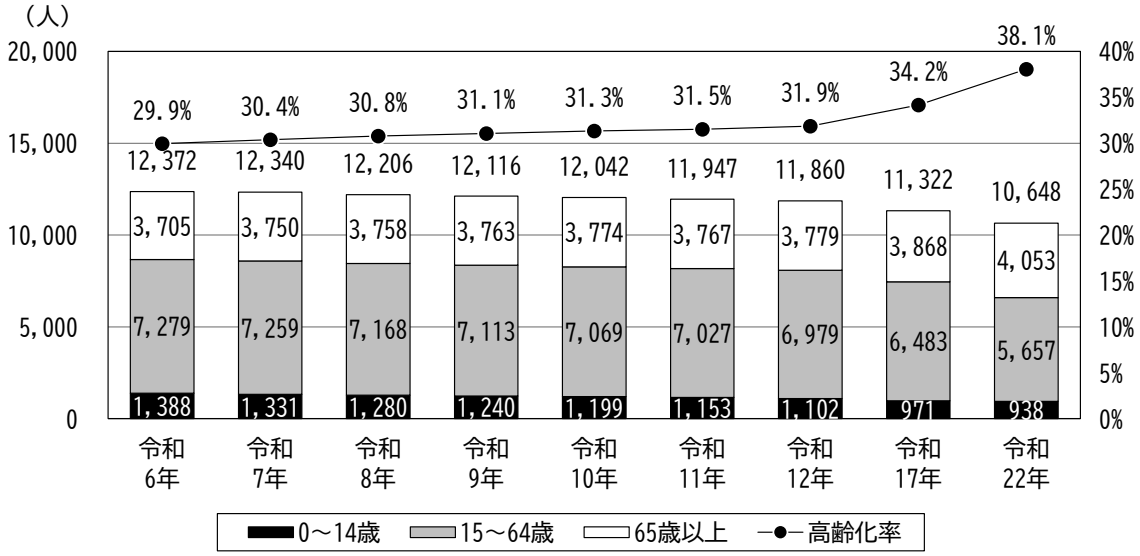
土地の特性

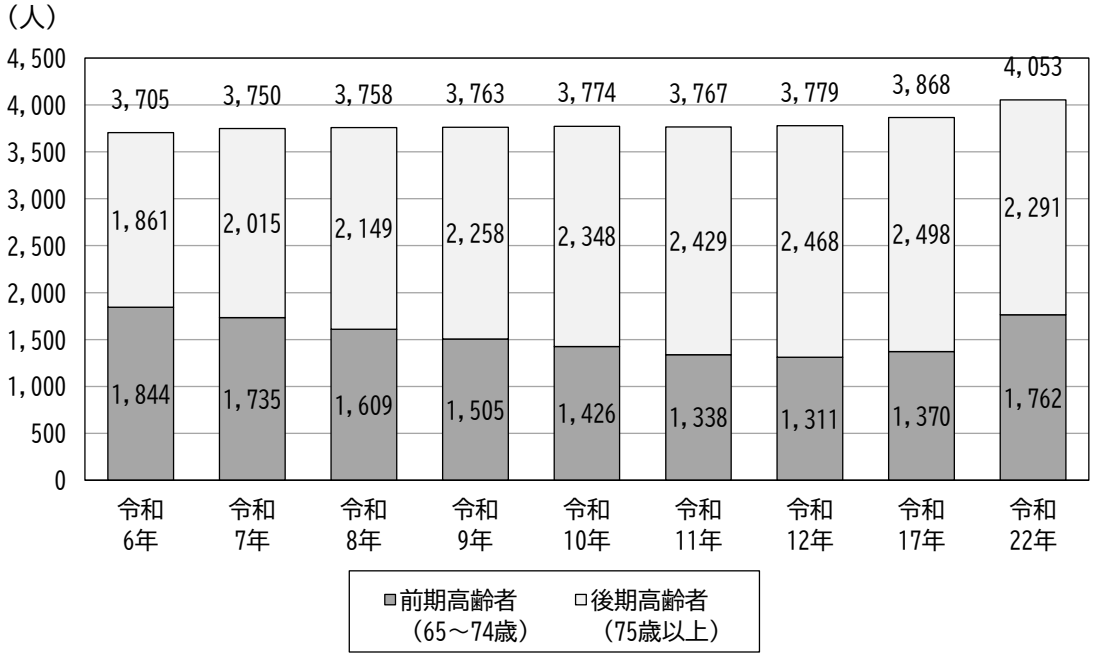
・黒磯地区の市街地の北側に位置する圏域で、北側は農村地域、南側は住宅地となっています。

総人口・高齢状況（令和８（2026）年４月１日時点）

・総人口は 12,206 人（5/10 位）、高齢者人口は 3,758 人（3/10 位）、高齢化率は 30.8%（5/10 位）です。

■稲村地区の高齢者人口、高齢化率等の推移





※令和８年４月までの住民基本台帳の年齢別人口から推計値を算出

■稲村地区の傾向と課題

生活機能評価では、栄養改善、咀嚼機能、閉じこもり、認知症、転倒リスクで市平均を上回っています。特に、咀嚼機能では市内でもっとも高く、約４割の人が判定されていることから、口腔の健康と合わせてオーラルフレイル予防等の事業の充実が求められます。また、転倒リスクも市内で最も高くなっていることから、転倒予防教室等の充実も必要です。

その他の項目としては、独居高齢者、配食ニーズ、介護が必要な高齢者、主観的健康観が高い、現在の暮らしが苦しいが市平均を上回っています。特に、現在の暮らしが苦しい高齢者の項目が市内で最も高くなっており、配食ニーズも含めて、生活支援事業の充実が求められています。

また、介護予防の取り組み、人生の最期を自宅で、で市平均を上回っています。認知症の不安や認知症予防のための取り組みが市平均より少ないことから、認知症に対する啓発等を行う必要があります。また、フレイルの認知度が低いことから、さらなる啓発を行う必要があります。

なお、充実してほしいのは「訪問サービス」という回答が多くなっています。

5　東那須野地区



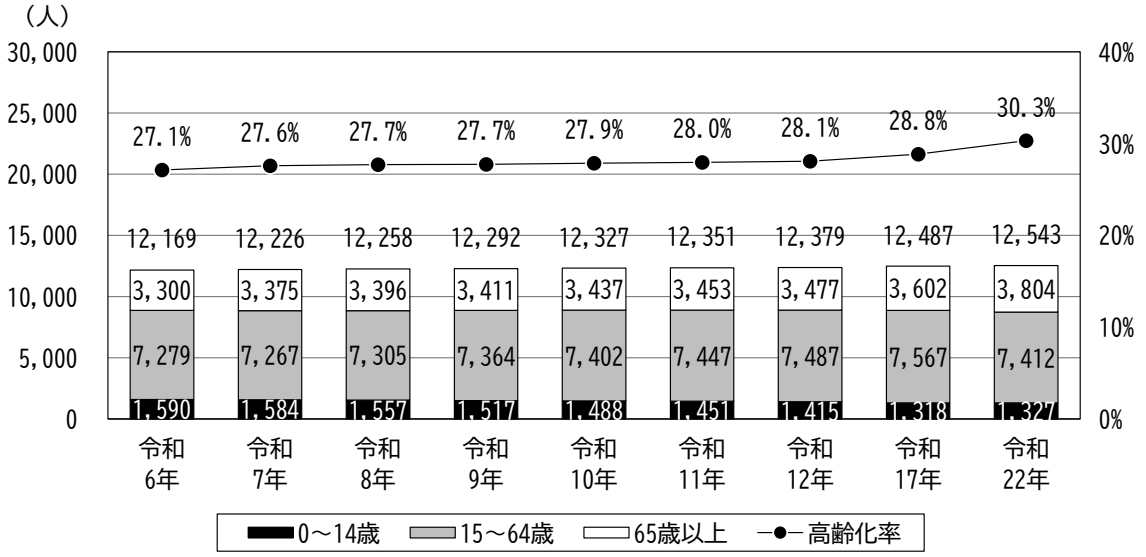
土地の特性

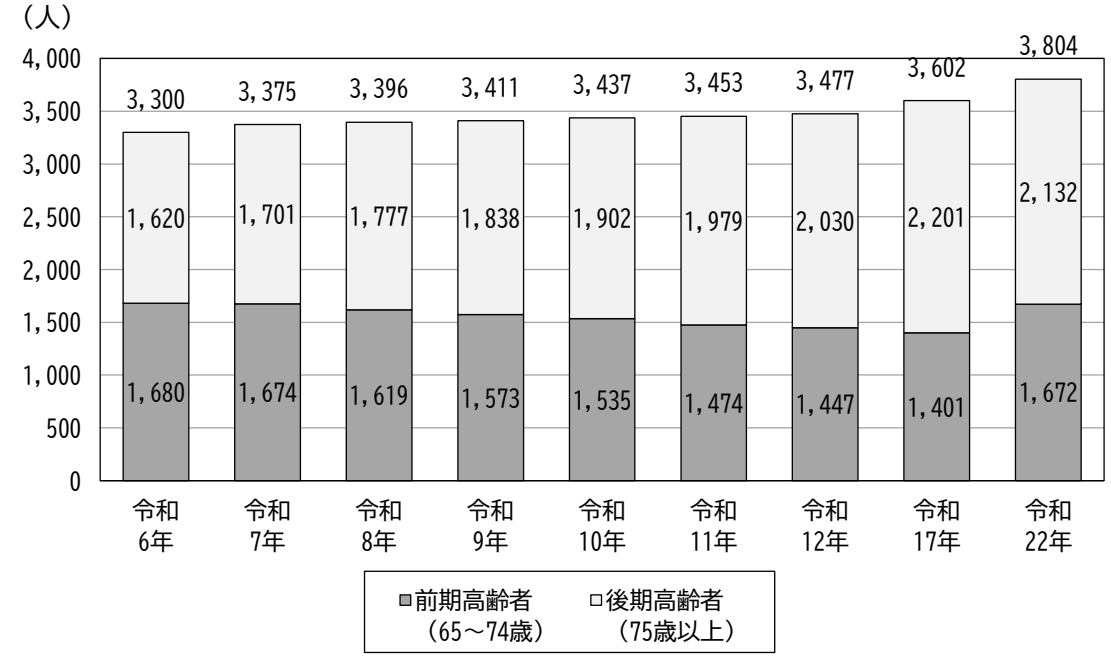
・JR 那須塩原駅を中心とする住宅地とその周辺の農村地域で形成された圏域です。

総人口・高齢状況（令和８（2026）年４月１日時点）

・総人口は 12,258 人（4/10 位）、高齢者人口は 3,396 人（5/10 位）、高齢化率は 27.7%（8/10 位）です。

■東那須野地区の高齢者人口、高齢化率等の推移





※令和８年４月までの住民基本台帳の年齢別人口から推計値を算出

■東那須野地区の傾向と課題

生活機能評価では、咀嚼機能、認知症で市平均を上回っていますが、全体としては市平均に近い傾向となっています。今後もこれまでの取り組みを継続していくことが必要です。

その他の項目としては、傾向的には高林圏域と同様となっており、これまでの取り組みを継続し、さらなるＱＯＬの向上を目指す取り組みが求められています。

また、フレイルの認知度、介護予防の取り組み、認知症予防、在宅医療に関心、人生の最期は自宅で、で市平均を上回っています。黒磯圏域と同様に介護予防（認知症予防）に取り組んでいる人が多い圏域となっており、今後もこの取り組みを継続していくことが必要です。なお、フレイルの認知度は市内で最も高くなっています。

なお、充実してほしいのは「訪問サービス」という回答が多くなっています。

6　高林地区



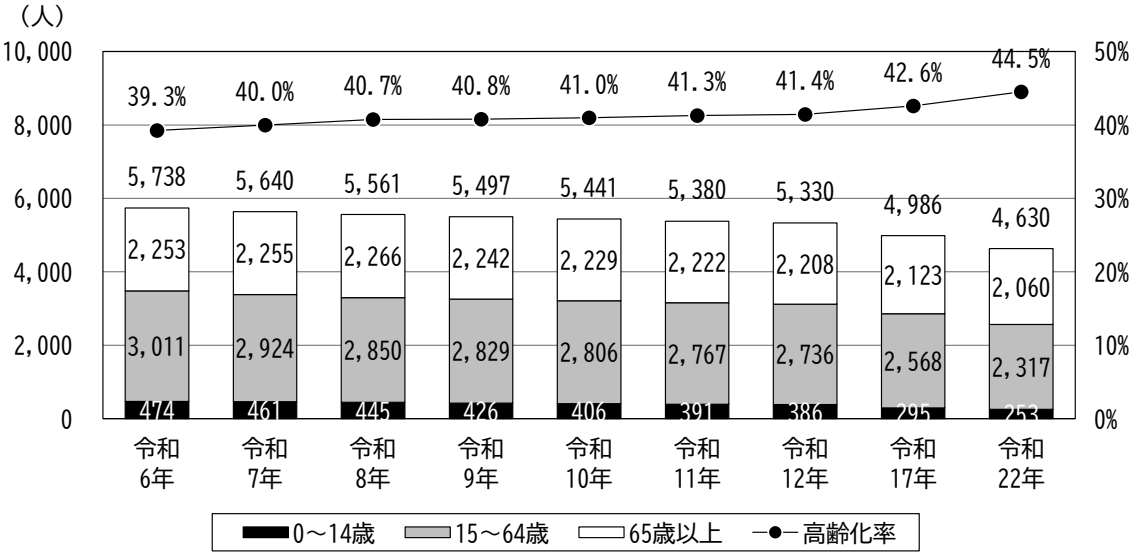
土地の特性

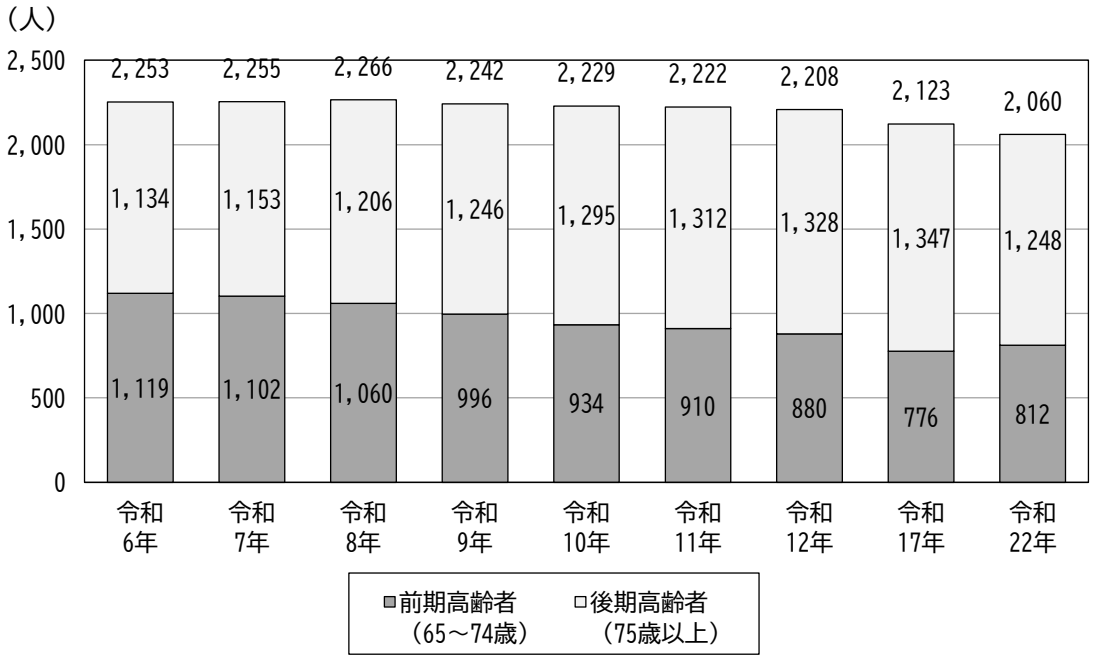
・10 地区の中で面積が最も広く、北西部の約３分の２が那須連山の山岳地帯、南西部の約３分の１は農村地域で形成された圏域で、小さな集落が点在しています。

総人口・高齢状況（令和８（2026）年４月１日時点）

・総人口は 5,561 人（8/10 位）、高齢者人口は 2,266 人（7/10 位）、高齢化率は 40.7%（2/10 位）です。

■高林地区の高齢者人口、高齢化率等の推移





※令和８年４月までの住民基本台帳の年齢別人口から推計値を算出

■高林地区の傾向と課題

生活機能評価では、栄養改善、閉じこもり、認知症、転倒リスクで市平均を上回っていますが突出して高いリスクもないため、比較的市平均となっています。今後も総合的な介護予防事業を継続させ、リスクのある人を減らしていく取り組みが必要です。

その他の項目としては、夫婦二人暮らし、主観的健康観が高い、主観的幸福感が高いで市平均を上回っています。主観的健康観、主観的幸福感が高いことから、これまでの取り組みを継続し、さらなるＱＯＬの向上を目指す取り組みが求められています。

また、認知症になった場合地域で生活したい、人生の最期を自宅で迎えたいで市平均を上回っています。塩原圏域と同様に自宅での生活ニーズが高いことから、在宅サービス等の充実が必要です。また、フレイルの認知度が低いことから、さらなる啓発を行う必要があります。

なお、充実してほしいのは「訪問サービス」という回答が多くなっています。

7　鍋掛地区



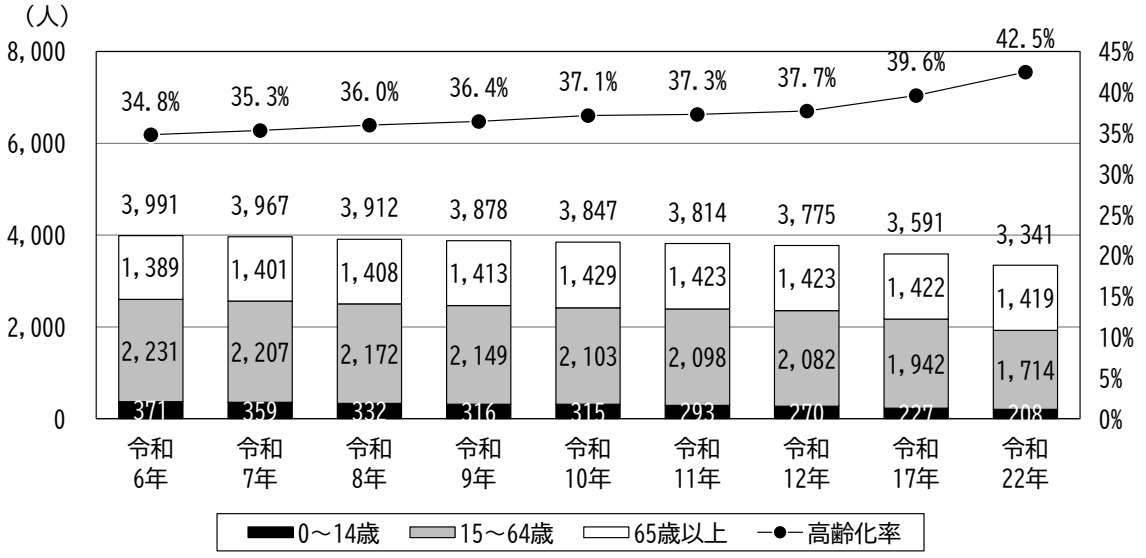
土地の特性

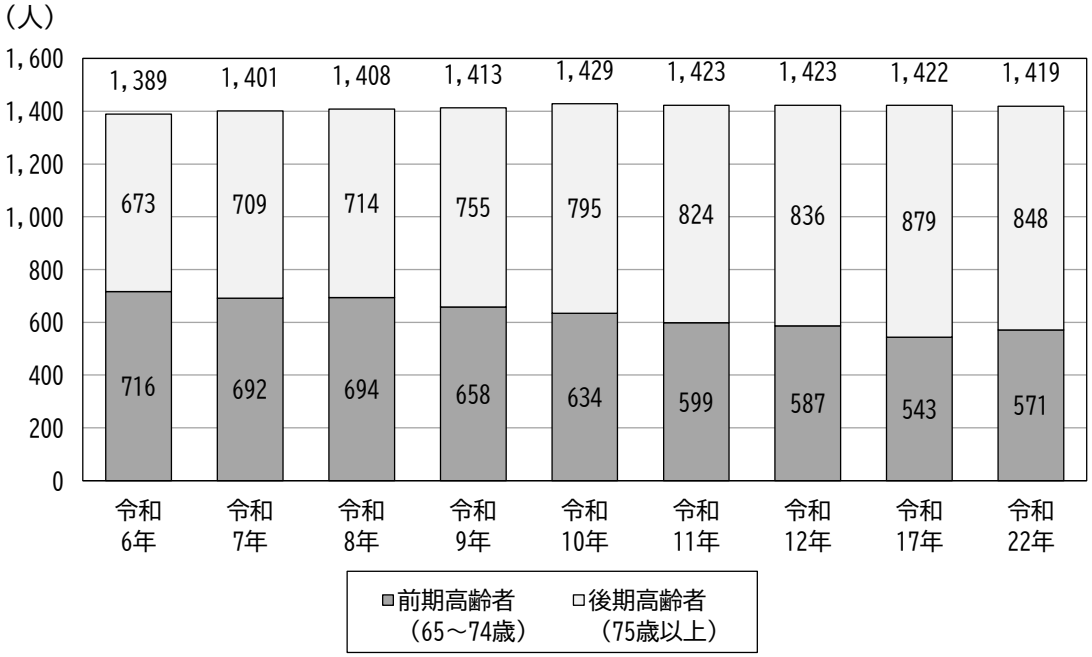
・本市の東部に位置し、那珂川の東側は八溝山系から連なる丘陵地、西側は平坦な田園地帯、全体が農村地域で形成された圏域で、小さな集落が点在しています。

総人口・高齢状況（令和８（2026）年４月１日時点）

・総人口は 3,912 人（10/10 位）、高齢者人口は 1,408 人（10/10 位）、高齢化率は 36.0％（4/10 位）です。

■鍋掛地区の高齢者人口、高齢化率等の推移





※令和８年４月までの住民基本台帳の年齢別人口から推計値を算出

■鍋掛地区の傾向と課題

生活機能評価では、転倒リスクのみ市平均を上回っており、比較的元気な高齢者が多い圏域となっています。転倒リスクを予防する取り組みを充実させることで、生活機能に影響がある高齢者をなくすことができるため、今後は、歩くことの大切さをさらに普及啓発していくことが重要です。

その他の項目としては、主観的健康観が高い、主観的幸福感が高いで市平均を上回っています。高齢者のみの世帯が少ない圏域で、主観的健康観、主観的幸福感ともに高くなっており、これまでの生活や取り組みを継続していくことが必要です。

また、認知症になった場合地域で生活したい、人生の最期を自宅で、で市平均を上回っています。塩原圏域・高林圏域と同様に自宅での生活ニーズが高いことから、在宅サービス等の充実が必要です。また、フレイルの認知度が低いことから、さらなる啓発を行う必要があります。

なお、充実してほしいのは「訪問サービス」という回答が多くなっています。

8　西那須野東部地区



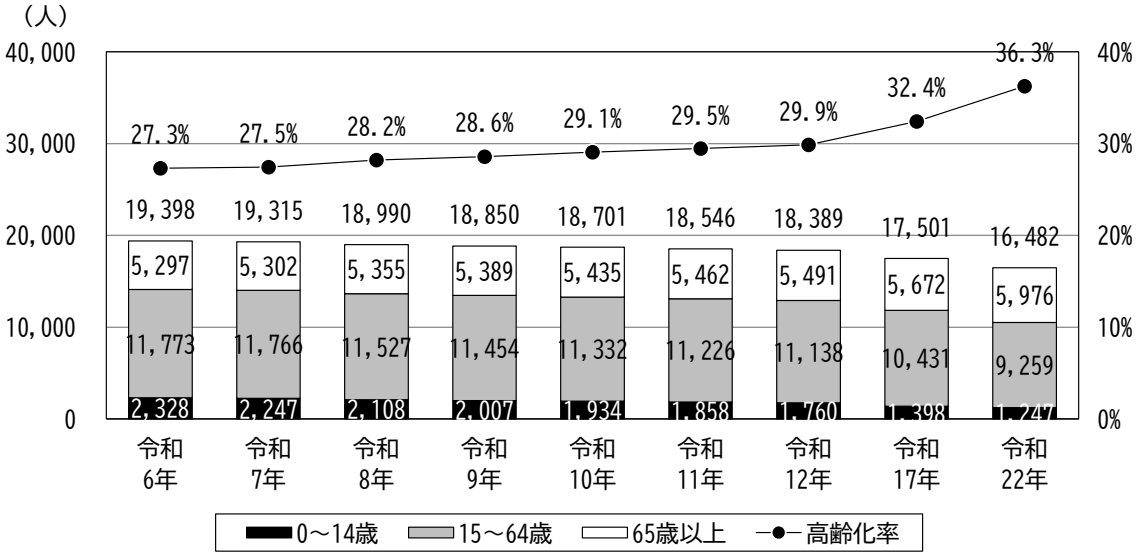
土地の特性

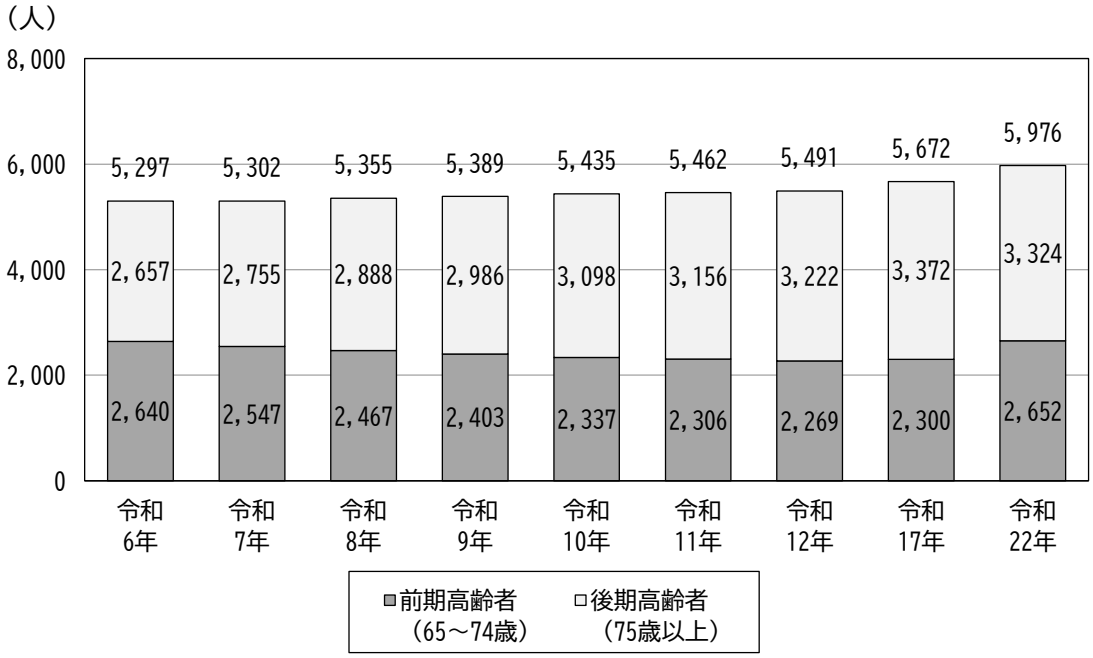
・西那須野地区の東側に位置し、JR 西那須野駅周辺に市街地が形成された圏域で、北東部は農村地域となっています。

総人口・高齢状況（令和８（2026）年４月１日時点）

・総人口は 18,990 人（2/10 位）、高齢者人口は 5,355 人（2/10 位）、高齢化率は 28.2%（7/10 位）です。

■西那須野東部地区の高齢者人口、高齢化率等の推移





※令和８年４月までの住民基本台帳の年齢別人口から推計値を算出

■西那須野東部地区の傾向と課題

生活機能評価では、運動器、認知症、うつ傾向、IADL が低いで市平均を上回っており、特に IADL が低いの項目では、市内で最も高くなっています。IADL の低下は認知症につながる可能性も指摘されており、IADL を高める事業等を検討する必要があります。

その他の項目としては、夫婦二人暮らし、配食ニーズあり、買い物ニーズあり、介護が必要な高齢者、主観的健康観が高いで市平均を上回っています。配食ニーズ、買い物ニーズが高いことから外出関連の事業の充実が求められます。

また、人生の最期を自宅で療養し最期を迎えたいという回答が市平均を下回っています。黒磯圏域・東那須野圏域と同様に介護予防（認知症予防）に取り組んでいる人が多い圏域となっており、認知症になっても地域で生活できるよう、特に認知症対策の充実が求められています。

なお、充実してほしいのは「施設サービス」という回答が多くなっています。

９　西那須野西部地区



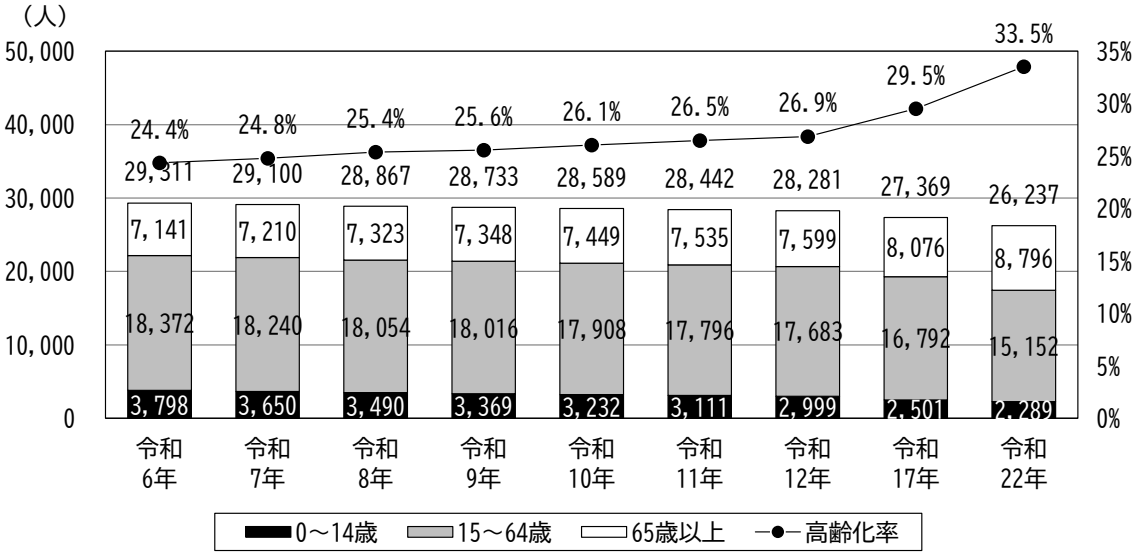
土地の特性

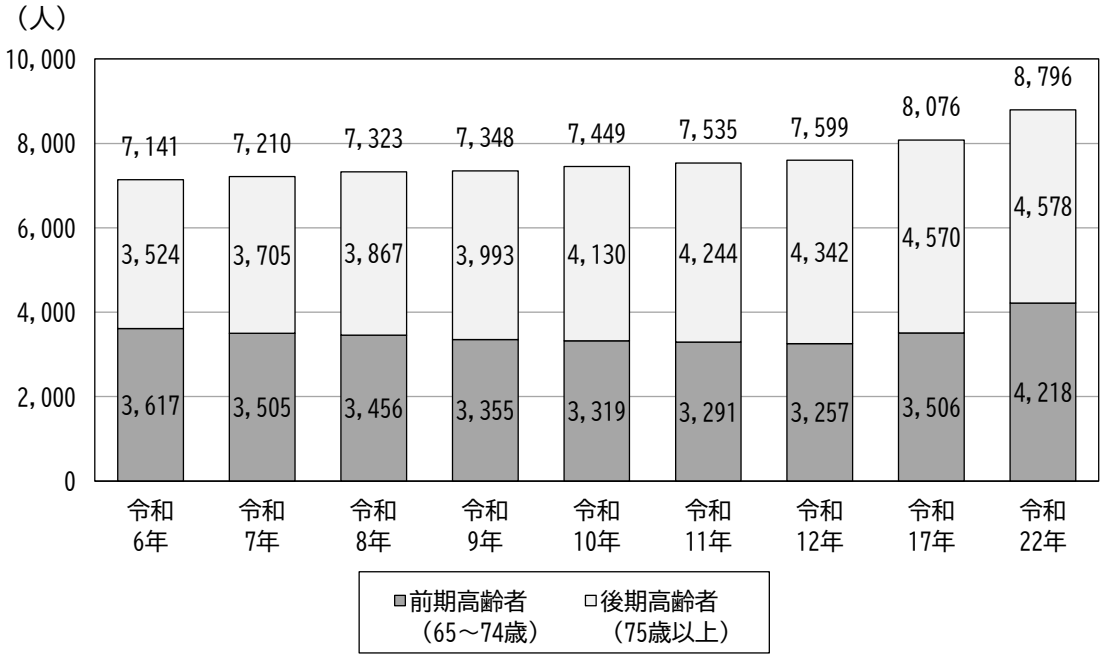
・西那須野地区の西側に位置し、平坦な地域で東側を中心に商店街があり、JR 西那須野駅周辺に市街地が形成されている圏域で、南西部は農村地域となっています。近年、宅地化が進み、10 地区の中で人口が最も多くなっています。

総人口・高齢状況（令和８（2026）年４月１日時点）

・総人口は 28,867 人（1/10 位）、高齢者人口は 7,323 人（1/10 位）、高齢化率は 25.4%（10/10 位）です。

■西那須野西部地区の高齢者人口、高齢化率等の推移





※令和８年４月までの住民基本台帳の年齢別人口から推計値を算出

■西那須野西部地区の傾向と課題

生活機能評価では、運動器、栄養改善、閉じこもり、うつ傾向、IADL が低いで市平均を上回っています。特に運動器では 25.4%と４人に１人が判定されていることから、運動に関する事業の充実が求められています。

その他の項目としては、独居高齢者、買い物ニーズ、介護が必要な高齢者、現在の生活が苦しいで市平均を上回っています。特に介護が必要な高齢者は市内で最も高くなっており、買い物ニーズや現在の暮らしが苦しいと回答した高齢者が多いことから、経済的支援を含めた生活支援の充実が求められています。

また、フレイルの認知度、介護予防の取り組み、認知症への不安、在宅医療に関心で市平均を上回っています。介護予防の取り組みが高くなっていることから、介護予防についてさらに充実を図る必要があります。

なお、充実してほしいのは「通所サービス」という回答が多くなっています。

10　塩原地区



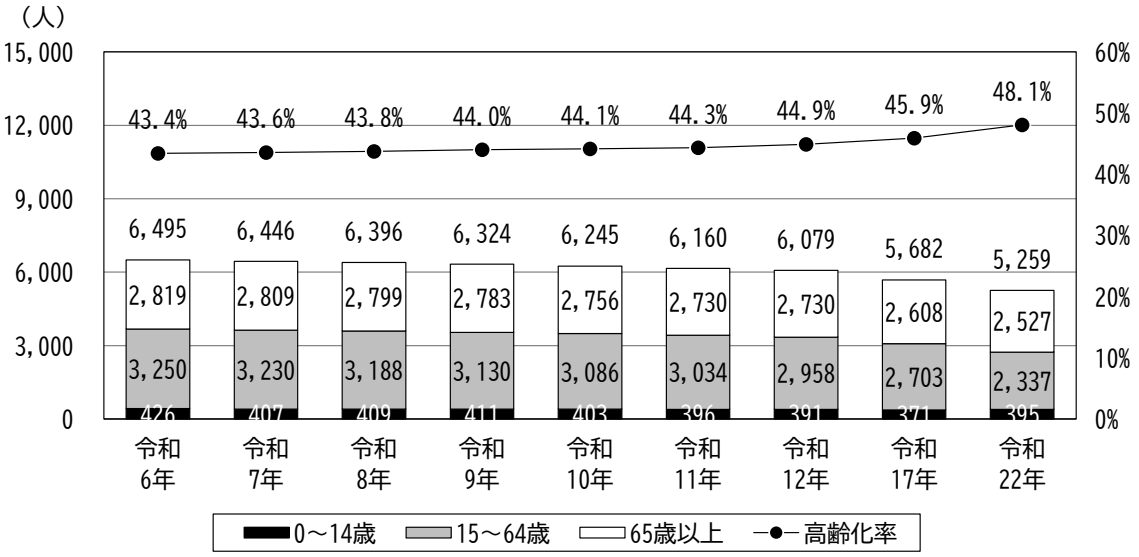
土地の特性

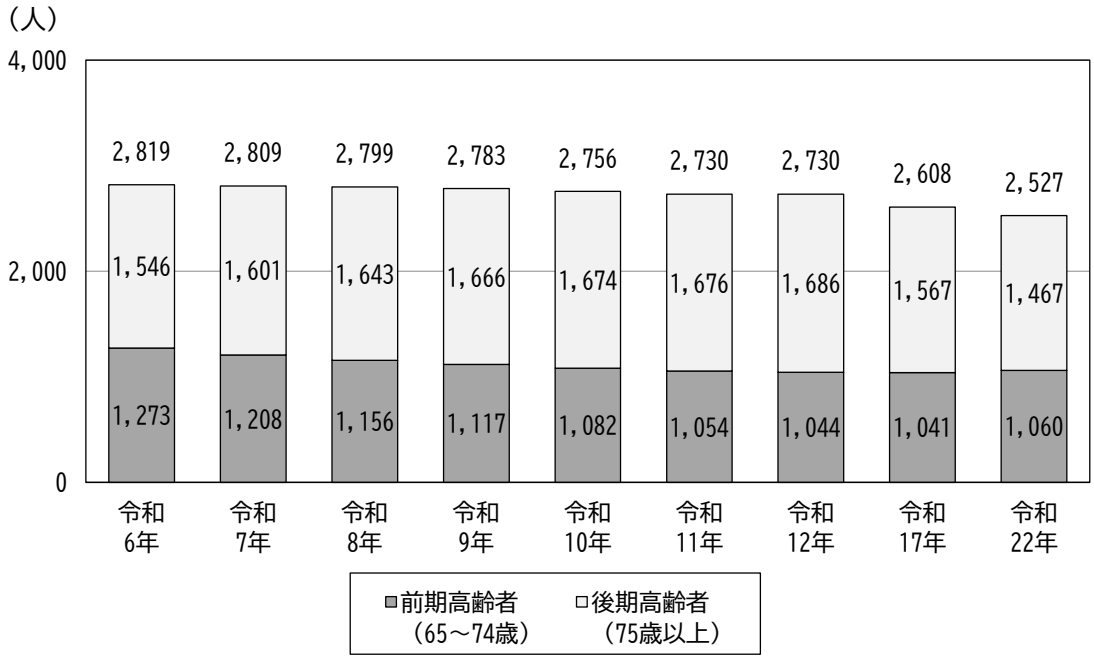
・10 地区の中で面積が２番目に広い圏域で、北西部の約４分の３は那須連山の山岳地帯、箒川沿いに温泉街があり、南東部の４分の１は農村地域で形成された圏域で、小さな集落が点在しています。

総人口・高齢状況（令和８（2026）年４月１日時点）

・総人口は 6,396 人（7/10 位）、高齢者人口は 2,799 人（6/10 位）、高齢化率は 43.8%（1/10 位）です。

■塩原地区の高齢者人口、高齢化率等の推移





※令和８年４月までの住民基本台帳の年齢別人口から推計値を算出

■塩原地区の傾向と課題

生活機能評価では、運動器、栄養改善、咀嚼機能、閉じこもり、認知症、転倒リスクで市平均を上回っています。特に、閉じこもりリスクでは、市内で最も高く市平均より7.7ポイントも高くなっていることから、外に出ることの啓発を行い、閉じこもり防止の施策を推進する必要があります。

その他の項目としては、介護が必要な高齢者、現在の暮らしが苦しい以外の項目で市平均を上回っています。特に配食ニーズや買い物ニーズ両方が高くなっていることから、外出支援等が求められています。

また、フレイルの認知度、介護予防の取り組み、認知症になった場合地域で生活したい、在宅医療に関心、人生の最後を自宅で、で市平均を上回っています。介護予防の取り組みと自宅での生活ニーズが高い圏域となっているため在宅サービスの充実や地域で今後も暮らしていくための生活支援の充実が必要です。

なお、充実してほしいのは「訪問サービス」という回答が多くなっています。

（３）第９期計画の点検・評価のまとめ

第９期計画（令和６（2024）年度～令和８（2026）年度）における各取組について、その進捗状況を点検・評価した主な結果をまとめたものが、次の表です。

点検・評価の方法は、具体的な施策ごとに、実際に推進できたこと、推進できなかったことについて、那須塩原市役所の関係各課に対し調査を実施し、結果を集約した上で庁内検討会議にて共有しました。

基本目標Ⅰ　将来を見据えた元気で幸せな人づくり

19 事業中 17 事業が「推進できた」と評価された一方、２事業が「推進できなかった」としています。推進できなかったのは、「訪問型サービスＣ」、「通所型サービスＣ」事業の２事業で、心理的ハードルの高さ等により利用が進んでいない状況です。チラシの配布や成功事例の共有、自立支援に資するケアマネジメント支援のための地域ケア会議の開催など、サービスＣの利用促進を図っていく必要があります。

	推進ができた	概ね推進ができた	一定の推進ができた	一部の推進ができた	推進できなかった	合計
基本施策１ 健康づくり・介護予防の推進	1	5	1	0	2	9
基本施策２ 居場所づくり・社会参加の促進	2	4	1	2	0	9
基本施策３ 2040 年を見据えたまちづくりの推進	0	1	0	0	0	1
合計	3	10	2	2	2	19

基本目標Ⅱ　人とつながり心おだやかに過ごせる暮らしづくり

22 事業中 21 事業で「推進できた」と評価された一方、１事業が「推進できなかった」としています。推進できなかったのは、「多様な住まいに係る情報提供の推進」で、改正法において、住宅困窮者への居住支援を円滑に実施するための「居住支援協議会」を設置することが地方自治体の努力義務とされましたが、令和７年度中の設置には至りませんでした。今後は、設置に向けた検討が必要となります。

	推進ができた	概ね推進ができた	一定の推進ができた	一部の推進ができた	推進できなかった	合計
基本施策１ 情報発信・相談しやすい体制の強化	6	2	0	0	0	8
基本施策２ 在宅生活の支援	0	2	0	1	0	3
基本施策３ 多様なニーズに対応した住まいの確保	1	1	0	0	1	3
基本施策４ 医療と介護の連携	1	0	0	0	0	1
基本施策５ 認知症施策の推進	5	1	1	0	0	7
合計	13	6	1	1	1	22

基本目標Ⅲ　どこでもいつでも安全で安心していられる地域づくり

19 事業全てが「推進できた」と評価されましたが、一部の推進に留まったのが「高齢者台帳（一人暮らし・高齢者のみ世帯）の整備」でした。さらなる高齢者の増加に対応できるよう、高齢者台帳整備を進める必要がありますが、避難行動要支援者名簿と内容が似通っていることもあり、両者の棲み分けや在り方の検討が必要です。

	推進ができた	概ね推進ができた	一定の推進ができた	一部の推進ができた	推進できなかった	合計
基本施策１ 介護サービスの質の向上	1	1	3	0	0	5
基本施策２ 支え合う地域づくりの推進	0	2	0	1	0	3
基本施策３ 地域包括支援センターの機能・運営の強化	2	0	0	0	0	2
基本施策４ 安心できる生活環境の整備	3	6	0	0	0	9
合計	6	9	3	1	0	19

基本目標Ⅳ　介護保険サービスの基盤整備と事業の円滑な運営

介護サービス、介護予防サービス等の事業量について、第９期計画の計画値と実績を踏まえ、第 10 期計画における適正な計画値を設定します。

２　基本理念

基本理念

いつまでも健やかにいきいきと
ともに安心で幸せな未来を創るまち

団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年に向けては、介護ニーズの高い 85 歳以上人口の急速な増加や高齢者の単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加も見込まれる等、支援を必要とする人がますます増加していくことから、複雑化・複合 化した支援が求められています。

本市においても例外ではなく、本市で暮らしている高齢者の方々が心身ともに健やかに暮らしていること、何よりも全ての高齢者が笑顔でいきいきと安心で幸せを感じられる日常を過ごせるまちを、高齢者自身も担い手となって、地域、専門機関、若者、子どもたちとともに創っていくための高齢者施策を推進する必要があります。

そこで、第９期計画の基本理念「いつまでも健やかにいきいきと　ともに幸せな未来を 創るまち」の考えを尊重しながら、高齢者の住まいの確保やひきこもり等高齢者の安心できる環境の充実等を踏まえ、第 10 期計画の基本理念を定めました。

３　基本目標及び重点施策

基本目標Ⅰ　将来を見据えた元気で幸せな人づくり

本市では、要介護状態になる恐れの高い虚弱な高齢者に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化防止のため介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス・通所型サービス・その他の生活支援サービス等）を実施しており、第 10 期計画期間においてもこれらの取組を継続していきます。

また、生きがいのある生活を持続することができるよう、多くの高齢者が住み慣れた地域で様々な分野で活躍できる体制づくりを支援します。

特に、重点施策を「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実」、「地域づくり型介護予防事業の推進」、「高齢者の多様な交流の場の支援」、「高齢者の多様な活動の支援」として取り組みます。

基本目標Ⅱ　人とつながり心おだやかに過ごせる暮らしづくり

高齢者が自分らしく生きるために、高齢者の権利擁護や成年後見制度の利用を図るとともに、各種情報発信や住まいの確保、医療介護連携等の各種施策を推進します。

また、認知症基本法に基づき、認知症の人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、「新しい認知症観」の普及を促進し、認知症の人を含めた市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現に向けた施策を推進します。

特に、重点施策を「医療と介護の連携の推進」、「認知症の人と家族を支える取組みの推進」として取り組みます。

基本目標Ⅲ　どこでもいつでも安全で安心していられる地域づくり

住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、高齢者のひきこもり対策を進めるとともに、支え合う地域づくりの推進や安心できる生活環境の確保を行います。

また、地域包括支援センターの機能強化を図り、引き続き高齢者の生活の質（ＱＯＬ）の向上を支援します。

特に、重点施策を「介護人材確保の促進」、「地域見守り支え合い体制の整備」として取り組みます。

基本目標Ⅳ介護保険サービスの基盤整備と事業の円滑な運営

介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らしていくため、高齢者や家族の生活環境等に応じた介護サービスが確保されるよう、居宅サービスや施設サービスの基盤整備を推進するとともに、サービスの適正な運営と費用負担の適正化の取組を推進します。

また、個々のニーズに合った介護保険サービスを市民が利用できるよう、地域包括支援センターや介護保険事業者及び地域の関係団体と連携しながら、各種介護保険サービスの確保を図るとともに、適正な介護給付を実施します。

4　施策体系

基本理念	基本目標	基本施策	施策
いつまでも健やかにいきいきと　ともに安心で幸せな未来を創るまち	Ⅰ 将来を見据えた元気で幸せな人づくり	1 2040年を見据えた高齢者福祉施策の推進	(1) 2040年を見据えた高齢者福祉施策の推進
		2 健康づくり・介護予防の推進	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実
			(2) 健康づくり・介護予防教室の推進
			(3) 地域づくり型介護予防事業の推進
			(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進
		3 居場所づくり・社会参加の促進	(1) 高齢者の多様な交流の場の支援
			(2) 高齢者の多様な活動の支援
			(3) 生涯学習、スポーツに係る活動の場の提供
	Ⅱ 人とつながり心おだやかに過ごせる暮らしづくり	1 情報発信・相談しやすい体制の強化	(1) 情報発信手段の拡充
			(2) 多様な相談に対応する支援体制の充実
			(3) 権利擁護の推進
		2 在宅生活の支援	(1) 介護保険外の高齢者福祉サービスの推進
		3 多様なニーズに対応した住まいの確保	(1) 高齢者向け住まいに係る情報提供の推進
		4 医療と介護の連携	(1) 医療と介護の連携の推進
		5 認知症施策の推進 ≪認知症施策推進計画≫	(1) 認知症の人に関する理解の増進
			(2) 認知症の人と家族を支える取組みの推進
			(3) 認知症予防の推進
			(4) 早期対応に向けた支援の充実
			(5) 地域における見守り体制の充実
	Ⅲ どこでもいつでも安全で安心していられる地域づくり	1 支え合う地域づくりの推進	(1) 地域見守り支え合い体制の整備
			(2) 高齢者台帳（一人暮らし・高齢者のみ世帯）の整備
			(3) 敬老事業の実施
			(4) 高齢者のひきこもり対策
		2 地域包括支援センターの機能・運営の強化	(1) 地域包括支援センターの機能・運営の強化
			(2) 基幹型地域包括支援センターの運営
		3 安心できる生活環境の整備	(1) 高齢者が暮らしやすい環境の充実
			(2) 安心・安全な生活環境の充実
	Ⅳ 介護保険サービスの基盤整備と事業の円滑な運営	1 介護保険サービスの充実	(1) 介護保険サービス（在宅系サービス）の充実
			(2) 介護保険サービス（地域密着型サービス）の充実
			(3) 介護保険サービス（施設・居住系サービス）の充実
		2 介護サービスの質の向上	(1) 介護サービスの質の向上
			(2) 介護人材確保の促進
		3 適正な給付と介護保険の健全化	(1) 介護給付等費用適正化事業
		4 介護サービス事業量等の見込み	(1) 第10期計画期間中の介護給付サービス基盤整備計画
			(2) 介護給付サービスの利用者数
			(3) 介護予防サービスの利用者数
			(4) 介護給付サービスの給付費
			(5) 介護予防サービスの給付費
		5 地域支援事業量等の見込み	
		6 保険料設定の考え方	

具体的な施策
1．2040年を見据えた高齢者福祉施策の推進
2.総合事業(訪問型サービス)　3.総合事業(通所型サービス)　4.介護予防ケアマネジメント
5.介護予防の普及促進　6.高齢者の健康づくり
7.住民主体の介護予防のための通いの場の支援　8.地域づくり型介護予防サポーター養成事業 9.地域リハビリテーション活動支援事業
10.高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進
11.生きがいサロン推進事業の実施　12.通いの場・居場所づくりの推進
13.老人クラブの活動支援　14.シルバー人材センターの活動支援　15.生涯現役応援体制への協力 16.介護支援ボランティアポイント事業の推進　17.高齢者への就職活動支援
18.生涯学習の場の提供　19.スポーツに係る活動の場の提供
20.情報発信手段の拡充とデジタルリテラシーの向上
21.総合的な相談支援体制の整備・拡充　22.訪問等による高齢者の実態把握
23.日常生活支援事業(あすてらす)の利用促進　24.成年後見制度の利用支援　25.高齢齢者への虐待防止 26.高齢者緊急一時保護事業　27.養護老人ホーム、特別養護老人ホームへの入所措置
28.介護保険外の高齢者福祉サービスの推進
29.有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に係る情報連携の強化 30.多様な住まいに係る情報提供の推進
31.医療と介護の連携の推進
32.認知症サポーター養成講座等の推進　33.認知症ケアパスによる普及啓発　34.若年性認知症の理解の促進
35.認知症カフェへの支援　36.チームオレンジなすしおばらによる支援　37.介護教室の開催、介護者サロン等の開催の支援 38.認知症の人の意思決定支援
39.認知症予防教室（介護予防教室）の実施　40.通いの場等における認知症予防の推進
41.認知症地域支援推進員の配置　42.認知症初期集中支援チームによる支援 36.チームオレンジなすしおばらによる支援（再掲）
43.地域の見守りネットワークの構築
44.地域住民助け合い事業（生活支援体制整備事業）
45.高齢者台帳（一人暮らし・高齢者のみ世帯）の整備
46.敬老事業の実施
47.ひきこもり地域支援センター「あおぞらテラス」の充実 48.100歳体操や元気アップデイサービス等による高齢者の閉じこもり予防と住民主体支援（サービスB・D）の推進
49.地域包括支援センターの機能・運営の強化
50.基幹型地域包括支援センターの運営
51.公共施設・民間施設のバリアフリー化　52.公共交通ネットワークの形成
53.交通事故防止対策　54.消費者被害の防止　55.防犯意識の向上　56.防災対策の推進　57.高齢者の熱中症対策 58.感染症対策
59.介護保険サービス（在宅系サービス）の充実
60.介護保険サービス(地域密着型サービス)の充実
61.介護保険サービス（施設・居住系サービス）の充実
62.介護サービス相談員派遣事業　63.事業者への指導　64.外部評価･第三者評価の支援　65.各種連絡協議会の充実
66.介護人材の確保・育成
67.介護給付等費用適正化事業

第４章　施策の展開

基本目標Ⅰ　将来を見据えた元気で幸せな人づくり
基本施策１　2040 年を見据えた高齢者福祉施策の推進

■現状と課題

①介護需要の増加と介護基盤の確保

本市の人口は、2040 年（令和 22 年）には総人口が 9.8 万人まで減少する一方で、75 歳以上の後期高齢者数は 22,859 人に達することが見込まれています。これに伴い、本市の介護認定者数も増加することが見込まれ、令和 7 年度末の本市の介護認定者数は 5,229 人（65 歳以上の介護認定率 15.30%）に対して、栃木県の推計では 2040 年に 7,041 人（介護認定率 18.32%）まで増加し、高齢者の概ね 5 人に 1 人が要支援・要介護状態となると予測されています。

介護認定者数の増加に伴い、介護保険サービスの需要は今後も増加することが見込まれていますが、令和８年の各種調査時点においても、特別養護老人ホームの実質待機者数は 91 人で増加傾向にあり、特別養護老人ホームの利用ニーズが高まっています。また、市内の介護支援専門員や介護保険事業所を対象に実施したアンケート調査においては、今後不足が見込まれる介護保険サービスとして、訪問介護をはじめとする多くの在宅介護サービスが不足するという危機感があることが確認され、2040 年に向けて増加する介護ニーズの受け皿となる介護基盤の維持・確保が必要となります。

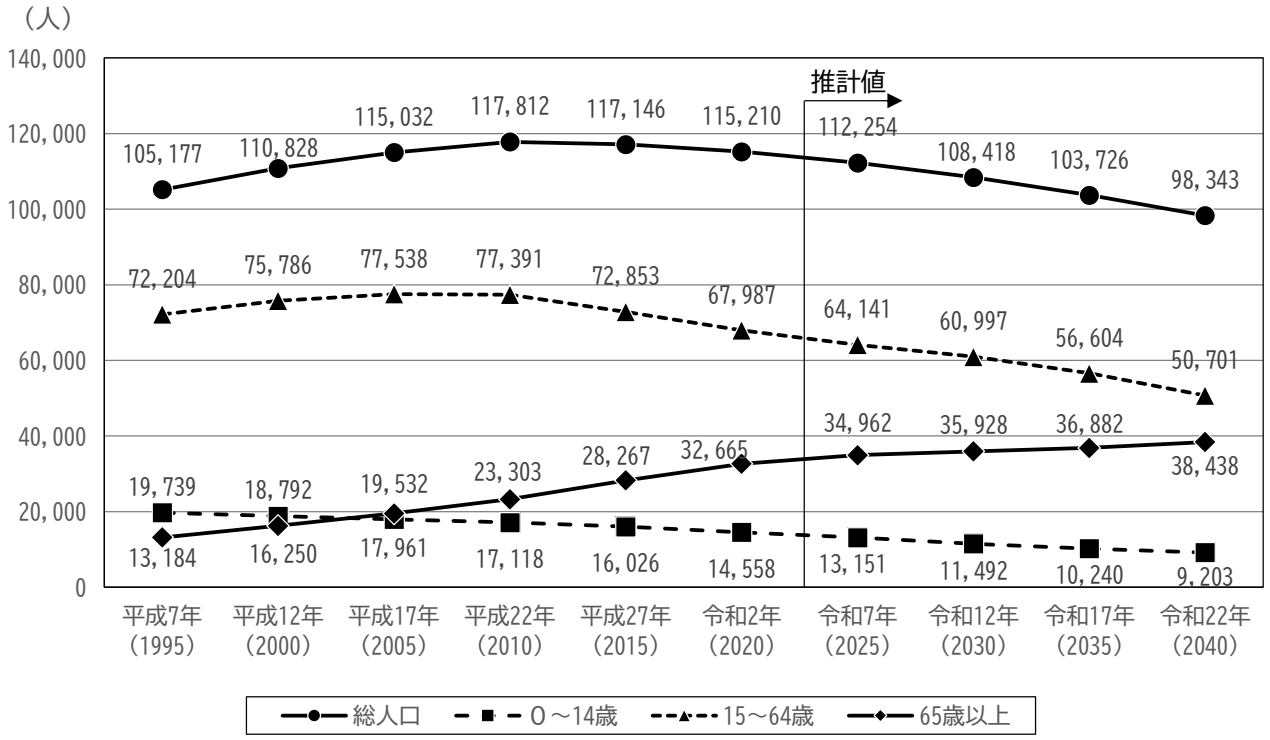
介護保険サービスのニーズが高まっている一方で、介護保険給付費も年々増加傾向にあり、本市の令和 7 年度の介護保険給付実績額（保険給付事業及び地域支援事業の給付総額）は 8,234,365,892 円であり、これは、前年度の令和 6 年度と比較して約 285 百万円の増、5 年前の令和 2 年度の実績額と比較して約 752 百万円増加しています。今後、2040 年に向けて持続可能な介護保険財政運営と公平かつ適正な介護保険料の設定が極めて重要な事項となります。

②介護人材の不足

本市の生産年齢人口（15 歳～64 歳）は、2020 年（令和 2 年）の 67,987 人から 2040 年（令和 22 年）には 50,701 人へ約 1 万 7 千人が減少することが見込まれています。この 2040 年は、「担い手・働き手の急減」と「医療・介護・生活支援ニーズのピーク期の到達」が同時に到来することにより、介護人材の不足がさらに深刻化することが見込まれます。

また、この人材不足については、介護サービス業においてだけの問題ではなく、医療や農業、運送業などの様々な分野でも深刻化していくことが見込まれるため、生産年齢人口の減少に伴い、介護人材の確保は今後さらに厳しくなることが見込まれます。このため、人材確保に加え介護現場の生産性向上や業務効率化など、多面的な取組が必要となります。

■那須塩原市の年齢別人口の推移と将来推計



【第 2 次那須塩原市総合計画 後期計画から抜粋】

③高齢者が安心して暮らせる住まいの確保と生活環境の整備

単身高齢者又は高齢者のみの世帯の増加に伴い、身元保証人不在や孤立死・残置物処分リスクによる民間賃貸住宅への入居が難しいケースが増加しています。また、民生委員等の地域福祉の担い手の不足や、自治会加入率の低下が進んでおり、高齢者の見守り活動や社会参画への機会損失に伴うフレイル等の発生がこれから増加することが懸念されています。2040 年に向けて「8050 問題」から「9060 問題」へ移行するなど、社会情勢の変化に合わせて高齢者が安心して住むことが出来る生活環境の整備が求められています。

④移動手段の確保と公共交通の限界

人材不足は、全国的な課題であり、市内の交通事業者でも例外なく発生しており、タクシー運転手の担い手の不足による車両の稼働率低下が生じています。

また、タクシー運転手の高年齢化も進んでおり（令和 8 年度時点で平均 60 歳以上）、運転手の不足や高齢化が進む中、今後、高齢者の移動手段を安定的に確保することが課題となっています。

2040 年に向けて、「自動車を運転できない」「家族の送迎を受けられない」移動制約のある高齢者が増加することが見込まれるため、高齢者が通院・買い物困難に陥り、閉じこもりやフレイル化が加速する懸念があります。

■施策の方向性

本市の人口は、総人口と生産年齢人口が減少傾向にある一方で、65 歳以上の高齢者人口及び高齢者の比率（高齢化率)は年々上昇しています。市の「人口ビジョン」及び国の「地域包括ケア見える化システム」の将来推計データによると、2040 年（令和 22 年）には、総人口約 9.8 万人に対する高齢化率が 39.1%へ達してピーク期を迎え、さらに 2050 年（令和 32 年）には総人口が 9.5 万人まで減少する一方で高齢化率は 39.9%までに達して、その後高齢化率は緩やかに減少していくことが見込まれています。

2040 年（令和 22 年）からの高齢化率のピーク期に向けて、現時点で見込まれる様々な高齢者福祉に係る課題等を整理し、長期的・計画的な高齢者施策の推進を行います。

なお、中長期的な課題については、今後の人口動向や制度改正、社会情勢の変化を踏まえ、次期計画以降においても継続的に検討していきます。

【那須塩原市の人口構造の変化と将来推計】

区分	令和 2 年度（2020 年）	令和 7 年度（2025 年）	令和 22 年度（2040 年）推計	令和 32 年度（2050 年）推計
総人口	115,210 人	112,244 人	98,343 人	95,216 人
高齢者人口（65 歳以上）	32,665 人	34,121 人	38,438 人	37,960 人
うち前期高齢者（65～74 歳）	15,192 人	15,531 人	15,579 人	14,456 人
うち後期高齢者（75 歳以上）	17,473 人	18,590 人	22,859 人	23,504 人
高齢化率（65 歳以上）	28.6%	30.4%	39.1%	39.9%

※令和２年度及び７年度については３月末日時点

（１）2040年を見据えた高齢者福祉施策の推進

具体的な施策　１　2040年を見据えた高齢者福祉施策の推進

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		2040 年からの高齢化率のピーク期の到来に向けて、那須塩原市の社会構造の変化に合わせた中長期的な高齢者福祉施策を早期から展開して、高齢者が安心して地域で生活し、必要な介護サービスの提供が受けられる環境が整備されている状態。			
事業概要		国の社会保障審議会介護保険部会等の動向や各種ガイドライン等を踏まえて、那須塩原市の将来推計と実状に合わせた総合的な施策を中長期的に展開します。 １　中長期的な介護保険の運営と必要な介護基盤の整備の推進 ・2040 年に向けた中長期的な介護サービス見込量を推計し、本市の実状に合わせた介護サービス提供体制の構築を推進します。 ・持続可能な介護保険財政の運営のため、介護保険財政の中長期的な見通しを踏まえ、介護保険財政調整基金の適切な管理と活用により、安定的な介護保険事業の運営と保険料負担の平準化に努めます。 ・介護基盤の確保に向けて、介護サービスの利用ニーズや介護事業者の整備意向を定期的に確認し、中長期的な視点に立った基盤整備を推進します。また、那須地域定住自立圏等の近隣自治体との連携を図り、市民（町民）向けの介護サービス等の相互利用を検討し、広域連携での介護基盤の確保に努めます。 ２　介護人材不足への総合的対策 生産年齢人口の減少および介護サービス事業者の整備・確保に対応するため、国の方針（福祉人材確保・生産性向上推進等）に準拠した３つの対策を推進します。 ⑴ 人材確保（介護職の移住促進やアクティブシニア・外国人人材の活用等） ・元気なシニア層（65～75 歳等）による「介護助手」の活用による周辺業務の分業化（タスクシフト）の推進を行います。 ・栃木県の外国人人材の確保に関する施策と連携した特定技能外国人等の受入を推進します。 ・那須塩原市の移住支援策と連携した介護職の移住者の確保を推進します。 ⑵ 生産性の向上（機械化や AI の活用等） ・見守りセンサー、介護ロボット、ICT 端末等の介護テクノロジーの導入に関する推進（既存の国県補助の利活用促進）を行い、市内介護事業所における生産性の向上を図ります。 ・国が進める介護保険情報基盤の整備等に対応するとともに、ケアプランデータ連携システム等の活用促進を通じて、介護現場の業務効率化を支援します。			

	⑶ 業務負担の軽減（運営基準の緩和等） ・本市では、地域密着型介護サービス事業者の業務負担の軽減等を目的として、条例の一部改正を行い、令和 8 年 4 月から運営推進会議の開催要件を緩和し、多くの市内事業者で緩和後の基準にて会議が開催されています。2040 年に向けて、介護サービスの質の確保を前提として、国の制度改正の動向や事業者の実状を踏まえ、運営基準等の見直しの必要性について検討します。 ・国の制度改正を注視し、人員配置基準の柔軟化や新たなサービス制度の活用について、本市の実状を踏まえて必要な対応を検討します。 ３　高齢者が安心して暮らせる持続可能な生活環境の整備 ・高齢者を地域で連携してサポートする“地域包括ケアシステム”の深化・推進・拡充を行い、地域住民による互助を高め、住民自らが地域をともに創っていく“地域共生社会の実現”に向けた取組を継続的に推進します。また、地域と関係機関との連携体制の充実を図ると共に、2040 年に向けて市の実状に合わせた定期的な見直しを行い、持続可能な地域包括ケアシステムの構築を図ります。 ・単身高齢者等の民間賃貸住宅へのスムーズな入居体制を確立するため、「那須塩原市居住支援協議会」の早期設置と居住支援法人の育成を推進するとともに、介護が必要な高齢者が入居出来る介護施設（有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を含む）について、栃木県の基盤整備計画等と連携した中長期的な施設整備を図り、多様化する高齢者ニーズに合わせた住まいの確保を推進します。 ・2040 年に向けた持続可能な地域公共交通を確立するため、那須塩原市及び那須地域定住自立圏の地域公共交通計画を定期的に見直し、那須塩原市役所内の関係各課及び那須地域定住自立圏内の関係市町並びに交通事業者などの関係団体と連携し、高齢者の移動ニーズを踏まえた公共交通の利便性向上や地域の移動支援の充実に取り組みます。また、公共交通だけでは賄いきれない高齢者の移動ニーズへの対応については、住民ボランティアなどが主体となった移送サービス「総合事業訪問型サービスＤ」などの拡充を図ります。

基本施策２　健康づくり・介護予防の推進

■現状と課題

高齢者が住み慣れた地域で健やかに暮らし続けるためには、高齢者一人ひとりが主体的に健康を保持し、増進するという「健康づくり」が重要です。あわせて、介護が必要な状態となることの予防や、要介護状態となってもできるだけ重度化を防ぐという点で「介護予防」の取組も重要です。

ニーズ調査結果では、日常生活での不安や悩み、心配ごととして、「歩けなくなるなど基礎体力の低下が心配」が最も多く、次いで、「認知症にならないか心配」と健康づくりや認知症についてが上位を占めています。また、現在の健康状態では、「あまりよくない」、「よくない」という回答は約 24%となり、概ね４人に１人が回答しており、高齢者の健康づくりや介護予防のため、疾病の早期発見、治療、生活習慣の改善が求められています。

さらに、フレイルの認知度では約６割の人が知らないと回答しており、フレイルの認知度向上が必要です。

■施策の方向性

予防接種で疾病等を予防する一方、健康教育、健康相談、健康診査を実施し、市民の健康意識を高め、健康状態の把握とその管理を促進します。さらに生活習慣病予防のため特定健康診査や保健指導を行い、高齢者がいつまでも元気で生活していけるよう健康の維持向上を支援します。

また、健康な高齢者の割合が増加していく中、今後の介護予防事業のあり方として、単に運動機能や栄養状態など心身の機能改善をめざした事業を行うだけではなく、地域に社会参加できる場を創出することによって、介護予防の習慣化につなげていく取組を推進します。

（１）介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実

具体的な施策　２　総合事業（訪問型サービス）

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		高齢者の身体機能の低下が見られた早期の段階で、地域の実態に沿った多様な形態のサービスを提供することで、支え合う地域づくりと要支援者に対する効果的な支援ができる。			
事業概要		●高齢者のニーズに合わせ、適切な総合事業によるサービスにつなげます。 ●要介護認定で要支援１・２と判定された方や基本チェックリストにより生活機能の低下が見られ、要支援状態となるおそれがある方（以下「サービス事業対象者」という。）を対象として、掃除・洗濯などの日常的支援や入浴等の身体介護を実施します。（訪問介護相当サービス、訪問型サービスＡ） ●住民主体による訪問型の生活援助を実施します。（訪問型サービスＢ） ●リハビリテーション専門職による短期集中型予防サービスを実施します。（訪問型サービスＣ） ●住民、ボランティア、NPO 法人等の、多様な主体による移動支援を実施します。（訪問型サービスＤ）		

指　標	令和６年度（実績値）	令和７年度（実績値）	令和８年度（見込値）	令和９年度（計画値）	令和 10 年度（計画値）	令和 11 年度（計画値）
訪問介護相当サービス利用者数（人）	184	198	200	210	220	230
訪問型サービスＡ利用者数（人）	45	36	40	45	50	55
訪問型サービスＢ利用者数（人）	0	37（延べ人数）	40	50	60	70
訪問型サービスＣ（人）	1	0	1	2	3	4
訪問型サービスＤ（人）	0	192（延べ人数）	200	210	220	230

具体的な施策　３　総合事業(通所型サービス)

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		機能訓練や通いの場でのレクリエーション等を通じて、要介護状態にならないようにすることで、地域社会での生活が継続できる。			
事業概要		●高齢者のニーズに合わせ、適切な総合事業によるサービスにつなげます。 ●サービス事業対象者を対象として、食事、入浴などの日常生活の支援や、生活機能の維持・向上のための体操、レクリエーションなどの機能訓練を実施します。(通所介護相当サービス、通所型サービスＡ) ●住民主体による通いの場を実施します。(通所型サービスＢ) ●リハビリテーション専門職による短期集中型予防サービスを実施します。(通所型サービスＣ)			

指　標	令和６年度（実績値）	令和７年度（実績値）	令和８年度（見込値）	令和９年度（計画値）	令和10年度（計画値）	令和11年度（計画値）
通所介護相当サービス利用者数（人）	378	391	400	420	440	460
通所型サービスＡ利用者数（人）	114	111	120	130	140	150
通所型サービスＢ利用者数（人）	9	14	20	25	30	35
通所型サービスＣ利用者数（人）	2	0	1	2	3	4

具体的な施策　４　介護予防ケアマネジメント

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		要支援者の状態が適切にアセスメントされ、地域資源を活用した効果的な支援が受けられるよう、介護予防ケアマネジメントが行われている。			
事業概要		●要支援者や事業対象者に対し、基本チェックリストの結果を踏まえた効果的なサービスが提供できるよう、介護予防ケアマネジメントを実施します。			

（2）健康づくり・介護予防教室の推進

具体的な施策　5　介護予防の普及促進

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		高齢者が、自主的に生活機能の維持・向上のための介護予防活動に取り組むことができる。			
事業概要		●専門職等による介護予防教室「元気もりもり講座」を開催します。 ●シニアセンターなどにおいて、筋力トレーニング事業を実施し、身体機能の向上、運動習慣の定着を図ります。			

指　標	令和６年度（実績値）	令和７年度（実績値）	令和８年度（見込値）	令和９年度（計画値）	令和10年度（計画値）	令和11年度（計画値）
元気もりもり講座実施回数（回）	20	22	22	23	24	25

具体的な施策　6　高齢者の健康づくり

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課・健康増進課	関係課	－
事業の目指す状態		市民がロコモティブシンドロームやフレイル状態について理解し、自ら予防対策に取り組むことができる。			
事業概要		●ロコモティブシンドロームに留まらず、加齢に伴い心身の活力が低下したフレイル状態について、対象者の特性に合わせた健康相談の実施等を通じて周知啓発を行います。 ●フレイル状態にある高齢者の早期把握に努め、効果的な介護予防につなげるための取組を行います。			

（3）地域づくり型介護予防事業の推進

具体的な施策　7　住民主体の介護予防のための通いの場の支援

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		高齢者が住民主体の介護予防のための通いの場に参加することにより、介護予防・重度化予防に自ら取り組むことができる。			
事業概要		●住民主体の介護予防のための通いの場の立ち上げ、継続を支援します。 ●住民主体の介護予防のための通いの場で取り組むことができるような体操や、実施団体に対する健康に関する知識の普及啓発に取り組みます。			

指　標	令和６年度（実績値）	令和７年度（実績値）	令和８年度（見込値）	令和９年度（計画値）	令和10年度（計画値）	令和11年度（計画値）
開催場所（箇所）	55	58	59	60	61	62

具体的な施策　8　地域づくり型介護予防サポーター養成事業

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		介護予防サポーターが周囲の高齢者をリードすることで、介護予防に取り組む高齢者が増え、自立した高齢者が増える。			
事業概要		●介護予防の知識を学び、周囲に広めるリーダーとなる介護予防サポーターを養成します。			

指　標	令和６年度（実績値）	令和７年度（実績値）	令和８年度（見込値）	令和９年度（計画値）	令和10年度（計画値）	令和11年度（計画値）
介護予防サポーター養成者数（累計）（人）	175	191	200	210	220	230

具体的な施策　９　地域リハビリテーション活動支援事業

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		高齢者や高齢者に関わる人たちがリハビリテーション専門職から支援を受けることにより、介護予防及びその重度化予防ができる。			
事業概要		●地域にリハビリテーション専門職を派遣し、介護予防・重度化予防を推進します。			

指　標	令和６年度（実績値）	令和７年度（実績値）	令和８年度（見込値）	令和９年度（計画値）	令和10年度（計画値）	令和11年度（計画値）
いきいき百歳体操（介護予防体操）指導の派遣人数（人）	28	29	30	31	32	33

（４）高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進

具体的な施策　10　高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進

方　針	継続	主担当課	国保年金課	関係課	高齢福祉課　健康増進課
事業の目指す状態		高齢者の保健事業を地域支援事業等と一体的に実施する体制を構築し、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、効果的かつ効率的で、被保険者の状況に応じたきめ細かな支援に取り組んでいる。			
事業概要		●高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から、保健事業と介護保険の介護予防事業を一体的に実施します。			

基本施策３　居場所づくり・社会参加の促進

■現状と課題

ニーズ調査結果では、地域活動等への参加頻度は、スポーツ関係のグループやクラブ、趣味関係のグループ、自治会・町内会、収入のある仕事が比較的多く、ボランティアのグループ、学習・教養サークル、老人クラブといった地域活動については低調な結果となっています。

定年退職後に地元で何らかの活動をしたいと考えている高齢者が今後増えてくることが予想されます。そのような中、高齢者が地域社会において自立した生活を営むには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って暮らしていくことが重要です。

■施策の方向性

高齢者の多様な学習意欲や活動ニーズに応えるため、生涯学習や世代間交流の機会を拡大します。様々な活動を通じて高齢者が地域で活躍し、仲間と交流できる環境づくりを進めるとともに、高齢者の居場所づくりを推進します。

また、高齢者が地域の支援者の一員として、生きがいを持って社会参画・地域貢献の役割を担えるよう、積極的に参加・活動できる場の提供・支援を行います。

（１）高齢者の多様な交流の場の支援

具体的な施策　11　生きがいサロン推進事業の実施

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		地域の人材を活用し、地域が運営する通いの場である「生きがいサロン」の開設及び運営を支援することで、高齢者の住み慣れた地域での生きがいある生活を実現する。			
事業概要		●高齢者がいきいきと安心して日常生活を送るための支援を行い、地域内の見守り・助け合いの精神の醸成を図り、地域福祉の向上を推進します。			

指　標	令和６年度（実績値）	令和７年度（実績値）	令和８年度（見込値）	令和９年度（計画値）	令和10年度（計画値）	令和11年度（計画値）
箇所数（箇所）	60	64	61	62	63	64

具体的な施策　12　通いの場・居場所づくりの推進

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		高齢者が参加できる通いの場があり、楽しく参加することが相互支援となり、孤立を防ぐことができる。			
事業概要		●地域住民助け合い事業において高齢者の身近な地域における居場所づくりを推進します。 ●シニアセンターを拠点とし、利用者等の声を反映し、介護予防施設として地域に開かれた居場所づくりを実施します。また、施設の在り方について検討します。 ●元気アップデイサービス事業を実施し、要介護認定を受けていない高齢者を対象に、いきいき百歳体操、工芸、季節の行事、趣味の活動等のサービスを提供することで、閉じこもり予防のための支援を行います。			

指　標	令和６年度（実績値）	令和７年度（実績値）	令和８年度（見込値）	令和９年度（計画値）	令和10年度（計画値）	令和11年度（計画値）
元気アップデイサービス事業利用者実人数（人）	257	274	275	280	285	290

（２）高齢者の多様な活動の支援

具体的な施策　13　老人クラブの活動支援

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		活動支援を行うことで、老人クラブの充実を図り、高齢者の生きがい及び健康づくりの促進に寄与する。			
事業概要		●高齢者の社会活動への参加を促進するため、老人クラブの結成促進と充実を図り、仲間づくりや健康づくり、趣味や教養などの学習活動、社会奉仕やその他の地域活動など、自ら生きがいを高める様々な活動を支援します。			

指　標	令和６年度（実績値）	令和７年度（実績値）	令和８年度（見込値）	令和９年度（計画値）	令和10年度（計画値）	令和11年度（計画値）
老人クラブ数（団体）	42	41	40	41	42	43

具体的な施策　14　シルバー人材センターの活動支援

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		シルバー人材センターの活動を支援することで、高齢者の生きがいの確保と健康の増進を図るとともに、地域社会の発展を図る。			
事業概要		●高齢者が生きがいを持って生活ができるよう、高齢者の知識・経験・能力が生かされる仕事を会員に提供するシルバー人材センターを支援します。 ●シルバー人材センターが実施している受注の拡大、生活支援サービスの拡大に向けた技能講習の充実、会員組織活動の強化、事務局機能の強化等を支援します。			

指　標	令和６年度（実績値）	令和７年度（実績値）	令和８年度（見込値）	令和９年度（計画値）	令和10年度（計画値）	令和11年度（計画値）
会員数（人）	648	662	660	660	660	660

具体的な施策　15　生涯現役応援体制への協力

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		高齢者の社会参加の促進を図り、健康で意欲を持った高齢者がいきいきと輝く生涯現役社会を実現する。			
事業概要		●高齢者の社会参加（ボランティア、就労、学習等）の促進を図り、健康で意欲を持った高齢者がいきいきと輝く生涯現役社会の実現を目指すため、県等の関係機関と連携し、生涯現役応援体制の構築を推進します。 ●栃木県シルバー大学校の卒業生が開催するシルバー作品文化祭への協力、シニアサポーターとの連携等を実施します。			

具体的な施策　16　介護支援ボランティアポイント事業の推進

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		高齢者が介護保険事業所等でボランティア活動を行うことで、社会参加の促進や健康増進・介護予防が図られ、社会を支える一員としての役割を担うことができる。			
事業概要		●高齢者が、ボランティア活動を始めるきっかけとなる事業を推進します。			

指　標	令和６年度（実績値）	令和７年度（実績値）	令和８年度（見込値）	令和９年度（計画値）	令和10年度（計画値）	令和11年度（計画値）
ボランティア活動登録者数（人）	74	71	64	65	70	75

具体的な施策　17　高齢者への就職活動支援

方　針	継続	主担当課	商工振興課	関係課	－
事業の目指す状態		高齢者自らが地域社会を支える大切な担い手として役割や生きがいを見いだし、これまでに培った豊かな経験、知識、技能を最大限に生かしながら、多様な働き方を通じて希望に応じた就職活動ができるようになっている。			
事業概要		●就労を希望する高齢者や就職活動に不安を抱く方を対象に、栃木県やハローワーク等の関係機関、地元商工団体等との連携のもと、個別相談会や企業とのミニ合同面接会等を開催し、高齢者の円滑な就業と社会参加を一体的に支援します。			

（3）生涯学習、スポーツに係る活動の場の提供

具体的な施策　18　生涯学習の場の提供

方　針	継続	主担当課	生涯学習課	関係課	高齢福祉課
事業の目指す状態		生涯学習の場を提供することで、高齢者の社会活動への参加を促進し、高齢者が心身ともに健康で充実した生活を送ることができる。			
事業概要		●公民館の高齢者学級において各種講座を実施することにより、様々な学習の機会が得られるよう支援します。また、地域活動の実践のための学習機会である栃木県シルバー大学校の活用についても積極的に呼びかけを行います。 ●公民館等の生涯学習講座、文化交流活動、シルバー作品文化祭など活動成果の場の提供を行います。			

具体的な施策　19　スポーツに係る活動の場の提供

方　針	継続	主担当課	スポーツ振興課	関係課	高齢福祉課
事業の目指す状態		高齢者が、その意欲に基づき、スポーツに親しみ、又はスポーツボランティアとして活躍することができる。			
事業概要		●年齢にかかわらず気軽にスポーツが始められる機会をつくるため、体験希望に応じて、ニュースポーツを含むスポーツ・レクリエーション活動の場を提供します。 ●ボランティア登録者数の確保を図り、スポーツイベントに積極的に協力を求めるとともに、各種 PR 活動を行います。			

基本目標Ⅱ　人とつながり心おだやかに過ごせる暮らしづくり
基本施策１　情報発信・相談しやすい体制の強化

■現状と傾向、課題

ニーズ調査結果では、今後、力を入れてほしい高齢者施策として、「福祉や生活にかかわる相談の充実」という回答が 25%ありました。

地域住民の抱える課題が複雑化・複合化する中で、包括的な相談支援の体制が求められています。

高齢者の抱える様々な課題に対応するため、相談機関の専門性を高めるための人材育成や関係機関との連携強化など、相談機能の充実が必要です。併せて、相談窓口や社会資源が市民や事業者へ広く周知できるような情報提供の仕組みが求められます。

また、今後の財産の管理や日常生活上での契約などに対して、３割以上の人が心配や不安があると回答しているものの、成年後見制度の認知度で「名前も内容も知らない」という回答は 24.2%となり、４人に１人が回答しています。

今後も、さらに、成年後見制度等の活用を推進することが必要です。

■施策の方向性

従来の情報発信手段に加えて、時代の潮流に沿ったＳＮＳやアプリケーション等の新しいツールを活用した多様な情報発信手段を展開し、これまでインターネット等の情報に触れる機会の少なかった高齢者にも迅速に情報が行き届けられる体制を目指します。

また、高齢者の総合的な相談支援と、医療・介護・介護予防・生活支援などを一体的に提供する包括的・継続的なケアマネジメントを推進しています。

さらに、判断能力が低下し、自分の意志を表すことが難しくなった場合でも、本来持っている権利が損なわれることなく生活ができるよう、成年後見制度等の周知や利用に関する支援を行います。

（１）情報発信手段の拡充

具体的な施策　20　情報発信手段の拡充とデジタルリテラシーの向上

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	企画政策課・デジタル推進課
事業の目指す状態		高齢者が、ＩＣＴを利用した情報収集ができるようになり、必要とする情報にアクセスできる。			
事業概要		●多様な情報ツールを活用した積極的な情報発信に努めます。 ●国等による支援事業等の動向を注視し、デジタルリテラシーの向上による高齢者のデジタルデバイドの解消に向けた支援を行います。			

（２）多様な相談に対応する支援体制の充実

具体的な施策　21　総合的な相談支援体制の整備・拡充

方　針	継続	主担当課	社会福祉課、高齢福祉課	関係課	子育て相談課
事業の目指す状態		悩みや不安を抱えている人、また、相談場所が分からない人の相談を窓口やアウトリーチ（訪問による支援）で受け止め、関係機関と連携を図りながら支援を行うことができる。			
事業概要		●福祉総合相談窓口で、高齢、障害、子ども、生活困窮など分野や属性を問わず、相談者の課題をまるごと受け止め、課題が複雑化・複合化した事例に関しては、関係機関と連携を図りながら支援を行います。 ●地域包括支援センターにおいて、総合相談支援事業を実施します。 （１） 初期段階での相談対応 ◇本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じて相談を受け止め、相談内容に即したサービス提供、制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行います。 （２） 継続的・専門的な相談支援 ◇継続的・専門的な対応が必要な場合には、当事者への訪問や関係者から詳細な情報を収集し、当事者に関する課題を明確にした上で、個別の支援計画を策定します。 ●身体の機能の低下が認められる高齢者に対し、希望に応じて相談員を派遣し、住宅改修に関する相談と助言を行います。			

具体的な施策　22　訪問等による高齢者の実態把握

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		高齢者の実態把握をすることで、その人に合った福祉サービス等の社会資源を利用することができる。			
事業概要		●総合相談支援業務を適切に行うため、高齢者宅への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集、地域の様々な関係者のネットワークの活用、保健・医療・福祉サービス関係機関との連携等を行い、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態を把握します。			

（３）権利擁護の推進

具体的な施策　23　日常生活自立支援事業（あすてらす）の利用促進

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		判断能力が十分でない高齢者等が、社会福祉協議会と利用契約を結ぶことにより、自立した生活を送ることができる。			
事業概要		●判断能力が十分でない高齢者等の金銭の管理や重要書類の預かり、福祉サービス利用の補助等を有償で行う日常生活自立支援事業（あすてらす）の利用を推進します。			

具体的な施策　24　成年後見制度の利用支援

方　針	継続	主担当課	社会福祉課・高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		判断能力が十分でない高齢者等が、安心して暮らし続けられるようになっていく。			
事業概要		●認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない要支援者を対象に、成年後見人等が契約などの法的行為について「代理」や「同意」などの機能を行使し権利を守る成年後見制度の利用を支援します。 ●各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる「地域連携ネットワーク」の体制整備を進めます。 ●市民を対象とした研修会の開催などにより、成年後見制度の周知と啓発に努めます。			

具体的な施策　25　高齢者への虐待防止

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		高齢者への虐待の早期発見と早期対応、未然防止を図ることで、高齢者の尊厳と安心した生活の確保ができる。			
事業概要		●地域包括支援センターを中心とした関係機関のネットワークを強化し、高齢者への虐待の早期発見と早期対応、未然防止に努め、高齢者の尊厳と安心した生活の確保を図ります。 ●介護サービス事業所における高齢者への虐待防止に係る取組の推進を支援します。			

具体的な施策　26　高齢者緊急一時保護事業

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		養護者の疾病や高齢者虐待等によって一時的に在宅での生活が困難となった高齢者が、安心して日常生活を送る場が確保される。			
事業概要		●養護者からの虐待、養護者の疾病等により在宅での生活が困難な場合など、緊急に保護が必要な理由のある高齢者を一時的に施設に入所させることにより、安心した生活の確保を図ります。			

具体的な施策　27　養護老人ホーム、特別養護老人ホームへの入所措置

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		環境上の理由及び経済的な理由により在宅での生活が困難と認められる高齢者が、安心して日常生活を送る場が確保される。			
事業概要		●養護老人ホームへの入所措置 入所判定委員会により在宅での生活が困難であると判定された高齢者に対し、施設へ入所させることにより、安心した生活の確保を図ります。 ●特別養護老人ホームへの入所措置 身寄りがなく、経済的・身体的に生活することが困難な要介護状態の高齢者や、養護者による虐待によって生命に関わる問題に発展する危険性が高い要介護状態の高齢者に対し、緊急一時的に施設へ入所させることにより、その身の安全の確保を図ります。			

基本施策２　在宅生活の支援

■現状と課題

在宅介護実態調査結果によると、今よりも介護が必要になったときの希望として半数以上の人が「自宅で」と回答しています。

日常生活の支援が必要な高齢者が、地域で安心して暮らしていくためには、家事援助や見守り・安否確認、移動支援など、多様な生活支援サービスを整備及び周知していくことが必要です。

また、介護保険サービスなどの公的サービスだけでなく、地域のボランティアなど多様な主体によるサービス提供を支援し、協働体制の充実を図ることが必要です。

さらに、介護を必要とする高齢者の増加とともに、介護者の高齢化も進んでいるため、介護をする家族への支援の充実も重要です。

■施策の方向性

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等が増加する中、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、介護保険外の高齢者福祉サービスの充実を図ります。

（１）介護保険外の高齢者福祉サービスの推進

具体的な施策　28　介護保険外の高齢者福祉サービスの推進

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		高齢者が、住み慣れた地域で自立し、安定した在宅生活を送ることができる。			
事業概要		●高齢者の安定した在宅生活のため、一定の要件を満たす者に対し、次の事業を実施します。なお、高齢者を取り巻く状況の変化に合わせ、事業の内容を検討します。 ◇高齢者配食サービス事業 定期的に自宅を訪問し栄養バランスのとれた食事を提供し、安否確認を実施します。 ◇寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 寝具類のクリーニング料金を助成します。 ◇高齢者理美容料金助成事業 理髪店や美容院の利用料金助成券を交付します。 ◇在宅要介護高齢者紙おむつ給付事業 紙おむつ助成券を交付します。 ◇要介護高齢者等日常生活用具給付事業 日常生活用具を給付し、又は貸与します。 ◇緊急通報システム事業 緊急通報装置を貸与することで、日常生活の相談や緊急事態に迅速に対応します。 ◇高齢者救急医療情報キット給付事業 医療情報・緊急情報を保管できる救急医療情報キットを給付します。		

基本施策３　多様なニーズに対応した住まいの確保

■現状と課題

高齢者が、住み慣れた地域で個人の尊厳が確保され、安心して生活を続けるためには、それぞれの生活ニーズにあった住まいが適切に供給される環境の確保が求められています。

本市では、暮らしやすいまちづくりに向けて、公共施設や歩道、公園広場のバリアフリー化や住宅環境整備のための支援など、高齢者のスムーズな移動や安定した生活を実現するための整備を行ってきました。

今後も、単身高齢者や高齢者のみの世帯がさらに増加していくことが予想されており、加齢により身体機能が低下した場合でも、高齢者ができるだけ自立した在宅生活を営むためには、住宅のバリアフリー化など高齢者が安全・安心に生活ができる住環境の整備を図ることが必要です。

■施策の方向性

高齢者の急増に伴い、医療や介護を必要とする高齢者の増加が見込まれるため、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向け住まいの定員や入居状況を把握し、住まいの安定的な確保に努めます。

（１）高齢者向け住まいに係る情報提供の推進

具体的な施策　29　有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に係る情報連携の強化

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		高齢者の居住の場の選択肢が広がり、高齢者が、希望する場所で、適切なサービスを受けながら生活することができる。			
事業概要		●多様な介護ニーズの受け皿になっている有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等について、栃木県等の関係機関と情報を連携することで施設の設置状況を把握し、市民への適切な情報提供に努めます。			

具体的な施策　30　多様な住まいに係る情報提供の推進

方　針	拡充	主担当課	都市計画課	関係課	高齢福祉課
方針の背景・理由		令和８年度に国の伴走支援を受け、令和９年度に住宅セーフティネット法の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援協議会を設置する予定。協議会の設置により、市が関係団体等と連携して、主体的に住まいに困窮する高齢者に対して賃貸住宅を確保し、入居後の見守り等の支援を行うこととしている。			
事業の目指す状態		民間賃貸住宅に入居が困難な高齢者世帯が住まいを確保し、地域の一員として安心して在宅生活を送ることができる。			
事業概要		●那須塩原市居住支援協議会を設立し、住宅確保要配慮者居住支援法人や民間不動産事業者と連携して住まいに困窮する高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する適切な措置について協議を行う体制を整備します。 ●住宅確保要配慮者居住支援法人等と連携し、高齢者の住まいの確保に向けた相談支援や居住支援の充実を図ります。また、必要な支援策について関係機関と協議・検討を進めます。 ●市営住宅も含めた既存の住宅ストックの活用について、住宅施策との整合を図りながら検討します。			

基本施策４　医療と介護の連携

■現状と傾向、課題

在宅介護実態調査結果では、在宅医療に関心がある人は７割以上あるものの、在宅医療を使ったことがある人は 16.5%に留まっています。

今後、人口に占める高齢者の割合がますます増加することにより、様々な課題が予想されます。住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、在宅医療と介護サービスを高齢者の状態に応じて切れ目なく一体的に提供するため、一層の連携体制を強化していくことが重要です。

■施策の方向性

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、地域で自分らしい生活を人生の最期まで送れるよう、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制整備を推進します。

日常の療養支援から看取りまで、多岐にわたる場面で医療機関と介護事業所等が密接に連携できるよう、多職種連携の強化を図ります。これにより、医療・介護関係者の「顔の見える関係」を構築し、地域全体の連携強化を図ります。

（１）医療と介護の連携の推進

具体的な施策　31　医療と介護の連携の推進

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		医療と介護の連携を推進することで、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができる。			
事業概要		●医療と介護を一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護事業者等の関係者との協働と連携を推進します。 ◇地域の医療・介護の資源の把握 地域の医療機関、介護事業所等の住所・連絡先、機能等を把握し、これまでに本市が把握している情報と合わせて、地域の医療・介護関係者と共有します。 ◇在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策等の検討を行います。 ◇切れ目のない在宅医療と在宅介護サービスの提供体制の充実 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の充実を図ります。また、在宅医療・介護連携を進める中で、看取り、認知症関係、感染症や災害時対応の取組を強化します。 ◇医療・介護関係者の情報共有の支援 情報共有の手順等を含めた情報共有ツールを整備するなど、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援します。 ◇在宅医療・介護連携に関する相談支援 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援します。 ◇医療・介護関係者の研修 地域の医療・介護関係者の連携を強化するために、多職種でのグループワーク等の研修を行います。また、必要に応じて、地域の医療関係者を対象とした介護に関する研修会や介護関係者を対象とした医療に関する研修会を開催します。 ◇地域住民への普及啓発 在宅医療や介護に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携に関する理解を促進します。 ◇在宅医療・介護連携に関する市役所内及び関係市町の連携 那須塩原市役所内の関係部局や那須在宅医療圏内の市町が連携し、在宅医療・介護連携を推進します。			

基本施策５　認知症施策の推進≪認知症施策推進計画≫

■認知症施策推進計画策定の背景

急速な高齢化の進展に伴い、認知症の人の数は増加しており、厚生労働省の推計によると、令和 22 年には認知症の高齢者が約 584 万人、軽度認知障害の高齢者が 613 万人となり、高齢者の約 3.3 人に 1 人が認知症又は軽度認知障害になると見込まれています。

こうした現状に鑑み、国は、令和５年６月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」といいます。）」を制定しました。認知症基本法では、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的に、認知症の人やその家族の意向を十分に尊重しながら、国・地方が一体となって認知症施策を講じていくことが掲げられました。

こうした状況を踏まえ、「新しい認知症観」に立ちながら、認知症の本人が希望をもって自分らしく暮らし続けることができる社会を目指し、第 10 期計画と一体的に「認知症施策推進計画」を策定します。

※「新しい認知症観」とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできることややりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。

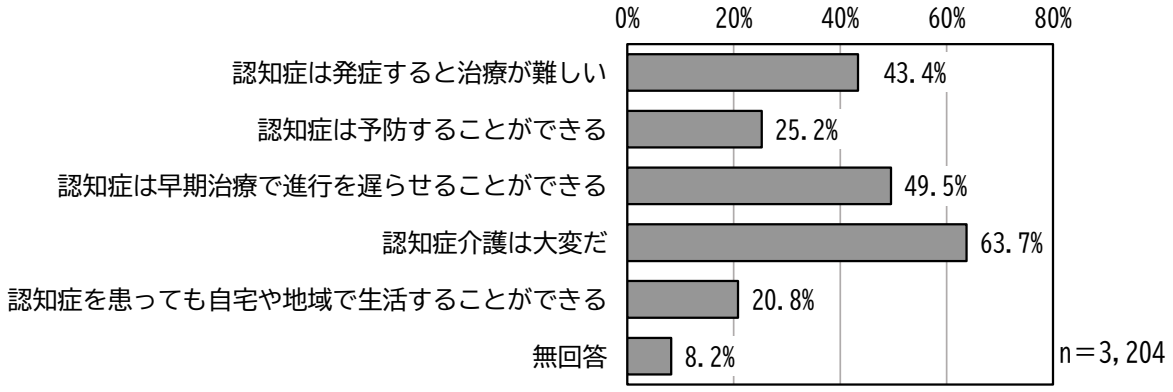
■現状と課題

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になるなど、多くの人にとって身近なものとなっています。一方で、市民アンケート調査によると、認知症に関する相談窓口を知っている市民の割合は 19.6％となっており、また知らないと答えた割合は 75.4％となっています。また、認知症に対するイメージは「認知症介護は大変だ」が 63.7％と最も多くなっています。

このような中、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、認知症への理解を深める必要があります。また、認知症の人やその家族の意思決定や権利が尊重され、誰もが地域で共生し暮らし続けられるよう取組を一層進めていく必要があります。

●介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

・認知症に対するイメージについて、「認知症介護は大変だ」が 63.7%と最も多く、次いで、「認知症は早期治療で進行を遅らせることができる」が 49.5%、「認知症は発症すると治療が難しい」が 43.4%となっています。



■認知症の人とその家族の想い

認知症施策は、認知症の人の視点に立ち、認知症の人やその家族の意見を踏まえて推進することが重要であることから、本計画の策定にあたって、認知症の人やその家族の意見を伺う機会を得て、様々な意見をいただきました。

【認知症の人の声】

・認知症と診断されたとき、立ち上がれないくらい落ち込んで、家にこもっていた。
・認知症に対する地域のイメージ（何もできなくなる等）は変わっていない。
・寂しかったのは運転免許証を返納したとき。今は自転車に乗って山々の写真を撮るのが楽しみ。
・話がうまくできなくなったことをひしひしと感じている。
・（認知症カフェにて）この前来たときのことはよく覚えてないけど、楽しかったからまた来た。
・認知症カフェに行くと頭がすっきりする。
・自分でできることを普通にしたい。
・自分で自分のことを決めたい。
・話を聞いてくれるだけでほっとする。
・同じ立場の人と交流すると、心が軽くなる。

【家族の声】

・認知症について理解がある人が増えれば、認知症の人が地域で生活しやすくなる。
・認知症カフェでは、認知症があってもなくても、同じ目線で会話ができる。
・本人と一緒に認知症カフェに通うようになって、自分も明るくなれた。
・普段イライラすることがあっても、みんなと話すことでリフレッシュできる。

■施策の方向性

認知症の人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、「新しい認知症観」の普及を促進し、認知症の人を含めた市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現に向けた施策を推進します。

（１）認知症の人に関する理解の増進

具体的な施策　32　認知症サポーター養成講座等の推進

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		市民一人ひとりが認知症について正しく理解し、地域や社会全体で認知症の人やその家族をあたたかく見守ることができる。			
事業概要		●市民・企業を対象とした認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の人やその家族をあたたかく見守る認知症サポーターを養成します。 ●認知症サポーターを対象に、地域で認知症の方やその家族を具体的に支える実践的な知識や対応スキルを学ぶためのステップアップ講座を開催します。			

指　標	令和６年度（実績値）	令和７年度（実績値）	令和８年度（見込値）	令和９年度（計画値）	令和10年度（計画値）	令和11年度（計画値）
認知症サポーター数（人）	7,967	8,323	8,600	8,900	9,200	9,500
認知症地域支援推進員数（人）	14	16	16	16	16	16

具体的な施策　33　認知症ケアパスによる普及啓発

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		「認知症ケアパス」を活用し、認知症に対する正しい理解を促進し、認知症になってからも地域で自分らしく生活を続けるためのガイドになっている。			
事業概要		●認知症の進行状況に合わせた医療・介護・地域資源などのサービスや市内の相談支援機関をまとめた「認知症ケアパス」を活用し、その普及啓発を図ります。 ●現在の認知症ケアパスについて、認知症基本法の趣旨を踏まえた理解や、本人や家族が適切なサービスにつながるよう、内容の見直しを行います。			

具体的な施策　34　若年性認知症の理解の促進

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		若年性認知症の人とその家族、周囲の人などが、若年性認知症の特性を理解し、適切な支援を受けながら、自分らしく生活することができる。			
事業概要		●若年性認知症の人の特性等について、市民の理解を深めるよう普及啓発を行います。 ●本市の認知症地域支援推進員、県の若年性認知症支援コーディネーター等と連携し、若年性認知症の人に対する支援を行います。			

（２）認知症の人と家族を支える取組みの推進

具体的な施策　35　認知症カフェへの支援

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		気軽に集まり、悩みや情報を交換できる場として活用されることで、認知症の人や家族の不安を和らげ、それぞれのカフェの特色を活かした継続的な支援につながっている。			
事業概要		●市内の認知症カフェの運営や立ち上げを支援し、認知症の人やその家族の居場所づくり、相互支援、本人発信等の支援を行います。 ●定期的に認知症カフェ参加者等の連絡会等を開催し、よりよい支援に向けた交流や学びの機会をつくります。			

具体的な施策　36　チームオレンジなすしおばらによる支援

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		認知症と診断された人やその懸念がある人が、チームオレンジなすしおばらによる支援により、認知症を理解しうまく付き合い、希望をもって自分らしく生きることができる。			
事業概要		●認知症サポーターを中心とした支援チームにより、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげる取組を推進します。 ●市内の認知症カフェを主な拠点とし、認知症の人やその家族の居場所づくり、相互支援、本人発信等の支援を行います。			

具体的な施策　37　介護教室の開催、介護者サロン等の開催の支援

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		家族介護者が家族介護教室や介護者サロン等に参加することにより、孤立を防ぎ、必要な相談機関やサービスにつながっている。			
事業概要		●在宅で介護する家族を支援するため、家族を対象とした介護教室を開催します。 ●地域住民等が主体となり、介護に関する悩みを話したり情報交換を行う介護者サロンの立ち上げや開催を支援します。			

具体的な施策　38　認知症の人の意思決定支援

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		認知症になっても日常生活において自らの意思が尊重され、その人らしい生活を送ることができている。			
事業概要		●市民向けの ACP（アドバンスド・ケア・プランニング）講演会など普及啓発を通じて、認知症になる前からの将来の医療やケア等に関する本人の意思決定を促す機会をつくり、認知症になっても日常生活において自らの意思が尊重されるよう支援します。 ●成年後見制度や日常生活自立支援事業（あすてらす）の利用を支援し、判断能力が十分でない認知症高齢者の権利や財産を守る取組を推進します。			

（３）認知症予防の推進

具体的な施策　39　認知症予防教室（介護予防教室）の実施

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		認知症の予防に効果のある生活を心がけることで、健康意識の向上や行動変容を促し、認知症の発症を遅らせるとともに、認知症になっても自分らしく暮らし続ける環境づくりができている。			
事業概要		●元気もりもり講座等を通して認知症の予防につながる生活について普及啓発を行います。			

具体的な施策　40　通いの場等における認知症予防の推進

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		高齢者が身近な通いの場等で認知症予防に取り組むことができ、また、社会参加による孤立の解消や役割の保持など認知症の発症を遅らせる環境づくりにつながっている。			
事業概要		●住民主体の通いの場等の立ち上げ、継続に対する支援を行います。 ●通いの場で取り組むことができる体操や、実施団体に対する健康に関する知識の普及啓発に取り組みます。 ●介護予防の知識を学び、周囲に広めるリーダーとなる介護予防サポーターを養成します。			

（４）早期対応に向けた支援の充実

具体的な施策　41　認知症地域支援推進員の配置

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		地域における認知症に関する相談支援体制が充実し、認知症の人やその家族が安心して生活することができる。			
事業概要		●地域において認知症の人とその家族を支援するため、相談支援体制の構築や関係者の連携強化を目的として、地域包括支援センター等に認知症地域支援推進員を配置します。 ●認知症地域支援推進員が関係者と連携しながら、認知症サポーター等の養成、認知症ケアパスの普及、認知症カフェの運営支援など、認知症施策を総合的に推進します。			

具体的な施策　42　認知症初期集中支援チームによる支援

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		認知症が懸念される人が早期に適切な医療・介護サービスにつながり、本人やその家族ができる限り住み慣れた地域で安心して生活することができる。			
事業概要		●医師、地域包括支援センター等で構成する「認知症初期集中支援チーム」により、認知症が懸念される人やその家族に対し、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。			

具体的な施策　36　チームオレンジなすしおばらによる支援（再掲）

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		認知症と診断された人やその懸念がある人が、チームオレンジなすしおばらによる支援により、認知症を理解しうまく付き合い、希望をもって自分らしく生きることができる。			
事業概要		●認知症サポーターを中心とした支援チームにより、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげる取組を推進します。 ●市内の認知症カフェを主な拠点とし、認知症の人やその家族の居場所づくり、相互支援、本人発信等の支援を行います。			

（５）地域における見守り体制の充実

具体的な施策　43　地域の見守りネットワークの構築

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		地域における見守りネットワークを構築することで、認知症の人やその家族が安心して暮らすことができる。			
事業概要		●認知症の高齢者等が行方不明になった際に、認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業による関係機関との連携を図り、早期発見・保護につなげていきます。 ●地域ケア会議や生活支援体制整備事業（地域住民助け合い事業）による地域づくりの一つとして、地域で見守るネットワーク体制の拡充を図ります。			

基本目標Ⅲ どこでもいつでも安全で安心していられる地域づくり
基本施策１　支え合う地域づくりの推進

■現状と傾向、課題

ニーズ調査結果では、地域活動への参加者としての参加意向は、「是非参加したい」が 7.6%、「参加してもよい」が 47.0%で、参加意向は５割以上となっています。企画・運営(お世話役)としての参加意向は、「是非参加したい」が 2.3%、「参加してもよい」が 28.9%と３割以上の人の参加意向が伺えます。

誰もが充実した生活を送っていける地域社会にするためには、一人ひとりが協力しあっていくことや、高齢者が気軽に参加でき、活動できる機会と場の充実を図ることが重要です。

また、生活支援の担い手として活動への参加意向のある高齢者もいるため、支援が必要な高齢者のニーズと支援者側をつなぐ仕組みづくりが必要です。

■施策の方向性

地域包括ケアシステムにおける、お互いに支え合う地域づくりに向け、地域ネットワークの構築と住民やボランティア団体等の多様な主体の取組を推進します。

（１）地域見守り支え合い体制の整備

具体的な施策　44　地域住民助け合い事業（生活支援体制整備事業）

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		行政、地域住民、民間事業者、ＮＰＯなどが連携し、多様な生活支援・介護予防サービスの提供や地域で助け合う体制が構築され、高齢者を含めた地域住民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる。			
事業概要		●15 公民館区に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、地域資源の把握、ニーズの集約を行い、多様な主体（自治会、ボランティア、民間事業者、ＮＰＯ等）との連携を推進します。 ●地域の多様な主体間の連携・協働を推進し生活支援コーディネーターの活動を支援するための協議体を設置し、地域課題の抽出と具体的な解決策や助け合いの仕組みの構築を進めます。 ●地域住民が主体となって地域の居場所（通いの場等）を開設、運営できるよう、関係機関と連携しながら、効果的な情報提供や運営の支援を行います。 ●元気な高齢者をはじめとする多世代の住民が担い手となり、また、お互いに見守り、助け合うための取組を支援し、互助の仕組みの構築を進めます。			

指　標	令和６年度（実績値）	令和７年度（実績値）	令和８年度（見込値）	令和９年度（計画値）	令和 10 年度（計画値）	令和 11 年度（計画値）
協議体の開催回数（件）	－	９６	９８	１００	１０２	１０４

（２）高齢者台帳（一人暮らし・高齢者のみ世帯）の整備

具体的な施策　45　高齢者台帳（一人暮らし・高齢者のみ世帯）の整備

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		民生委員等による高齢者の見守り活動が円滑に行われ、緊急時等に必要な対応が適切に行われている。			
事業概要		●一人暮らし又は高齢者のみ世帯の高齢者に対し、緊急時の対応や在宅福祉サービスを提供するため、民生委員等の協力を得て台帳を整備し、関係者間での情報共有を図ります。			

（３）敬老事業の実施

具体的な施策　46　敬老事業の実施

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		長年地域社会に貢献してきた高齢者に対して敬意を表することで、敬老意識が醸成される。			
事業概要		●各地区の自治会等が中心となって開催する地域の自主性、独自性を重んじた敬老会を支援します。 ●高齢者の長寿を祝して、人生の祝年を迎える高齢者に対し、敬老祝い金を贈呈します。			

（４）高齢者のひきこもり対策

具体的な施策　47　ひきこもり地域支援センター「あおぞらテラス」の充実

方　針	新規	主担当課	社会福祉課	関係課	高齢福祉課
方針の背景・理由		高齢の親とひきこもり状態にある子が同居し、介護・困窮・孤立などが重なる「8050 問題」など、高齢者世帯における福祉課題の複雑化・複合化が進んでいる。 令和８（2026）年４月に那須塩原市社会福祉協議会内に開設された「ひきこもり地域支援センター『あおぞらテラス』」の取り組みを進め、高齢福祉分野（地域包括支援センター等）との連携・ネットワークを強化し、ひきこもり状態にある当事者及び世帯の早期発見と包括的・継続的な支援体制の充実を図る必要がある。			
事業の目指す状態		「あおぞらテラス」を中心とした専門的な相談支援や居場所づくりなどが定着するとともに、高齢福祉分野（地域包括支援センター等）との重層的な連携により、ひきこもりに悩む当事者及びその家族が社会から孤立することなく、住み慣れた地域で安心して生活を継続できる。			
事業概要		●「あおぞらテラス」でひきこもりに悩む当事者及びその家族からの相談を受け止めるとともに、相談の内容に応じて適切な支援方法について検討を行い、必要な関係機関につなぎ、継続的な支援を行います。 ●高齢福祉分野（地域包括支援センター等）との連携を強化し、介護保険の総合相談や権利擁護、地域ケア会議等を通じて把握された「8050 問題」等の複合課題ケースについて、「あおぞらテラス」と地域包括支援センター、ケアマネジャー等が情報共有を図り、支援を行います。 ●社会参加をするための第一歩となる居場所づくりとともに、当事者や家族同士が集まって交流できる場の取組を進めます。また、市民や地域の関係者に対し、ひきこもりや 8050 問題への理解を深めるための周知・啓発を実施します。			

具体的な施策　48　100歳体操や元気アップデイサービス等による高齢者の閉じこもり予防と住民主体支援（サービスB・D）の推進

方　針	新規	主担当課	高齢福祉課	関係課	社会福祉課
方針の背景・理由	高齢化や単身・高齢夫婦世帯の増加に伴い、社会参加の機会減少による高齢者の閉じこもりやフレイル（加齢に伴う心身の衰え）、社会的孤立が課題となっている。高齢者のひきこもり・閉じこもりを予防し、住み慣れた地域で自立した生活を継続するためには、早期から身近な地域で運動や交流に取り組める通いの場づくりや、外出を支える生活支援体制の整備が重要である。 また、8050 問題等を含む複合的な課題や専門的な相談支援を要するケースについては、ひきこもり地域支援センター「あおぞらテラス」や地域包括支援センター等の専門機関と適切な連携を図りつつ、地域全体で高齢者の孤立を防ぐ包括的な支援体制の充実を図る必要がある。				
事業の目指す状態	「100 歳体操」や「元気アップデイサービス」などを通じた介護予防・閉じこもり予防の取り組みや地域の集いの場が身近な場所に定着し、高齢者が主体的に社会参加できる事業を継続する。また、住民等の多様な主体による総合事業のサービス B（住民主体の訪問・通所）やサービス D（移動支援）の導入・推進により、外出支援や助け合いのネットワークが広がり、高齢者が孤立することなく安心して暮らし続けられる環境が構築されている。				
事業概要	●介護予防・通いの場の推進（100 歳体操・元気アップデイサービス等） 地域における「100 歳体操」等の自主的な運動グループの立ち上げ・継続支援や、「元気アップデイサービス」等の利用推進を図り、高齢者の運動習慣定着、閉じこもり予防、交流機会の拡充を推進します。 ●住民主体サービスおよび移動支援の推進（サービス B・D） 地域住民やボランティア団体等による日常生活上の支援（サービス B）や、買い物・通院等の移動を支援する仕組み（サービス D）の普及・育成を図り、外出機会の確保と地域における支え合い体制を強化します。 ●関係機関との連携体制の確保 地域包括支援センターや相談窓口等を通じて閉じこもり傾向にある高齢者の早期発見に努めるとともに、必要に応じてひきこもり地域支援センター「あおぞらテラス」等と連携し、状況に応じた適切な支援へつなげます。				

基本施策２　地域包括支援センターの機能・運営の強化

■現状と課題

ニーズ調査結果では、家族や友人･知人以外で、何かあったときに相談する相手として、「地域包括支援センター・市役所」と回答した人は 18.4%に留まっており、地域包括支援センターの周知を図り、相談窓口の認知度向上を図ることが必要です。

■施策の方向性

高齢者の総合的な相談窓口として設置されている地域包括支援センターの周知を徹底し、さらに、窓口相談、電話相談及び訪問相談等の多様な相談体制を充実させ、相談内容に適切に対応するための人材育成及び関係機関との連携強化を図ります。

また、高齢者をはじめとした家族の多様な問題に対応できるよう、相談機関の機能強化を図るとともに、今後も地域住民組織や関係機関との連携を図り、地域包括支援センターの職員の資質向上に努め、安定した事業実施体制を確保します。

（１）地域包括支援センターの機能・運営の強化

具体的な施策　49　地域包括支援センターの機能・運営の強化

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		地域包括支援センターの効果的な運営により、高齢者の自立支援・介護予防・重度化防止の推進、生活支援サービスの充実、総合事業の推進が図られ、地域包括ケアシステムの実現につながる。			
事業概要		●高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応するため、センター間及び行政との業務の役割分担の明確化・連携強化、PDCA サイクルの充実による効果的な運営を継続させ、センターの機能・運営を強化します。			

（２）基幹型地域包括支援センターの運営

具体的な施策　50　基幹型地域包括支援センターの運営

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		地域包括支援センターへの支援体制の強化により、地域格差のないケアマネジメントが提供される。			
事業概要		●市内８つの地域包括支援センターに対し、総合調整と後方支援を行い、質の向上と平準化を図ります。			

基本施策３　安心できる生活環境の整備

■現状と傾向、課題

近年、多発する自然災害や感染症等の流行を踏まえ、平時から災害・感染症対策に対する体制の整備が求められています。

ニーズ調査結果では、今後、力を入れてほしい高齢者施策として、「通院や買い物のための移動の支援」が最も多く、「道路の段差解消など人にやさしいまちづくりの推進」という回答も２割以上となっています。

高齢者が、住み慣れた地域で安全にかつ安心して生活を続けることができるように、災害対策や移動支援等について、関係機関と連携を図り、現状の把握や対策を検討していく必要があります。

■施策の方向性

身体等が不自由になっても、自力で行える活動の幅が可能な限り確保できるように、バリアフリーを推進するとともに、防災、感染症対策、交通安全対策、防犯対策等、高齢者に配慮した生活環境の整備に努めます。

また、高齢者の移動手段のみならず、公共交通を維持すること自体が全国的な課題となっていることから交通網の見直し等を行い、利便性の向上を図るとともに、持続可能な公共交通を目指します。

（１）高齢者が暮らしやすい環境の充実

具体的な施策　51　公共施設・民間施設のバリアフリー化

方　針	継続	主担当課	建築指導課・都市建設課	関係課	－
事業の目指す状態		特定施設の建築主及び設計者がバリアフリー化へのより高い意識を持つことで、基準不適合の特定施設の割合を減らし、高齢者が住みやすい環境が整備できる。			
事業概要		●高齢者の積極的な社会参加を促進するため、施設を安全・安心に利用できるよう、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、民間施設のバリアフリー化の普及を促進します。			

具体的な施策　52　公共交通ネットワークの形成

方　針	継続	主担当課	交通防犯課	関係課	高齢福祉課
事業の目指す状態		交通空白地域の解消が図られ、移動に制約のある高齢者の移動手段の確保・維持（自家用車を利用しなくても生活できる環境の創出）ができている。 那須地域の行政界をまたぐ通勤・通学・通院等の移動において、路線バスの利用をはじめとした切れ目のない、利用者にとって分かりやすい公共交通網が構築されている。			
事業概要		●交通空白地域の解消を目指し、令和７年４月に再編した「ゆータク」の利便性をさらに向上させるため、交通結節点での接続性確保や乗降場所の追加・見直しを実施します。 ●「那須地域定住自立圏共生ビジョン」の構成市町と連携し、利便性が高く持続可能な広域的かつ総合的な公共交通網を形成します。			

（２）安心・安全な生活環境の充実

具体的な施策　53　交通事故防止対策

方　針	継続	主担当課	交通防犯課	関係課	－
事業の目指す状態		効果的な啓発活動の実施により、高齢者自身の交通安全意識が向上することで、高齢者の交通事故が減少する。 全ての運転者に、「子どもや高齢者に優しい３Ｓ運動」の推進を呼びかけることで、高齢者が安心して通行できる道路交通環境が整備される。			
事業概要		●高齢者の交通事故の割合は依然として高いことから、より効果的な高齢者向け交通安全教室や広報活動、反射材着用の推進などの施策を引き続き実施し、交通事故防止を図ります。			

具体的な施策　54　消費者被害の防止

方　針	継続	主担当課	交通防犯課	関係課	－
事業の目指す状態		高齢者の特殊詐欺や悪質商法被害等の消費者トラブルを早期発見・未然防止することができるようになっている。 高齢者が消費者トラブルから自己防衛するために必要な知識等を得られるようになっている。			
事業概要		●高齢者の消費者トラブルの未然防止のため、見守り活動や啓発活動を行います。 ●消費者安全確保地域協議会における関係機関等の情報共有などにより、高齢者の消費者被害の防止、早期発見、早期解決に努めます。 ●高齢者が居住する世帯に特殊詐欺撃退機器を無料貸与します。			

具体的な施策　55　防犯意識の向上

方　針	継続	主担当課	交通防犯課	関係課	－
事業の目指す状態		市民の防犯意識を向上させ、自主防犯団体による防犯活動を継続して実施することにより、犯罪が発生しにくい環境をつくることで、高齢者の安心した生活が維持できる。			
事業概要		●地域社会の連帯意識が希薄化する中、多様化する犯罪に高齢者が巻き込まれることも少なくないことから、関係機関と連携し、店頭啓発や出前講座を行うことで、防犯に関する情報を提供し一人ひとりの防犯意識の向上を図ります。 ●地域の防犯力を高めるため、リーダーの育成に努めるとともに、自主防犯団体に対して補助金を交付して設立の促進及び活動の充実を図ることで、犯罪の発生しにくい環境づくりを推進します。			

具体的な施策　56　防災対策の推進

方　針	継続	主担当課	危機管理課	関係課	社会福祉課
事業の目指す状態		全地域で自主防災組織が結成され、避難行動要支援者の支援などの訓練を行うことで地域の防災力が向上し、災害に強いまちづくりが実現する。 インターネット等による情報収集手段を用いることができず災害弱者となることが想定される高齢者について、デジタルデバイドが解消される。			
事業概要		●異常気象等により、全国各地で大規模災害が多発する中、災害に対する備えが重要となっていることから、高齢者を災害から守るための次の取組を行います。 ◇防災対策を推進するため、市民協働の防災体制づくりや地域防災計画の改訂等を随時実施します。 ◇市民協働による災害に強いまちづくりの推進に重点を置き、自主防災組織が市内全域で結成できるよう支援します。 ◇災害発生時において、避難行動要支援者が安全かつ迅速に避難できるよう、自治会や民生委員・児童委員等との連携のもと、地域の避難支援体制の整備を推進します。 ◇避難行動要支援者名簿の整備・更新を行うとともに、緊急時における具体的な役割分担を明確化し、地域における迅速な相互支援（共助）体制の構築を図ります。 ◇本市の消防本部等及び自主防災組織は、防災訓練を実施する際には、避難行動要支援者に配慮したメニューを設定し、避難行動要支援者の支援について訓練を行います。 ◇デジタルデバイド解消のため、防災ラジオの普及促進に取り組みます。			

具体的な施策　57　高齢者の熱中症対策

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	カーボンニュートラル課 健康増進課
事業の目指す状態		高齢者、その家族、介護サービス事業所等が気候変動を正しく理解し、熱中症予防情報を受け取り、エアコンの温度調整やこまめな水分補給等をすることで、高齢者の熱中症予防の取組を実施する。			
事業概要		●気候変動の影響により本市においても平均気温が上昇しており、熱中症のリスクが高まっていることから、熱中症予防メール、ホームページ、ポスター等の各種媒体により熱中症予防対策を実施します。 ●在宅高齢者宅での介護認定調査時に熱中症への注意喚起、防止対策の声掛けを実施します。 ●介護サービス事業所あて運営推進会議における注意喚起を実施します。			

指　標	令和６年度 （実績値）	令和７年度 （実績値）	令和８年度 （見込値）	令和９年度 （計画値）	令和10年度 （計画値）	令和11年度 （計画値）
高齢者施設への熱中症注意喚起、啓発メールの発信回数	－	－	－	3	3	3
介護認定調査時の注意喚起または声掛け回数	－	－	－	1,200	1,200	1,200
介護サービス事務所あて運営推進会議における注意喚起回数	－	－	－	50	50	50

具体的な施策　58　感染症対策

方　針	継続	主担当課	健康増進課	関係課	高齢福祉課
事業の目指す状態		感染拡大を可能な限り抑制し、高齢者の生命及び健康を保護する。			
事業概要		●「那須塩原市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、感染症の発生に備えます。 ●季節や全国的な感染動向に応じて、高齢者が容易に感染症対策を取り入れることができるよう、予防接種事業の整備・拡充とそれに伴う市民周知を実施します。 ●社会的な健康不安に応じて、高齢者が自身の健康管理を行えるよう、検診等事業の整備・拡充やそれに伴う市民周知を実施します。 ●介護サービス事業者への感染症対策の指導・周知を実施します。			

基本目標Ⅳ 介護保険サービスの基盤整備と事業の円滑な運営
基本施策１　介護保険サービスの充実

日常生活で見込まれる様々な支援を充実するために、多様なサービス提供体制の整備を行います。

また、いつまでも幸せでいられるよう地域や専門機関との連携を強め、一人ひとりに寄り添った支援につなげていきます。

（１）介護保険サービス（在宅系サービス）の充実

具体的な施策　59　介護保険サービス（在宅系サービス）の充実

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		在宅系サービスが適切に提供され、高齢者が、要介護状態になっても在宅で安心して暮らすことができる。			
事業概要		●要介護状態になった際に、在宅で安心して暮らすために提供されるサービスです。 ◇訪問介護　◇訪問入浴介護　◇訪問看護 ◇訪問リハビリテーション　◇居宅療養管理指導 ◇通所介護　◇通所リハビリテーション ◇短期入所生活介護　◇短期入所療養介護 ◇福祉用具貸与　◇特定福祉用具販売　◇住宅改修 ◇特定施設入居者生活介護 ◇介護予防支援・居宅介護支援 ◇登録施設介護予防支援・登録施設介護支援 ●各サービスについて、県等の関係機関と連携した各種制度・情報の周知等の支援を行います。			

（２）介護保険サービス（地域密着型サービス）の充実

具体的な施策　60　介護保険サービス（地域密着型サービス）の充実

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態	地域密着型サービスが適切に提供され、高齢者が、要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく生活できる。				
事業概要	●要介護状態になった際に、住み慣れた地域で自分らしく生活を続けられるよう提供されるサービスです。 ◇定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ◇認知症対応型通所介護 ◇小規模多機能型居宅介護 ◇認知症対応型共同生活介護 ◇地域密着型特定施設入居者生活介護 ◇地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ◇看護小規模多機能型居宅介護 ◇地域密着型通所介護 ●各サービスについて、運営推進会議（医療介護連携推進会議）や入所検討会議等の会議への参加や運営に係る相談、県等の関係機関と連携した各種制度・情報の周知等の支援を行います。 ●多様化する在宅介護サービスのニーズに対応するため、看護小規模多機能型居宅介護について、施設整備を推進し、基盤の確保に努めます。 ●総合事業を含むサービスの利用について、近隣市町との広域連携による相互利用等の検討を進めます。				

指　標	令和６年度（実績値）	令和７年度（実績値）	令和８年度（見込値）	令和９年度（計画値）	令和10年度（計画値）	令和11年度（計画値）
看護小規模多機能型居宅介護の整備（施設数・宿泊定員数）	0	0	0	1（9）	0	0

（３）介護保険サービス（施設・居住系サービス）の充実

具体的な施策　61　介護保険サービス（施設・居住系サービス）の充実

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		施設・居住系サービスが適切に提供され、高齢者が、要介護状態になったことにより在宅での生活が困難になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。			
事業概要		●高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるための基盤となる施設系及び居住系サービスです。 ◇介護老人福祉施設　◇介護老人保健施設　◇介護医療院 ●各サービスについて、入所検討会議等の事業所の会議への参加や、県等の関係機関と連携した各種制度・情報の周知等の支援を行います。 ●施設入所待機者の解消のため、介護老人福祉施設の整備の推進を行います。			

指　標	令和６年度（実績値）	令和７年度（実績値）	令和８年度（見込値）	令和９年度（計画値）	令和10年度（計画値）	令和11年度（計画値）
介護老人福祉施設（多床室）の整備施設数（床数）					１（50）	

基本施策２　介護サービスの質の向上

介護サービス事業者のサービスの質の向上やケアマネジメントの充実を図るため、多職種を交えた地域ケア会議や介護サービス事業者、地域包括支援センターと連携し各種研修会等を実施していきます。

また、今後、必要となる介護人材の確保に向け、国や県との連携により、介護福祉分野や介護サービスについての周知や啓発活動を通じて人材の育成・確保の取組に努めるとともに、業務効率化や介護人材がやりがいをもって働き続けることができる職場環境の改善に向けた取組を県と連携しながら進めていきます。

（１）介護サービスの質の向上

具体的な施策　62　介護サービス相談員派遣事業

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		介護サービス事業の利用者にとって、より適切で質の高い介護サービスが提供され、利用者及びその家族の不安や疑問を解消できる。			
事業概要		●介護サービス相談員が介護サービス事業所又は在宅の介護サービス利用者及びその家族の相談窓口となり、介護サービスに係る不安、疑問等の解消を支援します。 ●介護サービス相談員の人員の確保を進めるとともに、介護サービス利用者又はその家族の不安、疑問等から介護サービスに係る課題を把握することで、介護サービスの質的向上に寄与します。			

具体的な施策　63　事業者への指導

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		市内の全ての介護サービス事業所が法令等により定められた基準を守ることで、その利用者の全てが一定水準以上の介護サービスを受けることができる。			
事業概要		●介護サービス事業者の育成・支援を念頭に、介護サービスの質の維持・向上が図られるよう、市が指導監督権を有する地域密着型サービス、総合事業、居宅介護支援を行う事業者に対して法令等に基づく指導を行います。 ●運営推進会議の開催、災害及び感染症に対する備え、職員の認知症基礎研修の受講等、介護保険法又は介護保険条例に基づく事業者の義務が適切に履行されるよう、実施状況を確認します。 ●県等と連携し、ＩＣＴ化の推進、介護ロボットの導入、業務負担軽減のための事務の簡素化など、介護現場の生産性向上のための事業者の取組を支援します。			

具体的な施策　64　外部評価・第三者評価の支援

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		介護サービス事業者が客観的な評価を受けることで、サービスの質の維持・向上が図られ、利用者に適切な介護サービスが提供される。			
事業概要		●介護サービス事業者は、共通した評価基準に基づき、サービスの質、運営内容、経営内容等の良否について、専門的な見地から、外部評価機関からの第三者評価を受けています。その評価結果の公表と改善が常に図られるよう支援します。			

具体的な施策　65　各種連絡協議会の充実

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		連絡協議会の運営により、市内の介護サービス事業者等が安定して質の高いサービスの提供をすることができる。			
事業概要		●市内にある介護サービス事業者等がサービスの質の向上、人材確保、連携強化等を目的に各種連絡協議会を組織し、市は事務局としてその内容の充実と支援に努めます。 ◇介護保険事業者連絡協議会 市内の介護サービス事業者で組織され、質の高いサービスを効率的に提供することを目的として運営します。 ◇ケアマネジャー連絡協議会 市内の居宅介護事業者、地域包括支援センター及び介護保険施設等に勤務するケアマネジャー（任意会員）で組織され、適正な介護サービス計画の作成とケアマネジャーの資質向上を目的に運営します。			

（２）介護人材確保の促進

具体的な施策　66　介護人材の確保・育成

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	生涯学習課・学校教育課
事業の目指す状態		市内の介護サービス事業所に十分な介護人材が確保されることで、介護サービス利用者に適切で質の高いサービスが提供される。			
事業概要		●介護サービス事業者や県等と連携し、研修会の開催などを通じて、介護人材の確保と育成に向けた取組を推進します。 ●介護サービス事業者や教育委員会等と連携した出前講座・キャリア教育等の実施により、若者や地域住民における介護制度の理解促進と魅力発信を推進します。 ●介護人材の確保と定着を図るため、介護に関する各種資格取得支援の拡大を進め、介護従事者のスキルアップや事業者の人材育成の取組を推進します。 ●県等の関係機関と連携し、外国人介護人材の円滑な受入れや定着に向けた支援を行います。 ●令和 22（2040）年に向けた介護人材不足に備え、県等の関係機関と連携し、ＩＣＴ導入や業務効率化による生産性向上を推進します。		

指　標	令和６年度（実績値）	令和７年度（実績値）	令和８年度（見込値）	令和９年度（計画値）	令和10年度（計画値）	令和11年度（計画値）
介護に関する入門的研修 基礎講座修了者　延べ人数（人）	94	98	113	130	145	160
各種資格取得助成延べ件数（件）	－	－	10	20	30	40

基本施策３　適正な給付と介護保険の健全化

介護給付の適正化は、不適切な給付を削減することはもとより、利用者に対する適切な介護サービスを確保することで介護保険制度の信頼性を高めるとともに、持続可能な制度の構築につながるものです。このため、次の事業に取り組みます。

（１）介護給付等費用適正化事業

具体的な施策　67　介護給付等費用適正化事業

方　針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	－
事業の目指す状態		介護給付を必要とする利用者を適切に認定し、利用者が真に必要とする過不足のないサービスを適切に提供できている。			
事業概要		●要介護認定の適正化 要介護認定調査は、調査基準の妥当性・認識の平準化を図るため、客観的に内容確認を行うとともに、効率的な調査体制の確保に努めます。介護認定審査会は、各分野のバランスに配慮した構成とするとともに、委員の定期的な入替えを行い、合議体間の平準化を図ります。 また、認定調査員や審査会委員等を対象とした研修会への参加を通じて、適切な知識を習得し、公平かつ公正な要介護認定事務の確保に努めます。 ●ケアプラン等の点検 ◇ケアプランの点検 ケアマネジャーが作成した居宅介護サービス計画と介護予防サービス計画について、利用者が真に必要とするサービスを確保するため、事業者訪問等を行い、点検及び支援を行います。 ◇住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査 利用者の状態に合った住宅改修となるよう、事前の改修理由の確認又は工事見積書の点検を行うとともに、竣工後は、竣工写真等により住宅改修の施工状況等を点検します。また、身体の状態に必要な福祉用具の利用を進めるため、必要性や利用状況等の確認を行います。 ●医療情報との突合・縦覧点検 医療担当部署との連携体制の構築を図りつつ、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。 受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況等を確認し、提供されたサービスの整合性等の点検を行い、サービス事業者等における適正な請求の促進を図ります。			

指　標	令和６年度（実績値）	令和７年度（実績値）	令和８年度（見込値）	令和９年度（計画値）	令和10年度（計画値）	令和11年度（計画値）
審査会委員の入替え	半年ごと	半年ごと	半年ごと	半年ごと	半年ごと	半年ごと
調査員研修会（回）	2	2	2	2	2	2
審査委員研修会（回）	1	1	1	1	1	1
ケアプラン点検（件）	25	32	29	30	30	30
住宅改修、福祉用具購入・貸与調査（件）	0	0	0	1	1	1
医療情報との突合（件）	597	612	600	600	600	600
縦覧点検（件）	1,724	1,985	1,800	1,800	1,800	1,800

基本施策４　介護サービス事業量等の見込み

（１）第10期計画期間中の介護給付サービス基盤整備計画

本計画は、介護保険法第 117 条に基づき、本市における令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度までの３年間（第 10 期計画期間）における介護給付等対象サービスの見込量を確保し、地域包括ケアシステムの一層の推進を図ることを目的に、市の実状に合わせた介護給付サービスの基盤整備を推進するため策定するものです。

①市の人口動向と高齢化の現状

市の総人口は減少傾向にあるものの、65 歳以上の高齢者人口（第 1 号被保険者数）および高齢化率は今後も一貫して増加・上昇を続ける見込みです。とりわけ、重度化や介護ニーズが高まりやすい 75 歳以上の後期高齢者数は、令和 2（2020）年度の 17,473 人から令和 22（2040）年度には 22,859 人へと大きく増加し、高齢化率は 39.1%に達することが推計されています。

【那須塩原市の人口推計および高齢化率の推移】

令和2(2020)年度	
総人口	115,210人
第1号被保険者数（65歳以上人口）	32,665人
前期高齢者	15,192人
後期高齢者	17,473人
高齢化率	28.6%

令和7(2025)年度	
総人口	112,244人
第1号被保険者数（65歳以上人口）	34,121人
前期高齢者	15,531人
後期高齢者	18,590人
高齢化率	30.4%

令和22(2040)年度	
総人口	98,343人
第1号被保険者数（65歳以上人口）	38,438人
前期高齢者	15,579人
後期高齢者	22,859人
高齢化率	39.1%

また、高齢者人口の増加や重度化に伴い、要介護（要支援）認定者数も著しい増加傾向を示しています。令和 2（2020）年 3 月末時点で 4,385 人であった認定者数は、令和 8（2026）年 3 月末には 5,229 人へと大きく増加しており、特に中重度の要介護認定者が増えています。これに伴い、施設入所ニーズや訪問介護をはじめとする各種介護保険サービスの需要がより一層高まっています。

【要支援・要介護認定者数の推移】

介護度	令和元年度	令和４年度	令和７年度
要支援１	721 人	797 人	905 人
要支援２	525 人	628 人	701 人
要介護１	1,070 人	1,100 人	1,278 人
要介護２	655 人	643 人	715 人
要介護３	555 人	542 人	627 人
要介護４	536 人	613 人	653 人
要介護５	323 人	300 人	350 人
合計	4,385 人	4,623 人	5,229 人

②第10期計画における基盤整備の方針

高齢者人口および要介護認定者数が増加を続ける現状を踏まえ、市民アンケート、事業者・ケアマネジャー調査、国の見える化システムによる他自治体との比較（データ分析）等を反映し、第 10 期計画期間（令和 9 年度～令和 11 年度）においては以下の３つの介護サービスを重点整備・推進事業として基盤整備の推進を行います。

サービス種別	第 10 期 整備目標	選定理由・整備の方針
介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）	**1 施設（利用定員 50 人）**	施設入所待機者の高止まり・増加傾向および他自治体比較における定員数の不足に対応するため、新規の基盤整備を推進します。
看護小規模多機能型居宅介護	**1 施設**	第 9 期計画での整備が未達成となったため、事業者の参入意向や公募要件の柔軟化等を見直した上で、引き続き整備を推進します。
訪問介護	**事業者数の目標設定なし（整備推進）**	ケアマネジャー調査等で非常に高い利用ニーズと不足感が示されたため、国・県の補助事業の活用等を検討し、整備を推進します。

③　重点整備サービスごとの導入背景と整備方針

ｉ　介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）

【背景・選定理由】

- 入所待機者の高止まりと増加傾向：本市の特別養護老人ホーム入所待機者数（申込件数）は、令和 2 年の 234 人から令和 5 年には 138 人へと一時減少したものの、令和 8 年には 345 人へと急増しています。死亡者や軽度者等を除外した「精査後の待機者数」においても、令和 5 年の 55 人から令和 8 年には 91 人へと増加しており、令和 2 年と同水準にまで戻っています。特に在宅や介護老人保健施設、病院等で待機している中重度要介護者の入所ニーズが非常に高い状況です。
- 他自治体と比較したサービス基盤の状況：地域分析データによると、本市の人口 10 万人あたりの広域型特別養護老人ホーム事業所数は 5.2 箇所であり、全国平均（6.9 箇所）および栃木県平均（7.7 箇所）を大きく下回っています。また、要支援・要介護者 1 人あたりの広域特養利用定員数においても 0.067 人にとどまり、全国（0.084 人）や県平均（0.090 人）と比較して少ない状況にあります。

【参考：特別養護老人ホーム入所待機者数の推移】

■入所申込件数（精査前の申込件数）

申込者の待機場所	令和２年度	令和５年度	令和８年度
在宅	69 人	33 人	102 人
医療療養病床	9 人	6 人	9 人
その他の医療機関	5 人	9 人	46 人
介護老人保健施設	72 人	25 人	82 人
介護医療院	4 人	1 人	3 人
ショートステイ	50 人	45 人	54 人
認知症高齢者グループホーム	16 人	9 人	10 人
養護老人ホーム	0 人	0 人	1 人
軽費老人ホーム	0 人	0 人	0 人
有料老人ホーム	1 人	2 人	4 人
サービス付き高齢者向け住宅	8 人	6 人	14 人
その他	0 人	2 人	20 人
合　計	234 人	138 人	345 人

■精査後の待機者数（死亡者や軽度者等を精査）

申込者の待機場所	令和２年度	令和５年度	令和８年度
在宅	41 人	10 人	25 人
医療療養病床	5 人	5 人	2 人
その他の医療機関	0 人	7 人	15 人
介護老人保健施設	0 人	16 人	24 人
介護医療院	4 人	0 人	1 人
ショートステイ	35 人	12 人	17 人
認知症高齢者グループホーム	0 人	0 人	0 人
養護老人ホーム	0 人	0 人	0 人
軽費老人ホーム	0 人	0 人	0 人
有料老人ホーム	1 人	2 人	0 人
サービス付き高齢者向け住宅	7 人	1 人	3 人
その他	0 人	2 人	4 人
合　計	93 人	55 人	91 人

【整備方針】

上記の高い入所ニーズと地域的な供給不足を踏まえ、第 10 期計画期間中において利用定員 50 人の広域型特別養護老人ホーム 1 施設の新規整備を推進します。

ⅱ看護小規模多機能型居宅介護の継続整備（1 施設）

【背景・選定理由】

- 第 9 期計画からの継続課題：第 9 期計画において 1 施設の整備（宿泊定員 9 人）を目標として整備事業者の公募や整備意向の調査を実施してまいりましたが、整備事業者の応募がなく計画期間内での整備完了が困難な見込みとなりました。
- 複合的サービスの必要性：医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ中重度者の在宅生活を支えるため、「通い」「訪問」「宿泊」に加え「訪問看護」を柔軟に組み合わせられる本サービスは、今後の地域包括ケアシステム構築において重要なサービスの一つです。

【整備方針】

事業者の参入意向や整備課題を把握し、立地要件・公募要件の柔軟化や整備要件の緩和等を検討・見直した上で、第 10 期計画期間において引き続き 1 施設の整備を推進します。

ⅲ　訪問介護サービスの確保・整備推進

【背景・選定理由】

- 訪問介護の利用ニーズと供給不足：市内のケアマネジャーを対象とした将来不足が見込まれる介護サービス調査において、「訪問介護」が 70.1%と他の介護保険サービスを大きく上回る回答がありました。市民アンケートにおいても「訪問サービス」の充実を望む回答が 49.4%と高く、訪問介護の基盤確保が重点課題となっています。
- 事業所数の現状：国の見える化システムによる現状分析では、本市の人口 10 万人あたりの訪問介護事業所数は 21.6 箇所（全国平均 30.1 箇所）にとどまっており、将来的な人材不足や事業所不足が懸念されます。

【整備方針】

具体的な整備事業者数はあらかじめ制限せず、質の高いサービスの供給体制を幅広く確保します。新規開設および既存事業所の事業拡大・人材確保を後押しするため、国や栃木県の補助事業等の積極的な活用を検討・周知し、供給体制の向上と整備推進に努めます。

④ 第10期計画期間中の施設・居住系サービス基盤整備スケジュール

サービス名	令和 9 年度（2027）		令和 10 年度（2028）		令和 11 年度（2029）	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員
介護老人福祉施設（広域型特養）	－	－	1	50 人	－	－
看護小規模多機能型居宅介護	1	（9 人）	－	－	－	－
訪問介護	随時整備を推進					

※看護小規模多機能型居宅介護の（ ）内数値は宿泊定員を表します。

第５章　計画の推進

１　計画の推進体制

（１）情報提供による制度等の周知

高齢者やその家族、高齢者を支える事業者や関係機関などに対して、国や県の方針及び介護保険制度、市の施策や取組等に関わる情報を提供するとともに、その利活用につなげるために、講座の開催、ホームページや広報の発信、ガイドブックの作成等により、周知に努めます。

（２）苦情・相談体制

高齢者の尊厳が守られ、必要なサービスが適切に利用できるよう、サービスに関する苦情相談は、サービス提供事業者及びケアマネジャー、地域包括支援センター、介護サービス相談員並びに市や県が受け付け、関係機関と連携して苦情と相談の解決を図ります。また、これらの関係機関等を含めた苦情・相談体制の周知に努めます。

なお、保険者（市町）での取扱いが困難である場合や保険者（市町）が行った行政処分に関する場合は、次の機関により解決を図ります。

①栃木県国民健康保険団体連合会

介護サービスに関する苦情・相談のうち、保険者（市町）での取扱いが困難である場合や自治体の区域を超える等の場合、苦情申立を受けて、サービスの質の向上を目的とした調査・指導・助言を行います。

②栃木県介護保険審査会

保険者（市町）が行った行政処分に不服がある場合は、審査請求を行うことができます。審査対象となるのは、次のような処分です。

●保険給付に関する処分（要支援・要介護認定に関する処分、被保険者証の交付の請求に関する処分、給付制限に関する処分等）

●保険料その他の徴収金に関する処分（保険料の賦課徴収に関する処分、不正利得に関する徴収金等に係る賦課徴収、保険料等の徴収金に係る滞納処分等）

③栃木県運営適正化委員会

栃木県社会福祉協議会に設置され、福祉サービス利用者の利益を保護することを目的に、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決できるよう相談・助言を行います。

（３）地域・関係機関団体・関係部局との連携

第 10 期計画を円滑に推進するためには、介護保険制度をはじめとした各種保健福祉サービスの提供や関連施策の充実のみならず、地域住民の主体的な活動が不可欠です。市や市民が互いの特性や能力を発揮し合いながら、連携・協力する「市民協働」の考え方のもと、自治会、ボランティア団体、NPO 法人、医療機関、民生委員児童委員、社会福祉協議会、市等関係機関団体及び県との連携強化を図ります。

また、第 10 期計画は、高齢者の生きがいづくり、介護予防、介護保険サービス等の保健福祉施策に留まらず、様々な分野・事業が関係します。そのため、那須塩原市役所内及び県の関係部局との連携強化を図りながら、総合的に高齢者施策・支援を推進します。

２　計画の進行管理

（１）関係機関等との連携による進行管理

計画の進行管理に当たっては、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、高齢者の健康、保健、医療、生きがいづくり等について、那須塩原市役所内の関係各課との連携を図り、総合的に高齢者福祉施策を推進します。

また、地域包括ケアシステムの充実に当たっては、地域包括支援センターを中心に、自治会、NPO 法人、ボランティア団体、医療機関、民生委員児童委員、社会福祉協議会、市等関係機関団体及び県との連携強化を図ります。

あわせて、計画内容の普及啓発や意見交換会を通してケアマネジャーや介護サービス事業者との連携を図り、介護人材の確保と定着を支援します。

（２）PDCA サイクルによる進行管理

本計画（Plan）に基づき、地域包括ケアシステムの充実に向けて本市、事業者、各団体、地域での取組・実行（Do）を推進し、計画の進捗状況については「那須塩原市介護保険運営協議会」による定期的な評価・検討（Check）を行い、その結果をもとに取組の見直し・改善（Action）を図ります。

また、本計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、「保険者機能強化推進交付金」及び「介護保険保険者努力支援交付金」の評価結果も活用しつつ地域課題の分析を行い、改善につなげるなど、効果的な事業展開を進めます。

第 10 期　那須塩原市高齢者福祉計画

令和９(2027)年 3 月
那須塩原市保健福祉部高齢福祉課
〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社 108 番地 2
電話 0287-62-7191（直通）FAX 0287-63-8911
e-mail koureifukushi@city.nasushiobara.tochigi.jp
市ホームページ https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp